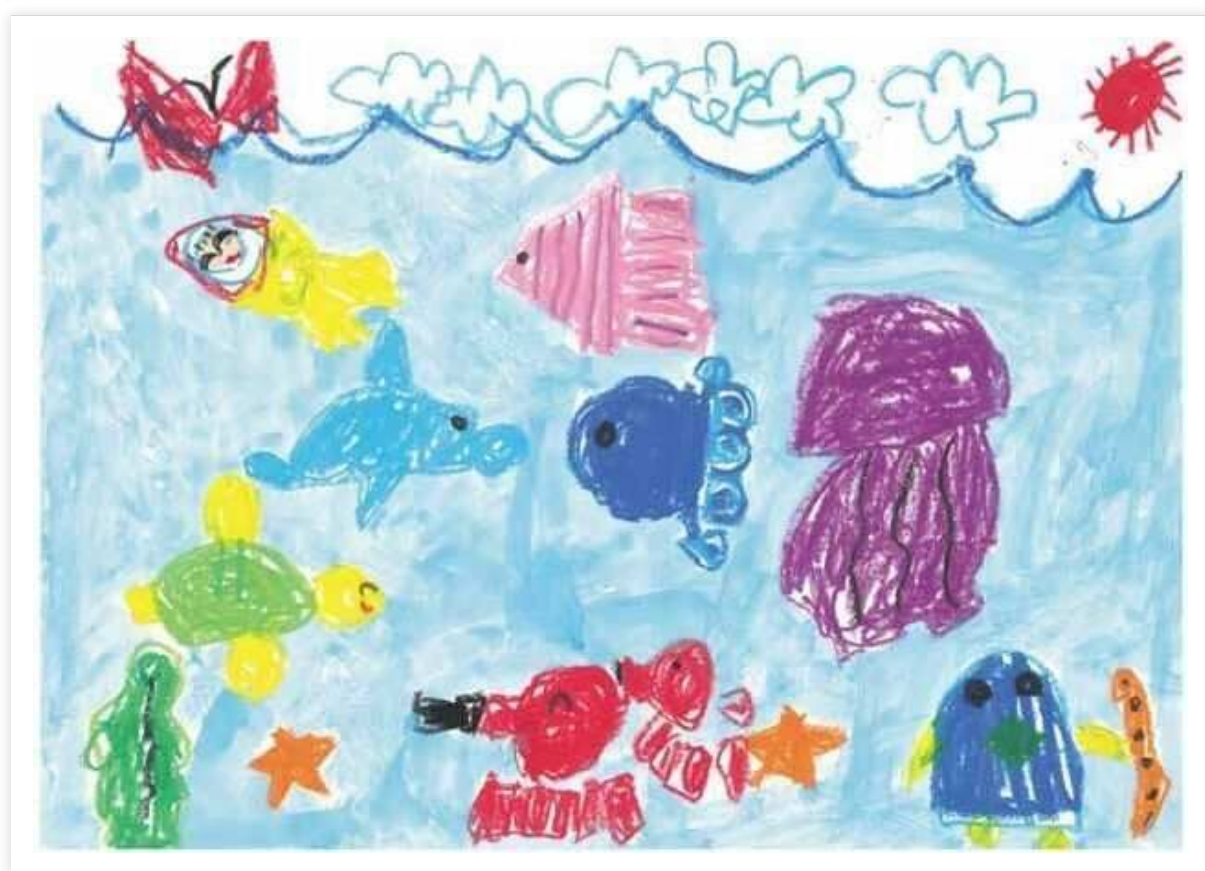


■ 令和6年版 ■

名古屋市環境白書



名古屋市



表紙、裏表紙、巻頭ページに掲載している絵は、「令和6年版名古屋市環境白書表紙絵募集」で、入賞した作品です。

環境白書の表紙絵募集では、市内の未就学児を対象として、「いきものいっぱい！わくわくするまちなごや」というテーマで絵を募集しました。子どもたちの感性あふれる応募作品の中から、幼稚園・保育園の先生で構成する「なごやエコキッズ懇談会」において選考した、最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作3点、入選6点を掲載しています。

（表紙）

よびつぎこども園 阿部 友海さんの最優秀賞を受賞した作品です。

（裏表紙）

慶和幼稚園 東 莉柊さんの優秀賞を受賞した作品です。

（巻頭ページ）

佳作または入選を受賞した作品です。

*作品は、受賞者名の五十音順で掲載しています。





佳作 よびつぎこども園 荒川小菜都さん



佳作 慶和幼稚園 井藤 萩香さん



佳作 幼保連携型認定こども園道德保育園 井上 かのんさん



入選 幼保連携型認定こども園道德保育園 飯田 菜珠子さん



入選 藤里保育園 岩川 滯さん



入選 よびつぎこども園 岩佐 朋果さん



入選 藤里保育園 佐藤 寛大さん



入選 認定こども園 白水保育園 ジュン ダン チ アンさん



入選 名古屋市立第一幼稚園 三吉野 稜さん

は じ め に

ここに令和 6 年版名古屋市環境白書を公表します。

この冊子は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 11 条の規定に基づき、令和 5 年度における環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策を取りまとめ、報告するものです。

昨年 3 月に公表された IPCC の第 6 次評価報告書では、工業化以前と比べ、既に 1.1℃の温暖化が生じており、温暖化が人間活動の影響であることには疑う余地がないとされています。世界の平均気温は依然として上昇傾向にあり、世界規模の異常気象や自然災害が発生し、気候変動問題への対応は喫緊の課題です。日本では、本年 6 月から 8 月の平均気温が統計を始めた 1898 年以降で 2023 年と並び最も高くなり、名古屋においても、最高気温が 35℃以上の猛暑日の日数が最も多くなるなど、記録的な猛暑となりました。このような猛暑日、熱帯夜等の日数の増加のほか、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、各地で被害が発生しています。加えて、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、気候変動の影響は、様々な地域、分野において既に発生しています。

また、地球温暖化による気候変動は、生物多様性の損失やごみ・プラスチック問題などとも密接なつながりがあり、持続可能な社会を実現するために、こうした問題の同時解決にむけた統合的な取組みが求められています。

名古屋市では、昨年 10 月に「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」を、本年 3 月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」及び「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。市民・事業者とのパートナーシップを基盤に、それぞれの計画を着実に進め、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現、持続可能な循環型都市の実現など、多様化する環境問題の同時解決に向けた取組みを進めてまいります。

環境問題は、一人ひとりのライフスタイルや経済・社会システムと深い関わりがあり、その解決には、私たちの日々の暮らしや経済活動が環境にどのような影響を与えているのかを考えることが第一歩です。そして、自分事として行動に移していくことが不可欠です。これまで築き上げてきたパートナーシップを一層発展させることで、持続可能な社会の実現をともに目指していきましょう。

この冊子が広く活用され、本市の環境の現状や取組みについての理解を深めていただくとともに、持続可能な社会の実現に向け行動するきっかけとなることを願っています。

令和 6 年 12 月

名古屋市長

目 次

第1部 総 論

第1章 地球温暖化対策～カーボンニュートラルの実現に向けて～	1
第2章 なごやの環境の状況と課題	7
1 大気・水質環境等	7
2 廃棄物処理	11
3 緑・生物多様性	14
4 地球温暖化	16
第3章 第4次名古屋市環境基本計画	19
第4章 令和5年度の重点取り組み	23
1 ジロング市（オーストラリア）との湿地提携に基づく人的交流事業	23
2 水素エネルギーの利活用の推進	24
3 新堀川における地下水の利用の取り組み	25
4 名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画	26

第2部 各 論

第1章 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	27
1 環境に関わる学びを推進する	27
2 環境にやさしい行動を促進する	30
3 パートナーシップを推進する	36
関連計画 なごや環境学習プラン	38
コラム 第24回日中韓三カ国環境大臣会合（TEM24）	39
第2章 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	40
1 大気環境の向上をはかる	40
2 水環境の向上をはかる	51
3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する	56
4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する	58
5 公害による健康被害の救済と予防を行う	66
6 その他の対策	68
第3章 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	69
1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する	69
2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する	71
3 ごみの適正な処理を推進する	74
関連計画 名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画	77

第4章 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	79
1 生物多様性の主流化を推進する	79
2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する	82
3 風土にあった生きものを保全する	87
4 水循環機能の回復を推進する	89
関連計画 名古屋市みどりの基本計画 2030	91
生物多様性 2050 なごや戦略・生物多様性なごや戦略実行計画 2030	92
水の環復活 2050 なごや戦略	93
関連事項 ネーチャーポジティブの実現に向けて	94
第5章 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	95
1 温室効果ガスの排出抑制を推進する	95
2 気候変動によるリスクへの備えを推進する	104
関連計画 名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030	109
環境行政主要事項一覧（令和5年4月～令和6年3月）	110

※資料編・参考については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

※発刊後、修正等があった場合は、名古屋市公式ウェブサイトへ正誤表を掲載しお知らせします。

市公式ウェブサイト

名古屋市環境白書

検索



第 1 部 総 論

第 1 章

地球温暖化対策
～カーボンニュートラルの実現に向けて～

第 2 章

なごやの環境の状況と課題

第 3 章

第 4 次名古屋市環境基本計画

第 4 章

令和 5 年度の重点取り組み

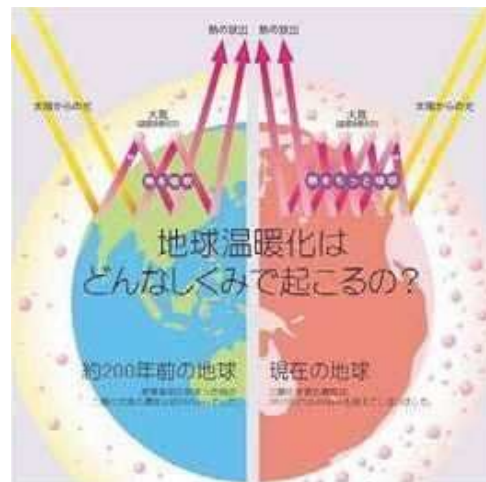
第1章 地球温暖化対策～カーボンニュートラルの実現に向けて～

1 地球温暖化とは

地球のまわりには、二酸化炭素（CO₂）などの熱をたくわえる温室効果ガスがあり、これにより、地球の平均気温はおよそ 15℃に保たれています。

しかしながら、人間活動の拡大にともない、大量の化石燃料が燃やされ、温室効果ガスが増えることで、地球が必要以上に暖められ、地球の気温が上がり続けています。これを地球温暖化といいます。

■地球温暖化のしくみ



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
「温室効果ガスと地球温暖化メカニズム」

2 地球温暖化による気候変動

(1) 世界の平均気温

気候変動政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）の報告（2021年発表）では、世界の平均気温（2011～2020年）は、工業化前と比べて約 1.09℃上昇し、



陸域では海面付近よりも 1.4～1.7 倍、北極圏では世界平均の約 2 倍の速度で気温が上昇したとしています。数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に世界の平均気温は工業化前と比べ 1.5℃から 2.0℃を超え、最大 5.7℃上昇すると予測するシナリオもあります。

■シナリオ別の世界平均気温の変化予測 （1950～2100年・観測と予測）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
「世界平均気温の変化予測（観測と予測）」

(2) 名古屋市の気候と将来予測

本市の年平均気温は 100 年で約 2.3℃上昇しており、猛暑日、真夏日、熱帯夜の日数は増加傾向にあり、冬日日数は減少傾向にあります。

今世紀末には、愛知県の年平均気温が約 1.3℃～約 4.2℃上昇すると予測されており、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大、大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されています。

(3) 気候変動による影響

世界的な豪雨、熱波、干ばつ、海面上昇などが顕在化しており、日本でも同様に、記録的な豪雨や猛暑、熱中症の増加などが頻発しており、経済や社会活動に様々な影響を及ぼしています。



3 2つの地球温暖化対策（緩和策と適応策）

地球温暖化に伴う気候変動に対処するには、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に最優先で取り組む必要があります。しかし、緩和策をどれだけ行ったとしても、ある程度の気温上昇は発生すると予測されています。

このため、身の回りの起こりうる変化に備え、環境にうまく「適応」していくことが重要です。



出典：A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）「気候変動適応とは」

4 カーボンニュートラルにかかわる動向

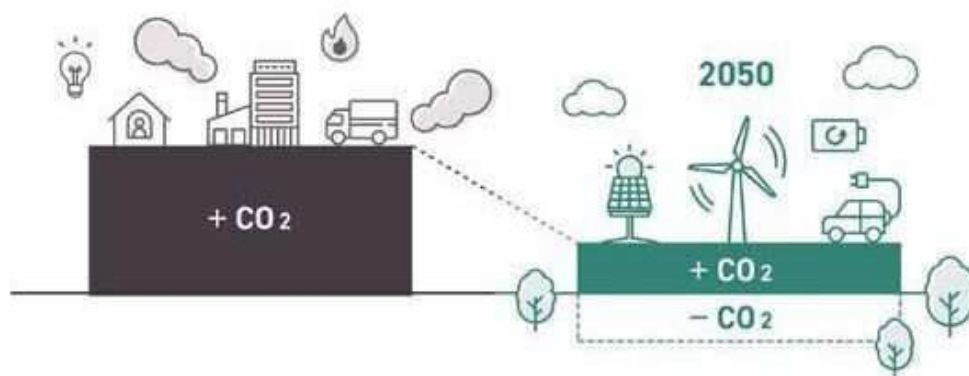
(1) 世界の動向

カーボンニュートラルとは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

2015年11～12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、今世紀後半のカーボンニュートラルの実現が目標として掲げられました。その後、IPCCの「IPCC1.5℃特別報告書」では、産業革命以降の温度上昇を1.5℃におさえるという努力目標を達成するためには、2050年頃までのカーボンニュートラルが必要とされました。

こうした背景を受けて、世界中の多くの国々が2050年にカーボンニュートラルを実現することを目標としており、カーボンニュートラルに向けた取り組みを経済成長や産業力・国際競争力の向上につなげようとしています。

■カーボンニュートラルのイメージ



出典：環境省「脱炭素ポータル」

(2) 国内の動向

国では、世界的なカーボンニュートラルへの動きを踏まえて、2020年10月に、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。

実現に向けて、2021年6月には、地球温暖化対策推進法の改正や地域脱炭素ロードマップの策定、同年10月には、地球温暖化対策計画の改定により2030年度の温室効果ガス削減目標を引き上げるとともに、第6次エネルギー基本計画が策定されました。また、グリーン成長戦略の策定等により、環境と経済の好循環を加速させるための取り組みが進められています。

■国の温室効果ガス排出量削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 百万t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37百万t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

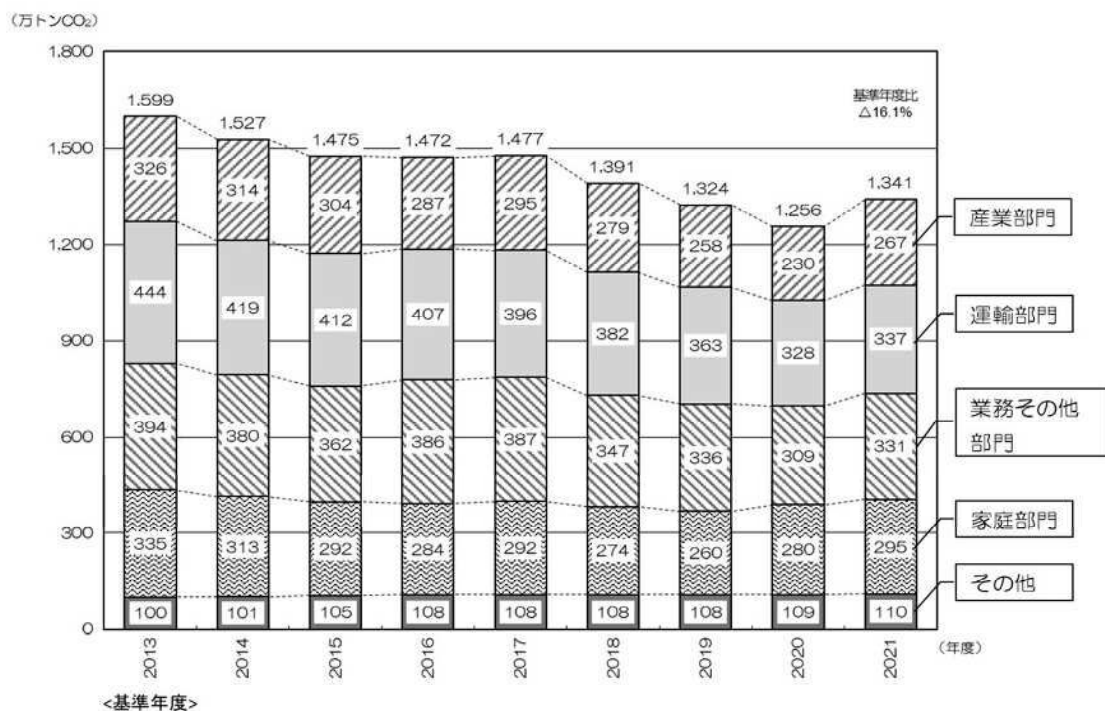
出典：環境省「脱炭素ポータル」

5 本市の温室効果ガス排出量の現状

本市の2021年度の温室効果ガス排出量は1,341万トンであり、2013年度（基準年度）と比べて16.1%減少しています。

部門別では、2021年度では運輸部門が最も多く、次いで業務その他部門、家庭部門、産業部門の順に排出量が多くなっています。

■温室効果ガス排出量の推移



(注)「その他」は、「エネルギー転換部門」、「廃棄物部門」および「CO₂以外の温室効果ガス」の合計値。

6 名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030 の策定～カーボンニュートラルの実現に向けて～

(1) 計画策定の趣旨

本市では、地球温暖化対策の長期戦略として「低炭素都市 2050 なごや戦略」を 2009 年に策定し、2050 年の将来像を目指し、これまで「低炭素都市なごや戦略実行計画」や「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」に基づき、取り組みを進めてきました。

今般、世界や国内でのカーボンニュートラルを目指す動向に対応すべく、本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するため、2024 年 3 月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」を策定しました。

(2) 計画目標

本計画では、地球温暖化対策推進法の基本理念に則り、市民、事業者のみなさまとともに、2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現にチャレンジしていきます。

市域における温室効果ガス排出量については、国の「地球温暖化対策計画」に掲げられた取り組みに加え、本市の地域特性や独自の取り組みを踏まえることで、2030 年度に 52%削減（2013 年度比）するという、国よりも高い目標を設定しています。

また、太陽光発電については、2019 年度の導入容量の約 2 倍にあたる、2030 年度に 49 万 kw 導入する目標を設定しています。

■名古屋市の 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標（万 t-CO₂）

部 門	2013 年度排出量 （基準年度）	2030 年度（目標年度）		
		排出量	削減量	削減率
産業部門	326	167	△159	△49%
運輸部門	444	280	△165	△37%
業務その他部門	394	149	△245	△62%
家庭部門	335	115	△220	△66%
エネルギー転換部門	15	11	△4	△28%
廃棄物部門	29	20	△8	△29%
CO ₂ 以外の温室効果ガス	57	32	△24	△43%
合 計	1,599	774	△825	△52%

※数値の単位未満は四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない。

(3) 2030 年までの取組方針・施策

本計画では、名古屋市と圏域の特徴や取り巻く状況を踏まえた、2030 年までの取組方針と施策を定め、地球温暖化対策を推進していきます。

2030 年までの取組方針

- 1 市民生活・事業活動に伴うエネルギーを減らす、創る、貯める取組みを推進する。
- 2 環境と経済の好循環を生み出し、グリーントランスフォーメーション(GX)につながる取組みを推進する。
- 3 自然共生、水循環、防災等の課題の同時解決につなげる。

2030 年までの施策

- 施策1 脱炭素型で自然を活かしたまちづくり
- 施策2 モビリティ(交通・移動)の転換
- 施策3 住宅・建築物の脱炭素化の促進
- 施策4 脱炭素型ビジネススタイルとイノベーションの促進
- 施策5 再生可能エネルギーの普及拡大
- 施策6 水素エネルギーの普及拡大
- 施策7 行動する人づくり・パートナーシップの推進
- 施策8 市役所自らの取組み
- 施策9 気候変動の影響への適応

7 終わりに

本市を中心とした名古屋大都市圏は、自動車をはじめとする多くの産業が集積する日本のものづくり産業の中核となっており、これらを支える名古屋港は、総取扱貨物量などにおいて日本一の実績を誇っています。また、本市は、約 230 万人が暮らす国内有数の大都市であり、大部分で都市化が進んでいる一方で、豊かな自然環境が残されています。

地球温暖化対策を進めるにあたっては、引き続き他都市と比べて経済・産業面などで高い優位性を保ちながら、将来にわたり自然と共生する持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。そのためには、脱炭素を目指す技術革新やそれに伴う経済成長とともに、人々の快適な暮らしや幸せにつなげていくことが必要です。

本市としても、市民・事業者をはじめとした多様な主体との協働により、環境と経済の好循環、様々な課題の同時解決につながる取組みを進め、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けてチャレンジしてまいります。

1 大気・水質環境等

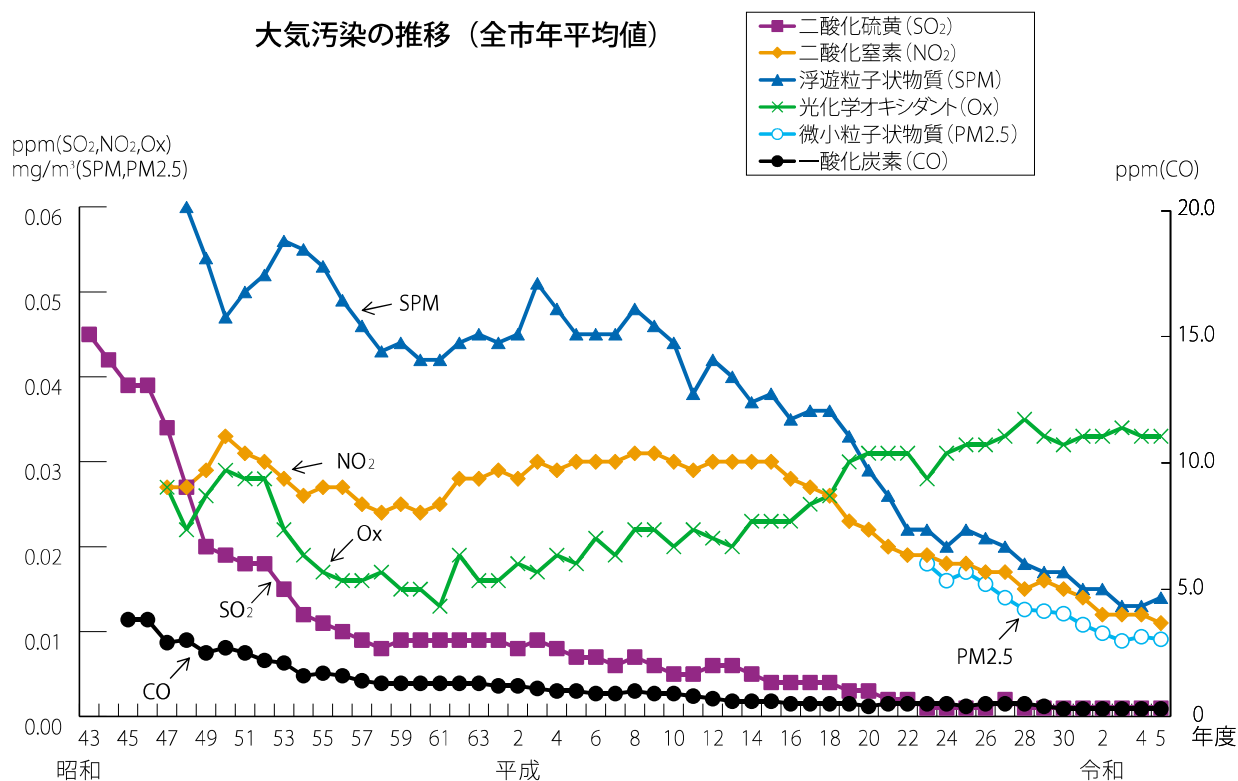
(1) 大気汚染

市内における大気汚染物質の濃度の状況を見ると、二酸化硫黄や一酸化炭素は昭和40年代後半から大幅に改善されています。

二酸化窒素は昭和50年度を、浮遊粒子状物質は昭和48年度をピークにその後改善を示し、過去10年間は減少傾向で推移しています。

光化学オキシダントは昭和50年度からいったん改善を示しましたが、再び増加傾向となり、過去10年間の推移でみると横ばいとなっています。

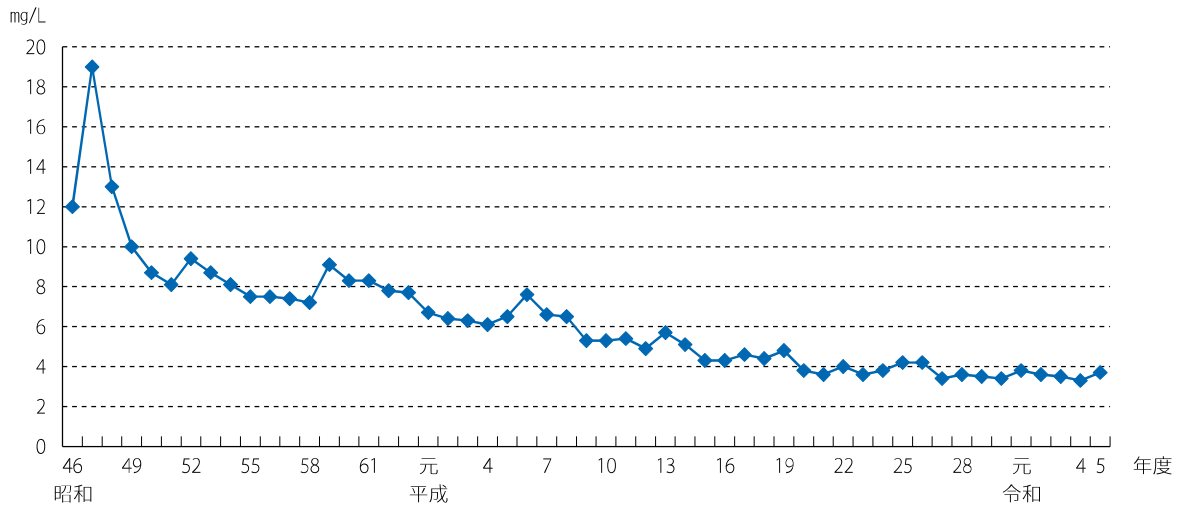
なお、微小粒子状物質（PM2.5）は、平成21年に環境基準が定められ、平成23年度から常時監視を実施しています。過去10年間は減少傾向で推移しています。



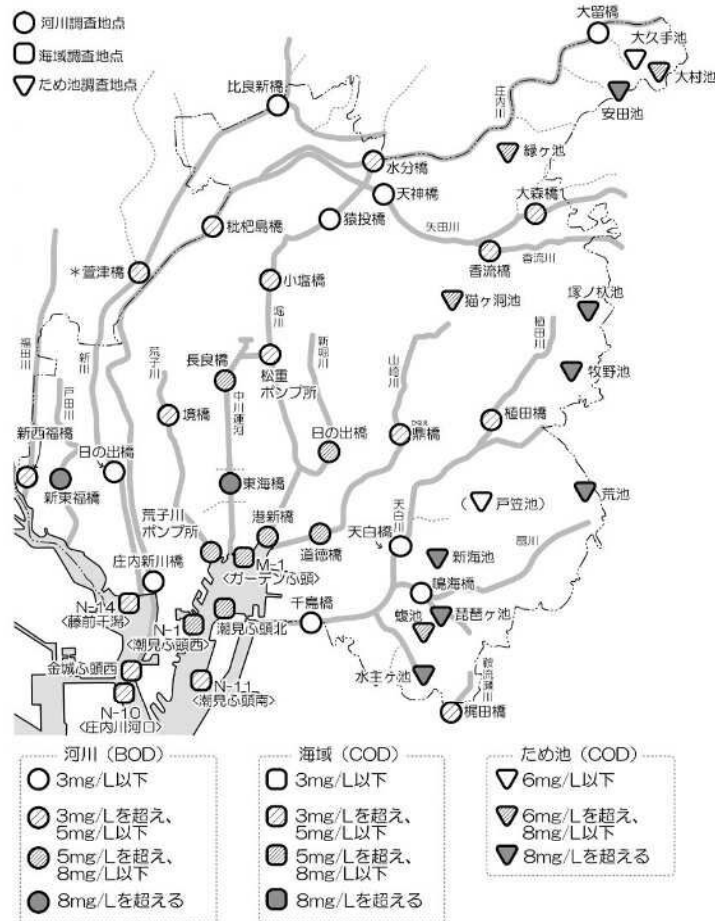
(2) 水質汚濁

市内の河川の水質の汚濁状況を BOD（生物化学的酸素要求量）で見ると、昭和 40 年代から改善を示し、過去 10 年間では概ね横ばいで推移しています。

BOD の推移（全市年平均値）



水質汚濁状況（75% 水質値（河川は BOD、海域・ため池は COD））（令和 5 年度）

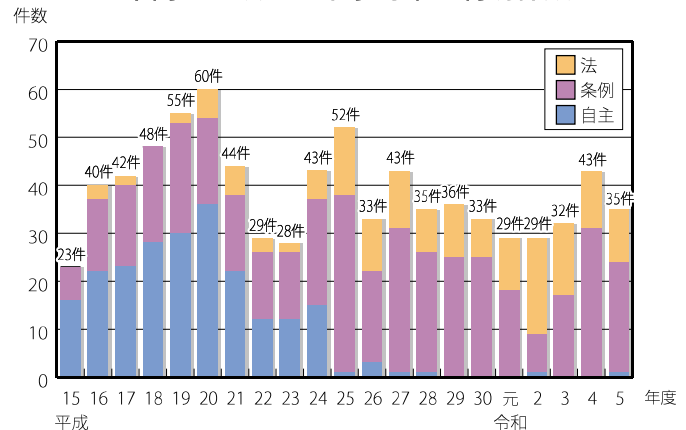


(3) 土壌・地下水汚染

平成 15 年の土壌汚染対策法施行以降、毎年数多くの土壌・地下水汚染が判明しています。

土壌汚染の原因は、工場からの有害物質の漏えいなどのほか、造成土や自然地盤に含まれる重金属等（ひ素、ふっ素など）が考えられます。

市内の土壌・地下水汚染の判明件数

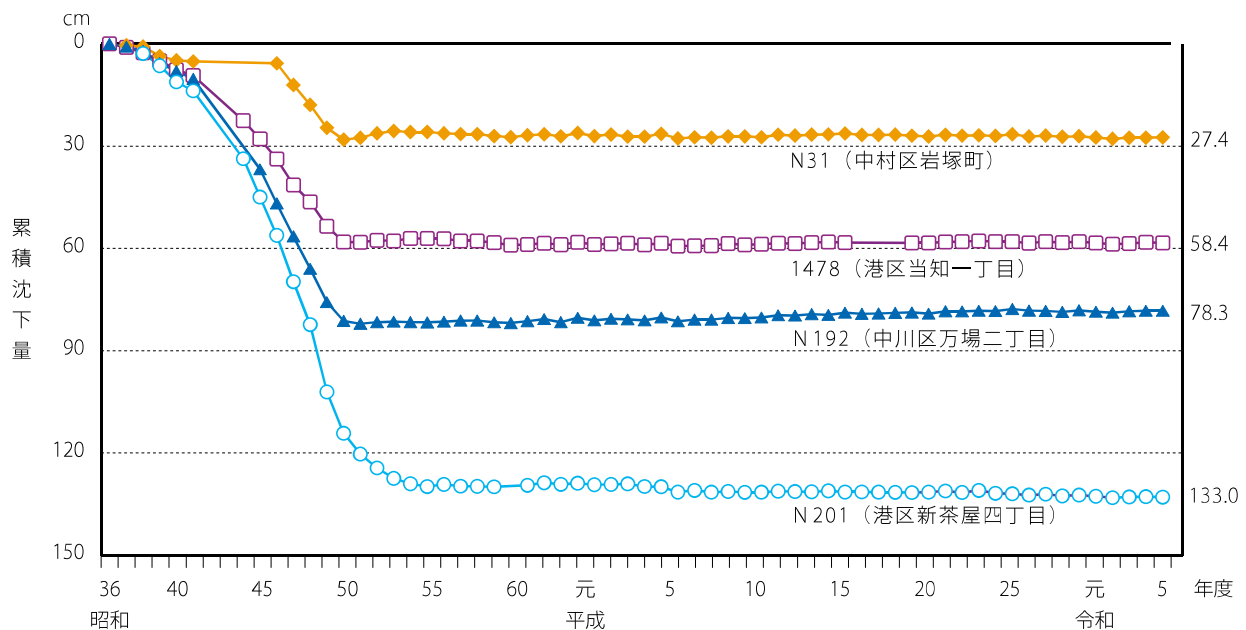


注 法：土壌汚染対策法に基づく報告により汚染が判明した件数
 条例：市環境保全条例に基づく報告により汚染が判明した件数
 自主：自主報告（法、条例に基づく報告以外）により汚染が判明した件数

(4) 地盤沈下

昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて、市南西部を中心に地盤沈下が急速に進みましたが、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「市環境保全条例」という。）による揚水規制を開始した昭和 49 年度以降は沈静化し、最近では、ほぼ横ばいで推移しています。

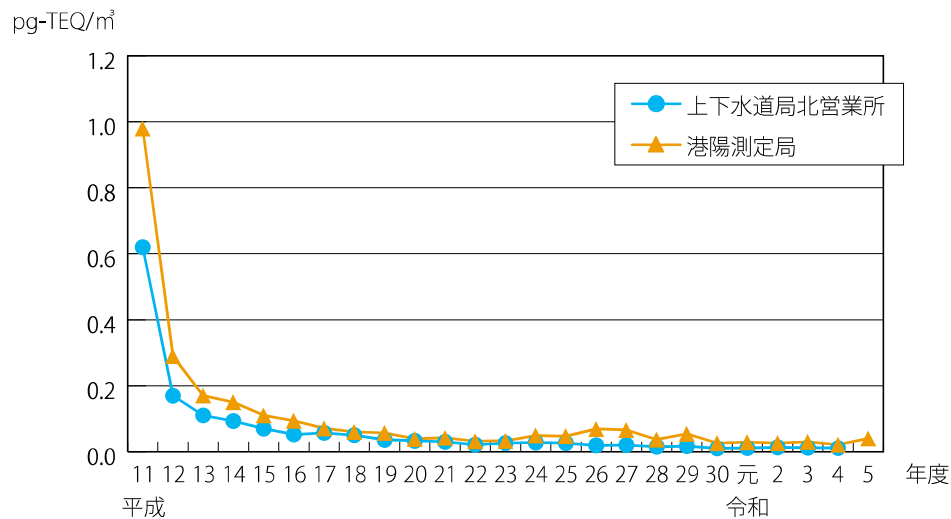
地盤沈下の推移



(5) 有害化学物質

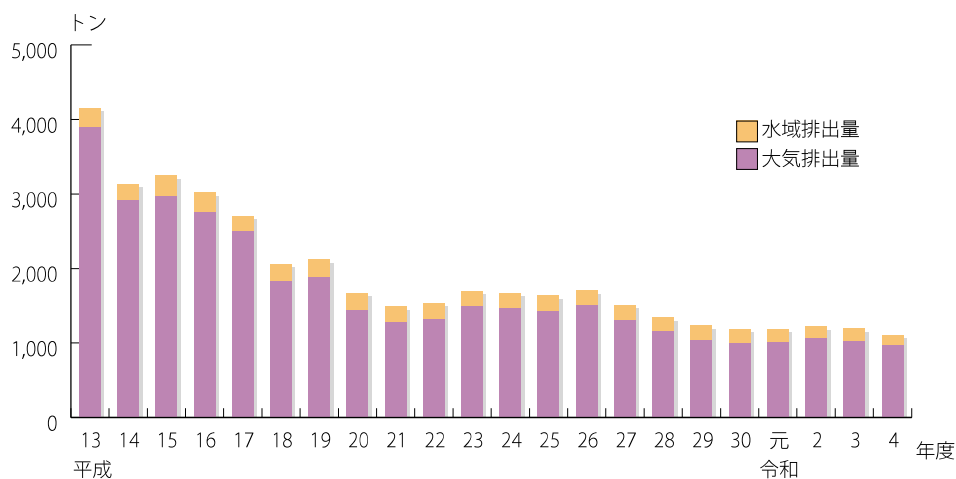
環境中のダイオキシン類濃度は改善傾向にあり、すべての調査地点で大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³を下回っています。また、事業者自らが把握し、本市に届け出た環境中への化学物質の排出量の合計は、PRTR 制度が始まった平成 13 年度以後、年々減少傾向にありましたが、近年は横ばいの状態にあります。

ダイオキシン類大気環境調査結果



注 上下水道局北営業所については、令和 5 年度から別の調査地点へ移設した。

化学物質の排出量の推移（全市合計）



注 1 平成 15 年度から届出要件が拡大されています。（取扱量 5 トン以上→1 トン以上の化学物質）

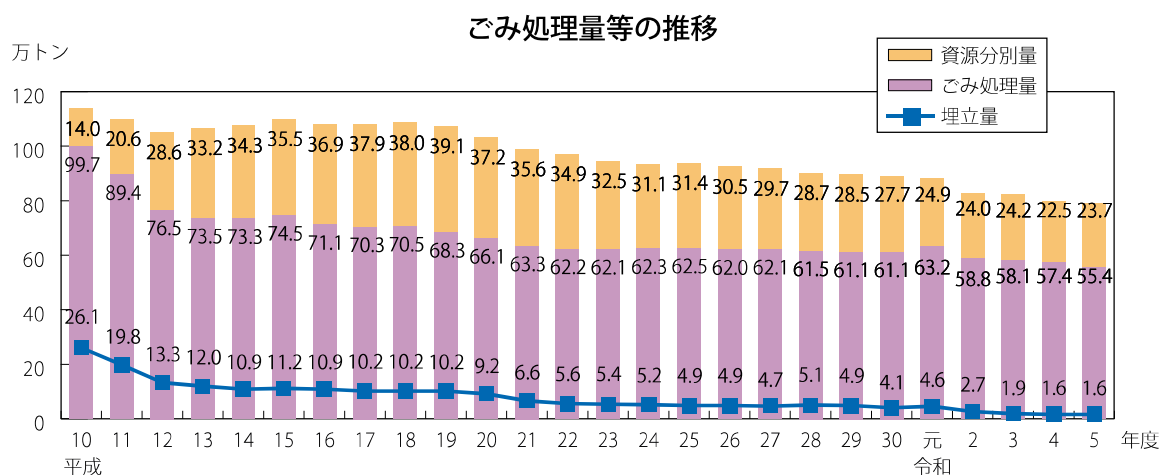
注 2 平成 22 年度から届出の対象となる化学物質と業種が変更されています。（354 物質→462 物質、23 業種→24 業種）

2 廃棄物処理

(1) ごみ処理量等

令和 5 年度の本市のごみ処理量は約 55.4 万トンで、令和 4 年度と比較すると事業系ごみは横ばいでしたが、家庭系ごみが減少したことにより、全体としては減少しました。

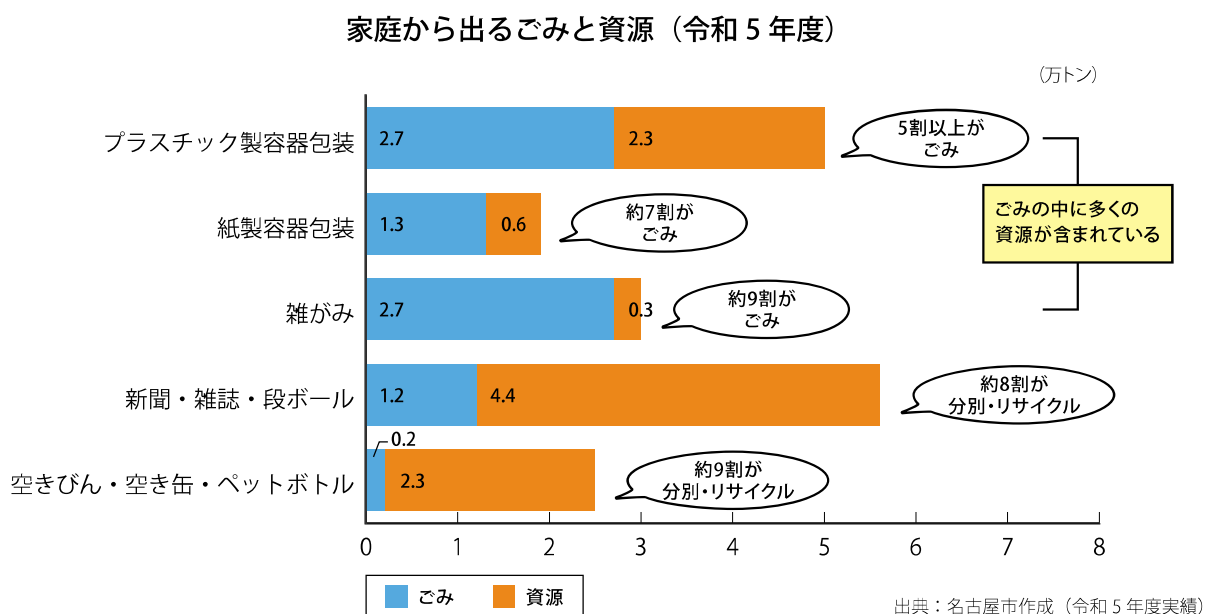
一方、資源分別量は約 23.7 万トンで、平成 19 年度をピークに減少しています。



(2) ごみと資源の分別状況

令和 5 年度の本市の家庭から出るごみと資源の内訳は、ごみが 37.9 万トン、資源が 10.2 万トンでした。

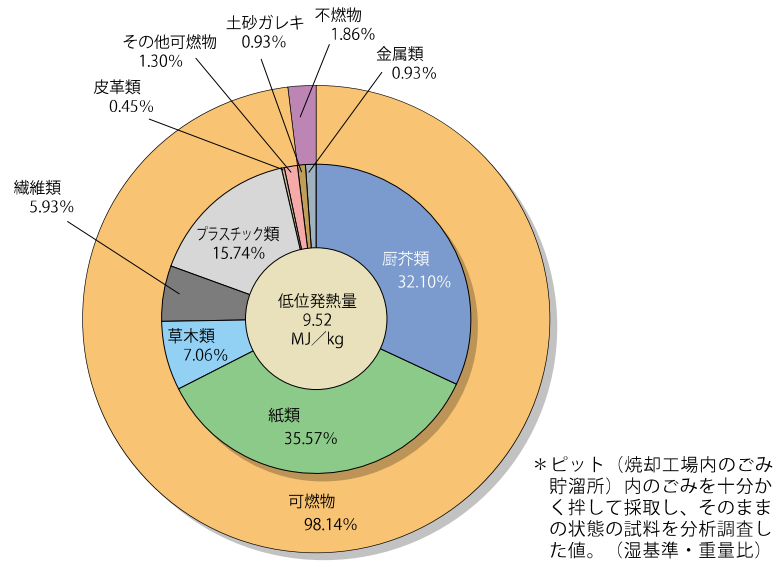
紙製容器包装の約 7 割、プラスチック製容器包装の 5 割以上、雑がみの約 9 割がごみに含まれており、さらなる分別・リサイクルの取り組みが必要となっています。



(3) ごみの組成

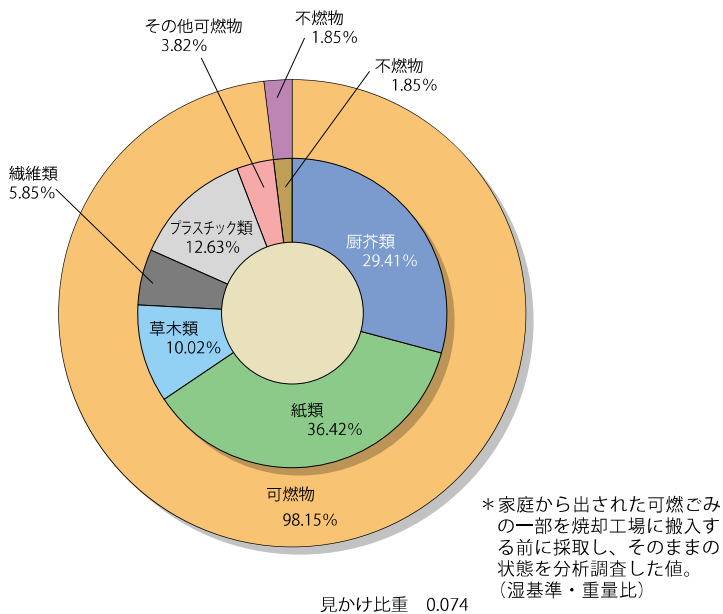
令和5年度の可燃ごみ(工場ピット)の主な組成は、厨芥類 32.10%、紙類 35.57%などでした。
また、令和5年度の家庭系不燃ごみの主な組成は、金属類 25.59%、プラスチック類 27.86%などでした。

可燃ごみ組成分析結果(令和5年度)



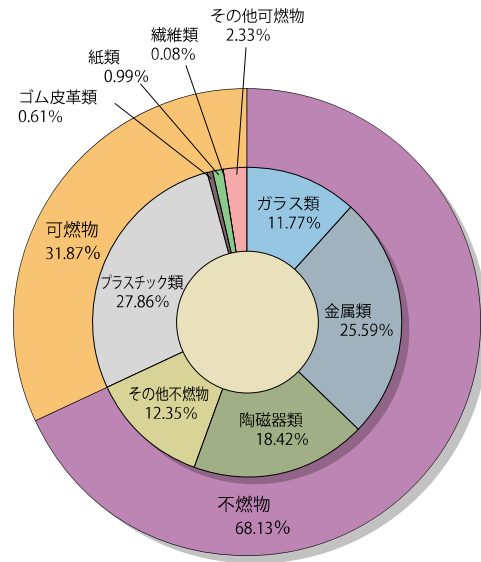
見かけ比重 0.159

家庭系可燃ごみ組成分析結果(令和5年度)



見かけ比重 0.074

家庭系不燃ごみ組成分析結果(令和5年度)



見かけ比重 0.123

(4) 埋立処分場

焼却灰、破碎処理後の不燃物等を愛岐処分場で埋立処分しているほか、第二処分場においても焼却灰の埋立処分を行っています。また、広域処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場）に焼却灰の埋立処分の一部を委託しています。

本市の埋立処分場の現況

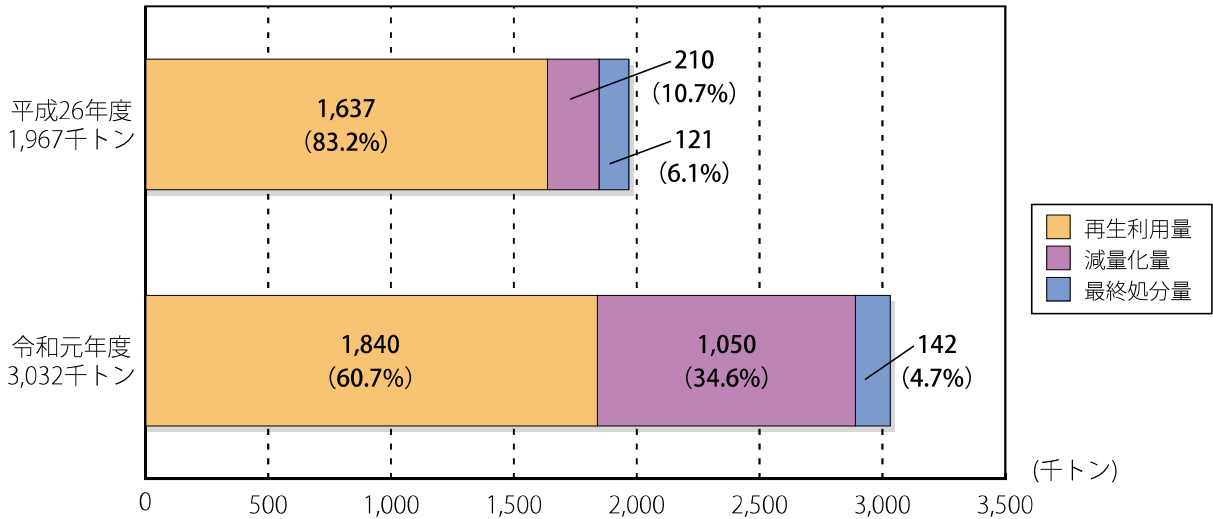
区分	全体容量（万㎡）	残余容量（万㎡） （令和6年4月1日現在）	令和5年度 埋立量（千トン）
愛岐処分場	444	37.7	4
第二処分場	9.6	5.8	3
計	453.6	43.4	8

注1 そのほか、広域処分場に12千トン埋立処分しました。
 注2 埋立量には他市町分が含まれます。
 注3 単位未満の数値を四捨五入しているため、計と内訳の合計が一致しない場合があります。

(5) 産業廃棄物の処理状況

総排出量が増加していますが、再生利用・減量化によって、総排出量に対する最終処分量の割合は減少しています。

本市の産業廃棄物の排出量の推移



注1 値は、愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書の値です。
 注2 排出量合計は、単位未満の数値を四捨五入しているため、再生利用量、減量化量、最終処分量の合計と一致しないことがあります。

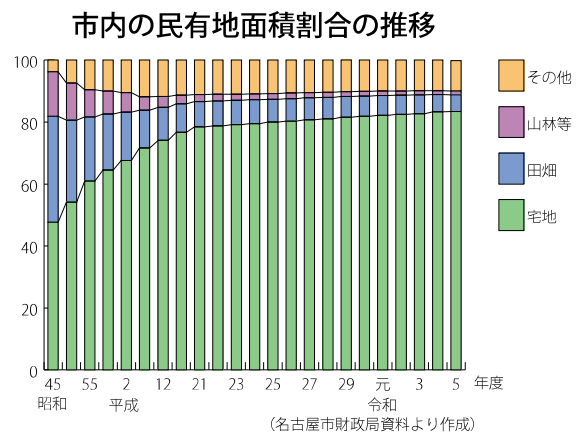
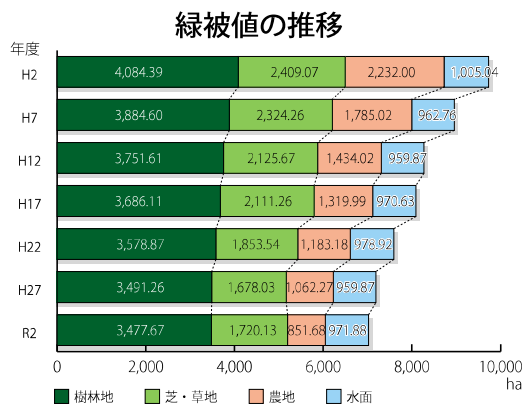
3 緑・生物多様性

(1) 緑被地

緑被地とは、樹木や草で覆われた土地のことで、本市では農地や水面も緑被地としています。本市の緑被地の変遷をたどると、全市的にみどりが減少しているものの、近年はスピードがやや緩やかになっています。

本市の緑被率は令和2年度の調査で21.5%であり、平成2年度から令和2年度の30年間に8.3ポイント低下しました。面積にすると約2,700haの減少です。

また、市内の民有地面積割合の推移をみると、昭和45年以降、田畑や山林等が減少し続けています。減少の主な要因としては、樹林地、芝・草地の宅地開発や、農地の宅地転用が考えられます。本市では、特別緑地保全地区制度等の法制度を活用したみどりの保全、緑化地域制度の運用や緑の補助金、優良緑化事例の顕彰等によるみどりの創出に取り組んでいます。



※固定資産概要調査のうち、評価総地積を記載した。
※山林等は池沼・山林・原野を、その他は雑種地を表す。

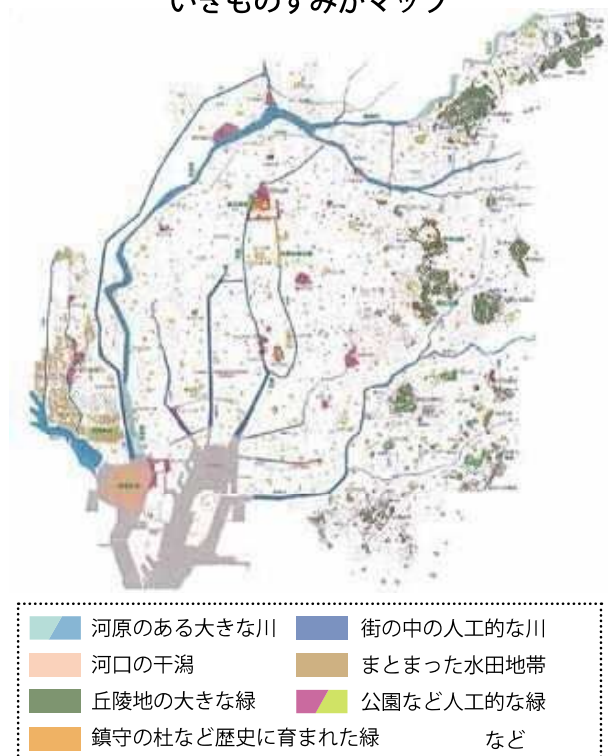
(2) 自然

東部丘陵地には、規模の大きい緑地が広がっており、湧水湿地も点在しています。かつては水田・ため池なども多く存在していましたが、現在は、宅地開発による緑地の断片化とともに減少しています。

中央部台地は、ほとんどが市街地化されているものの、名古屋城・熱田神宮に大きな緑地が残っています。

西部沖積平野には、水田・畑が広がっていましたが、宅地開発の進行により減少しています。庄内川の下流には大規模な干潟・ヨシ原が発達し、河口には藤前干潟（ラムサール条約登録地）が広がっています。

いきものすみかマップ



(3) 生きもの

市街地の拡大により、生きものたちのすみかはかなり小さくなりましたが、残された貴重な自然の中で、大都市にあっては比較的多くの生きものが生育・生息しています。

本市では、これまで植物約 1,990 種、動物 4,707 種の約 6,697 種（絶滅種を含む。）の生きものが確認されています。しかしながら、市内にすむ哺乳類・両生類の 5 割以上、は虫類・魚類・貝類の 3 割程度に絶滅のおそれがあります。

市内の生きもの

分類群		名古屋市					(参考)
		絶滅のおそれのある種の数				確認種数	愛知県 確認種数
		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	小計		
植物	種子植物	45	62	67	174	1,782	2,444
	シダ植物	1	4	15	20		
	コケ植物	0	0	3	3	208	618
	小計	46	66	85	197	1,990	3,062
動物	哺乳類	11	4	2	17	31	73
	鳥類	2	7	15	24	272	426
	は虫類	0	2	4	6	14	16
	両生類	7	0	1	8	11	22
	魚類	8	8	6	22	70	198
	昆虫類	26	19	22	67	3,751	10,443
	クモ類	7	3	8	18	352	590
	カニ類	0	2	4	6	45	-
	貝類	26	9	13	48	161	690
	小計	87	54	75	216	4,707	12,458
合計		133	120	160	413	6,697	15,512

*名古屋版レッドリスト2020（名古屋市）、レッドデータブックあいち2020（愛知県）より作成

絶滅危惧ⅠA類(CR)＋絶滅危惧ⅠB類(EN)：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧Ⅱ類(VU)：絶滅の危険が増大している種

また、生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼすおそれのある侵略的外来種も発見されています。

その中でも、特に法律で飼育・栽培、輸入等が禁止される特定外来生物として、令和5年度末時点で159種（うち、特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする条件付き特定外来生物が2種）が指定されており、そのうち市内に定着している、もしくは過去に確認されたことがある種は27種類となっています。

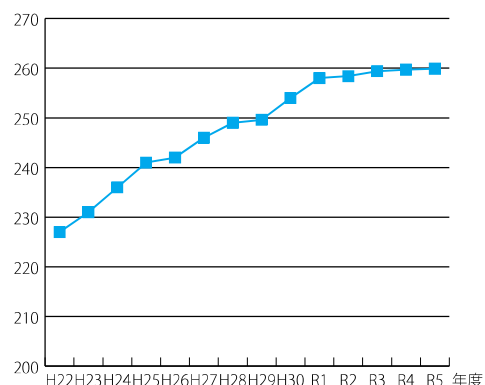
(4) 水循環

都市化の進行により、かつて森林や田畑だった土地は宅地や道路になり、降った雨は浸み込む場所を失い、短時間に集中して下水道や河川に直接流れ出すようになりました。雨が浸み込みにくく蒸発散しにくい地表面が拡大した市街地では、健全な水循環が損なわれ、洪水の危険も高まっています。

本市では、雨水を一時的に貯める貯留施設や、地中に浸み込ませる浸透施設を市施設へ設置するなど雨水流出抑制の取り組みを進めており、本市施設における雨水貯留浸透量は、令和5年度末時点で約260万㎡となっています。

本市施設における雨水貯留浸透量

単位：万㎡



4 地球温暖化

(1) 気温

本市の年平均気温は 100 年で 2.3℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。



注 名古屋地方気象台は 1923 年 1 月に観測場所を移転しており、図中の移転前の値は補正が行われています。
出典：気象庁

(2) 温室効果ガスの現状

令和 3 年度の温室効果ガス排出量は、本市が令和 6 年 3 月に策定した「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の基準年度（平成 25 年度）から 16.1%減少しました。

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を部門別に見てみると、令和 3 年度は、基準年度と比較し、「廃棄物」を除く部門で二酸化炭素排出量は減少しました。

一方、前年度と比較すると、「エネルギー転換」と「廃棄物」の部門では減少しましたが、それ以外の部門で増加しています。

※部門については、前計画（低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画）では家庭、マイカー、業務用車、オフィス・店舗等、工場・その他と区分していましたが、「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の策定に伴い、国の区分と合わせて産業、運輸、業務その他、家庭、エネルギー転換、廃棄物としています。

市民・事業者の主体別温室効果ガス排出量

(単位：万トン・CO₂)

部門		平成 25 年度 (基準年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 3 年度 増減率	
					基準年度比	前年度比
CO ₂	産 業	326	230	267	△ 17.9%	+16.1%
	運 輸	444	328	337	△ 24.2%	+2.5%
	業務その他	394	309	331	△ 15.9%	+7.4%
	家 庭	335	280	295	△ 11.8%	+5.6%
	エネルギー転換	15	11	10	△ 32.1%	△ 4.5%
	廃棄物	29	31	30	+6.0%	△ 2.1%
	CO ₂ 小計	1,542	1,189	1,271	△ 17.6%	+6.9%
CO ₂ 以外の温室効果ガス		57	67	70	+22.8%	+4.1%
合 計		1,599	1,256	1,341	△ 16.1%	+6.8%

※ 1 温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類です。

各温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値で記載しています。

※ 2 単位未満四捨五入のため、各項目の合計と小計欄、合計欄が一致しないことがあります。

本市の温室効果ガスの種類別排出量

(単位：万トン・CO₂)

区分	平成25年度 (基準年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 3 年度 増減率	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比	前年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	1,542	1,189	1,271	△ 17.6%	+ 6.9%
メタン (CH ₄)	2	2	2	△ 18.6%	+ 0.4%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9	8	8	△ 11.6%	△ 4.6%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	38	51	54	+ 44.4%	+ 6.2%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	4	3	3	△ 17.6%	△ 6.9%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	3	2	2	△ 19.0%	+ 3.5%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	2	0	0	△ 76.1%	+ 34.9%
温室効果ガス排出量	1,599	1,256	1,341	△ 16.1%	+ 6.8%

※ 単位未満四捨五入のため、各項目の合計と小計欄、合計欄が一致しないことがあります。

(3) エネルギー

名古屋市の温室効果ガス排出量の95%は二酸化炭素が占めています。また、その二酸化炭素のうち、98%がエネルギーの利用によるものです。

温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの消費量を減らすことや、発電時に二酸化炭素が発生しない再生可能エネルギー等の導入を拡大することが重要です。

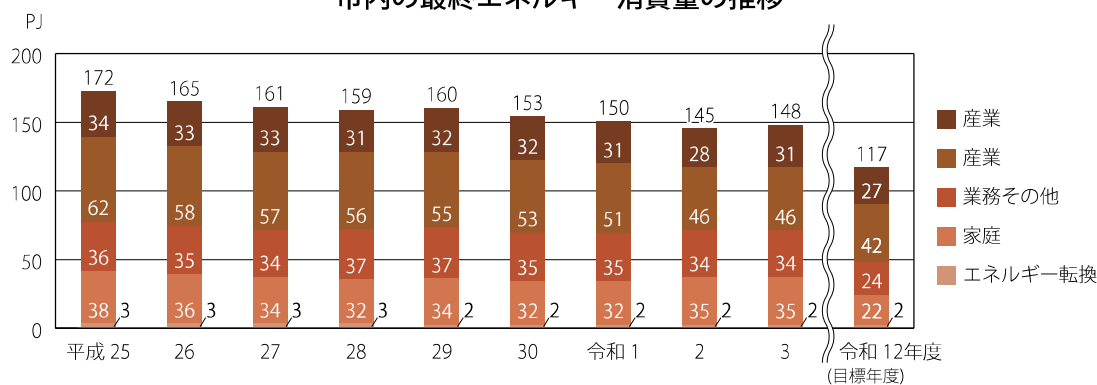
ア エネルギー消費の状況

令和3年度の最終エネルギー消費量は148PJ/年(1PJ = 10¹⁵J)で、基準年度(平成25年度)に比べ約13.8%減少しました。

部門別にみると、基準年度(平成25年度)との比較では、全ての部門で最終エネルギー消費量は減少していますが、前年度と比べて業務その他及びエネルギー転換を除く部門で増加しました。

※部門については、前計画(低炭素都市なごや戦略第2次実行計画)では家庭、マイカー、業務用車、オフィス・店舗等、工場・その他と区分していましたが、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の策定に伴い、国の区分と合わせて産業、運輸、業務その他、家庭、エネルギー転換、廃棄物としています。

市内の最終エネルギー消費量の推移

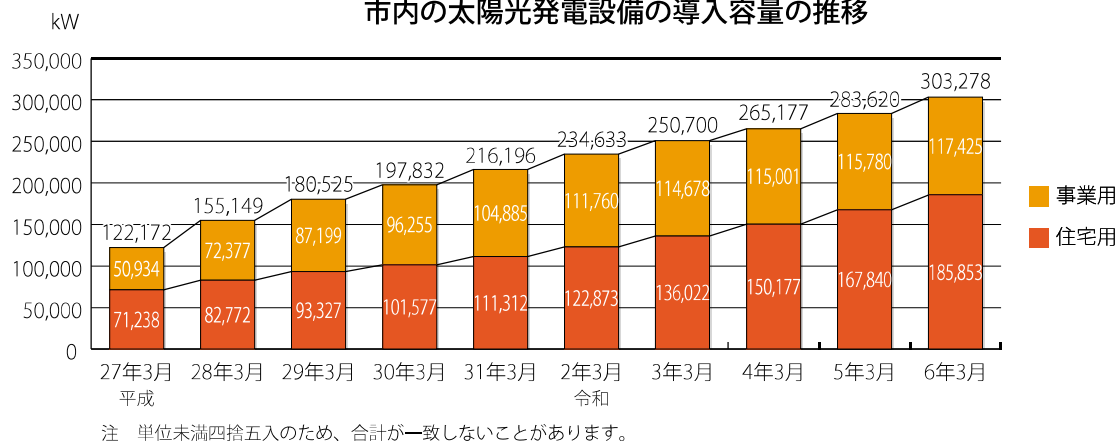


イ 再生可能エネルギーの導入状況

太陽光や風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇するおそれが少ない、環境にやさしいエネルギーです。

名古屋市は、日照時間に恵まれていることから太陽光発電設備の導入が進み、令和6年3月末時点における太陽光発電設備の導入件数・導入容量は住宅用・事業用の合計で46,662件303,278kWでした。

市内の太陽光発電設備の導入容量の推移



また、令和6年3月末時点におけるバイオマス発電の導入件数・導入容量は6件35,090kW(バイオマス比率を考慮しない数値)であり、その大部分をゴミ焼却工場による廃棄物発電が占めています。

環境基本計画は、名古屋市環境基本条例（以下「市環境基本条例」という。）第8条に基づき策定するもので、「持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」（条例前文より抜粋）という理念の実現に向け、本市が環境行政を推進する上で中心的な役割を担う、環境面における総合的な計画です。

2021年9月に策定した第4次計画では、第3次計画で描いた「2050年の環境都市ビジョン」を見据えるとともに、環境を取り巻く社会の状況の変化にも対応し、市民・事業者・行政などの各主体が環境保全に取り組むための共通認識として「みんなで目指す2030年のまちの姿」を示し、施策の体系を定めています。

（1）計画の概要

期 間：2021年度から2030年度（10年間）

対象地域：名古屋市域を基本とし、必要に応じて近隣自治体などとの連携・交流を積極的にすすめる。

（2）2050年の環境都市ビジョンと4つの環境都市像

「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」

2050年に向けて、なごやの自然、地形、気候、歴史が織りなす風土を活かし、すべての人が協働することによって、土・水・緑・風が復活して、人も生きものもあらゆる生命が輝くまち、日本のトップランナーとして地球環境保全に貢献するまち（環境首都なごや）をめざします。

環境都市ビジョンの実現に向け、4つの環境都市像（健康安全都市、循環型都市、自然共生都市、低炭素都市）の実現を図ります。

（3）みんなで目指す2030年のまちの姿

本市の環境を取り巻く状況と課題、SDGsの理念である「包摂性」「参画型」「統合性」を踏まえ、みんなで目指す2030年のまちの姿を示しています。

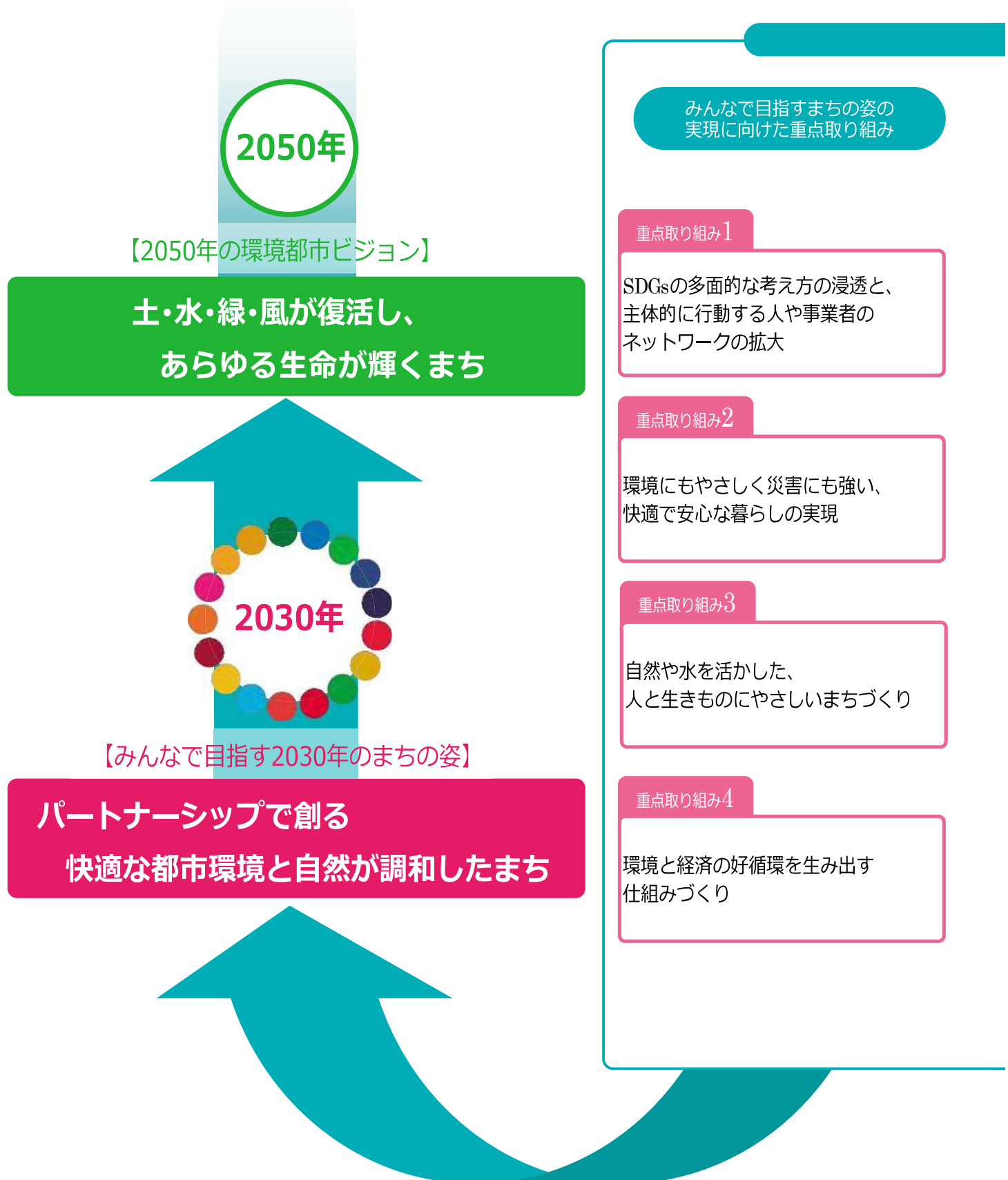
みんなで目指す2030年のまちの姿

**パートナーシップで創る
快適な都市環境と自然が調和したまち**



（４）施策の体系

第４次計画では、１０年間で取り組んでいく施策の体系について、４つの環境都市像とその共通基盤に沿って取りまとめています。



施策の体系

施策	施策の柱
(4つの環境都市像の共通基盤)  【施策Ⅰ】 全ての主体の 環境に関わる学びと行動、 パートナーシップを推進する	1 環境に関わる学びを推進する 2 環境にやさしい行動を促進する 3 パートナーシップを推進する
(健康安全都市)  【施策Ⅱ】 健康で安全、快適な 生活環境の保全をはかる	1 大気環境の向上をはかる 2 水環境の向上をはかる 3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する 4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する 5 公害による健康被害の救済と予防を行う
(循環型都市)  【施策Ⅲ】 廃棄物の発生抑制や 資源の循環利用、 適正処理を推進する	1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する 2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する 3 ごみの適正な処理を推進する
(自然共生都市)  【施策Ⅳ】 生物多様性の保全と 持続可能な利用、 水循環機能の回復をはかる	1 生物多様性の主流化を推進する 2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する 3 風土にあった生きものを保全する 4 水循環機能の回復を推進する
(低炭素都市)  【施策Ⅴ】 気候変動に対する緩和策と 適応策を推進する	1 温室効果ガスの排出抑制を推進する 2 気候変動によるリスクへの備えを推進する

(5) 市民・事業者との対話

第4次計画では、指標による進捗管理の把握にとどまらず、市民・事業者との対話などを通じて、指標では測れない課題などを把握し、施策の今後の展開への活用を目指します。

令和5年度も引き続き、「環境課題の解決にむけた行動変容を進めるために、私たちにはなにができるのか」について考えてもらい、実際に行動するきっかけを作ることを目的として、大学生を対象としたワークショップ「なごや学生環境 Action！ワークショップ ～仲間とともに楽しくなごやの環境を変えていく方法を考える～」を開催しました。

(6) 指標の状況

施策	指標項目	指標の説明	基準値 (2020年度)	最新値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
施策Ⅰ 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	市民アンケート調査で、「市民自ら行動することが必要と思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	45.1%	43.1%	60%
	なごやSDGsグリーンパートナーズ登録認定数（累計）	事業活動における環境配慮を主体としたSDGs達成に向けた取組を自主的かつ積極的に実施している、本市に所在地のある事業所数の累計	2,682件	2,916件	4,300件
	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	474団体	526団体	565団体
施策Ⅱ 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	39.2%	32.8%	50%
	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率（達成箇所／調査地点）	94.1%	100.0%	100%
	水質環境目標値の達成率（BOD）	当該年度におけるBODの環境目標値の達成率（達成箇所／調査地点）	80.0%	70.4%	100%
	自動車騒音の環境基準の達成率（幹線道路全体）	名古屋市内の幹線道路における昼夜間の環境基準の達成率	96.8%	96.8%	98%
施策Ⅲ 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	ごみ・資源の総排出量	市内で排出されたごみと資源を合計した量	82.8万トン	79.2万トン	87万トン
	ごみの処理量	市で処理するごみの量（他都市から受け入れているごみを除く）	58.8万トン	54.4万トン	56万トン
	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	83.1%	81.8%	90%
	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	2.7万トン	1.6万トン	2.0万トン
施策Ⅳ 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	市民アンケート調査で、「暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	55.3%	51.0%	60%
	新たに確保された緑の面積（累計）	新たに供用された都市公園面積、緑化地域制度により新たに確保された民有地緑化面積、特別緑地保全地区、保存樹林、市民緑地に新たに指定された区域の面積を合計したもの	—	136ha (3か年)	400ha (10か年)
施策Ⅴ 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	市域内の温室効果ガスの排出量	1,391万トン (2018年度)	1,341万トン (2021年度)	1,172万トン
	最終エネルギー消費量	市域内の最終エネルギー消費量	153PJ	148PJ	148PJ
	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	市民アンケート調査で、「冷暖房機器の設定温度を高め、低めに設定している」「照明やテレビなど、こまめにスイッチを消している」「使っていない電化製品のコンセントをこまめに抜いている」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	41.3%	42.2%	50%
	太陽光発電設備の導入容量	資源エネルギー庁が公表している、固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入容量	250,700kW	303,278kW	370,000kW

第4章 令和5年度の重点取り組み

この章では、第4次計画に掲げる「みんなで目指す2030年のまちの姿」の実現に向けた4つの重点取り組みについて、令和5年度に実施した内容を紹介しています。

※構成については第4次計画に基づき記載しています。

重点取り組み 1

SDGsの多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大

環境課題の解決のため、これまで培ったパートナーシップのさらなる展開をすすめていきます。

持続可能なまちを支える次世代人材育成の推進

SDGsの達成に向けたネットワークの拡大

分野を超えた学び合いの推進

ジロング市（オーストラリア）との湿地提携に基づく人的交流事業

毎年、渡り鳥は繁殖地と越冬地の間を移動しています。渡り鳥のルートでつながる提携湿地の保全・活用など環境保全の取組を学び、交流することを通じて、環境保全に対する理解を深めるとともに、自ら環境保全活動に取り組むことができる人材を育成するため、オーストラリア・ジロング市との湿地提携に基づく人的交流事業を実施しています。

令和5年度は18人の中学生が藤前干潟において事前学習会を行ったのち、ジロング市を訪れ、市長の前で名古屋市や藤前干潟について英語で発表を行いました。また、干潟での体験や野鳥観察、地元の小学生との交流を通して、ジロング市の環境保全の取組を学びました。

令和6年度は、その経験を活かし、環境デーなどでのステージ発表など、広く市民の皆様にジロング市や藤前干潟について知っていただく活動を予定しています。



ジロング市役所での発表の様子



ジロング市の子どもたちとの干潟体験の様子

重点取り組み 2

環境にもやさしく災害にも強い、 快適で安心な暮らしの実現

国のカーボンニュートラルの動きにも対応した取り組みをすすめていきます。

名古屋版 RE100（仮称）による再生可能エネルギーの普及

水素エネルギーの利活用の推進

環境負荷の低減と防災・減災の同時実現

水素エネルギーの利活用の推進

水素は、水をはじめ様々な物質から製造し、貯蔵・輸送することが可能で、利用時に CO₂ を排出しないことから、カーボンニュートラル実現の鍵として期待されており、今後は発電・産業・民生・運輸などの幅広い分野での活用が見込まれています。

本市では水素エネルギーの利活用の推進に取り組んでおり、令和5年度は、市バスにおける燃料電池バスの試行運行を開始したほか、なごや観光ルートバス「メーグル」へ燃料電池バスを、ポッカレモン消防音楽隊（名古屋市消防音楽隊）車両へ燃料電池マイクロバスをそれぞれ導入しました。

令和5年度末時点で、本市の保有する燃料電池自動車は、乗用車20台、燃料電池バス3台の計23台となっています。

燃料電池自動車の導入を推進し、水素の需要創出や走行時の二酸化炭素の排出削減につなげるとともに、災害等による停電時には、水素から発電した電気を外部に供給する機能により、燃料電池自動車を非常用電源として活用することを想定しています。

今後も燃料電池自動車の導入推進をはじめとした水素エネルギーの利活用を推進する取り組みを行ってまいります。



市バスに試行導入した燃料電池バス



なごや観光ルートバス「メーグル」に導入した燃料電池バス



ポッカレモン消防音楽隊に導入した燃料電池マイクロバス

3 拠点取り組み

自然や水を活かした、 人と生きものにやさしいまちづくり

COP10 が開催された都市にふさわしい、自然が身近に感じられ、潤いのあるまちづくりをすすめていきます。

都心における自然の活用

良好な水辺環境の形成

＊新堀川における地下水の利用の取り組み＊

健全な水循環の回復を目指して策定した「水の環復活 2050 なごや戦略」に基づき、地下水を利用したまちづくりを進めており、悪臭の改善が課題となっている新堀川において、地下水の利用により、水環境の改善に取り組んでいます。

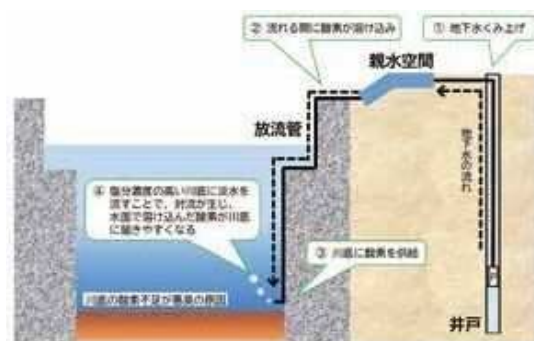
新堀川では、堆積したヘドロの浚渫や合流式下水道の改善などを行ってきましたが、さらなる対策が求められています。

令和 2 年度及び令和 5 年度には、新堀川のさらなる環境改善に向け、有識者に意見を伺いながら、関係局が連携し、今後の浄化施策の方向性を取りまとめました。

このうち、環境局では、悪臭の原因となっている川底の酸素不足を改善するため、地下水を川底から放流する井戸等の整備を進めており、令和 5 年度には、舞鶴橋上流左岸において井戸等を設置するとともに、他 3 地点において井戸を設置するために必要な地質調査を行いました。



新堀川上流部



新堀川における地下水利用のイメージ

重点取り組み 4

環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

積極的に環境対策を行うことで、経済成長や地域の活性化につなげる取り組みをすすめていきます。

グリーン・リカバリーの推進

民間活力を活用した環境課題の解決と環境経済の活性化

持続可能な資源循環の推進

＊名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画＊

社会経済情勢の変化等を踏まえ、「プラスチック資源循環の推進」と「食品ロスの削減」を重点施策として掲げる「第6次一般廃棄物処理基本計画」を令和6年3月に策定しました。

令和5年度は、「プラスチック資源循環の推進」に向けて、使い捨てプラスチック削減につながる仕組みを市民が実践・体験することができるモデル事業を事業者と連携して実施したほか、令和6年4月から始まった「プラスチック資源の一括収集」に向けた広報等を実施しました。「食品ロスの削減」に向けては、食材の使いきり、消費期限と賞味期限の正しい理解等の周知活動のほか、フードドライブの実施、食べ残しゼロ協力店と連携したスタンプラリー等を行いました。

今後も、資源を効率よく循環させることで、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指していきます。



名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画



使い捨てプラスチック削減のモデル事業の様子



店内フードドライブの様子

第2部

各論

第1章

全ての主体の環境に関わる学びと行動、
パートナーシップを推進する

第2章

健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる

第3章

廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する

第4章

生物多様性の保全と持続可能な利用、
水循環機能の回復をはかる

第5章

気候変動に対する緩和策と適応策を推進する

第1章

全ての主体の環境に関わる学びと行動、 パートナーシップを推進する

1 環境に関わる学びを推進する

(1) 自然とふれあう機会の創出

環境への意識をはぐくむため、自然や生きものの魅力や大切さを体感できる、自然観察会や干潟体験、森づくりといった自然とふれあう機会の創出をはかります。

ア 藤前干潟の保全活用推進

ラムサール条約湿地藤前干潟の重要性について普及啓発するため、「藤前干潟ふれあい事業」として、講演会や藤前干潟の体験会などを開催し、延べ 1,003 名が参加しました。



藤前干潟の体験会の様子

イ 身近な自然を体験する事業の実施

令和 5 年度は、なごや生物多様性センターと、市民団体・専門家・行政等で構成されるなごや生物多様性保全活動協議会との協働により、夏休みの小・中学生を対象に市内の緑地・河川等で生きものに関する体験学習やフィールドワークなどを行う、なごや生物多様性サマースクール（10 講座、参加者 288 人）などを開催しました。また、センターの敷地内に整備したビオトープを活用し、自然を学び・感じられるイベント（全 3 回、参加者 51 人）を開催しました。

ウ 森林体験事業の実施

(ア) 東山動植物園の再生（東山の森づくり）

市街地に残された貴重な樹林地である東山の森において、森づくりの活動拠点施設の運営や団体の活動の支援などを行いました。

(イ) 森林保全体験を通して生物多様性について学ぶ事業の実施

名古屋の水道を支える水源の森（飛騨川上流域）を訪ね、森林保全体験を通して森林の機能や上下流のつながり、そこで育まれる生きものなどについて学ぶ事業（参加者 31 人）を開催しました。

(2) 多角的なアプローチによる学びの推進

環境問題を自分ごととして捉え、行動するきっかけづくりとするため、公園での生きもの調査や河川での水質調査といった身近な場所での学びや、防災・減災や食、アートといった環境以外の分野を通じた学びなど、多角的なアプローチによる学びを推進します。

ア 地域における環境教育

身近な環境問題への気付きや行動するきっかけづくりを目的に、保健福祉センターが中心となって各区の地域特性に応じた実践活動や普及啓発などを行っています。

令和 5 年度は、環境保全に関するブース出展等を行うイベントを 28 回、環境に関する講演会・講習会を 28 回、水辺の生きもの観察教室等の自然観察会を 19 回、パネル展示等を 24 回開催しました。

イ 市民参加型環境調査

(ア) なごや生きものの一斉調査

なごや生物多様性保全活動協議会との協働により、毎年テーマを決め様々な場所で一斉に生物調査を行う「なごや生きものの一斉調査」を開催し、令和5年度は、ハエトリグモをテーマに68の調査地点で720人が参加しました。



一斉調査の様子

(イ) 水質環境目標値市民モニタリング

市内の河川やため池について、「水のにごり（透視度）」など「親しみやすい指標」を市民モニターが調査する水質環境目標値市民モニタリングを市内36地点で実施しました。

(ウ) 庄内川の水環境を学ぶ啓発事業

庄内川のさらなる水質改善に向けて、市民の皆さまに庄内川の水環境について関心を持っていただくため、春日井市の熊野グラウンドにて啓発イベントを開催し、Eボート体験、生物調査、水質調査及び庄内川についての講義を実施しました。

(エ) 湧き水モニタリング

市内の湧き水の水量や水質などについて市民モニターが調査する湧き水モニタリングを市内10地点で実施しました。

(3) 次世代への豊かな環境学習の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもたちの興味・関心や発達段階に応じた環境学習など、次代を担う子どもたちへの豊かな環境学習を推進します。

ア 次世代環境学習の推進

市内のなごやエコキッズ認定園706園・エコスクール認定校397校において、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた環境学習の支援・情報提供を行うことで、環境保全意識の向上を図るとともに、持続可能な社会を構築するための取り組みを促進しました。

イ 学校における環境教育の推進

地域の清掃や花いっぱい運動などの環境美化活動、外部講師による講演や環境集会などの環境学習等に取り組むとともに教科等の学習の中で、自然体験、環境保全など環境に関わる学習に取り組んでいます。

(4) 拠点施設における環境学習の推進

なごやにおける環境に関わる学びを推進するため、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムの実施、環境学習情報の提供など、環境学習センターや東山動植物園などの拠点施設における環境学習を推進します。

ア 環境学習センターの運営

身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、楽しみながら体験・学習できる拠点施設として、環境学習を推進しています。

バーチャルスタジオやワークショップなどの体験型環境学習プログラムの展開や、ごみや公害に関する特別プログラムの実施、小学校等への出張講座、環境への取り組みに熱心なNPO、企業等の活動を月替わりで紹介するマンスリー企画展示などを行っており、令和5年度の利用者数は30,673人でした。さらに、環境に関する情報やイベント情報等を掲載した情報誌「エコパルなごや」を年4回発行し、ウェブサイトにも掲載しました。

イ 東山動植物園の再生

「東山動植物園環境教育基本計画」に基づき、生態系に関する問題を中心に、生きた動植物を素材として動物の体のしくみを学ぶコースや植物と環境について学ぶコースなど、その出会いから始まるさまざまなプログラムを実施することにより環境学習を推進しています。

令和5年度は、動物園と植物園を合わせて211件のプログラムを実施し、動植物が置かれている状況への理解を促しました。



環境教育プログラムの様子

(5) 効果的な情報の発信

より多くの人に環境のことを自分ごととして捉え、行動してもらうため、発信する内容や対象に応じ、紙媒体やSNS、イベントなどを活用した情報発信や外国語を使用した情報発信を行うなど、効果的な情報発信につとめます。

ア 多様な手段を活用した普及啓発

この環境白書などを発行したほか、小学校4年生向けの副教材として「ごみと資源とわたしたち」を作成し、市内の公立・私立の全小学校へ配布しました。

また、市公式ウェブサイトや環境局公式X等を通じて、環境保全や3Rなどに関する情報発信を行いました。

2 環境にやさしい行動を促進する

(1) ライフスタイルの転換の促進

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、新型コロナウイルス感染症拡大など、経済や社会の情勢の変化も考慮しながら、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

ア 脱炭素なライフスタイルの実践に向けた啓発

令和5年度は、国が進める地球温暖化に関する国民運動「COOL CHOICE」と連携し、イベントを通じて「一般的なまち」と「環境にやさしいまち」を比べて違いを見つける「環境にいいコトさがし」を実施しました。また、環境にやさしい行動について考えるきっかけとしてもらうために、市内の郵便局や地下鉄車両、名鉄駅構内でポスターを掲出し広報を行いました。また、主に若年層に対して環境行動を促すスマートフォンアプリ「なごっちゃ」を通じてエコライフの実践を呼びかけました。

イ エシカル消費の普及啓発

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発を行っています。

令和5年度は、11月にオアシス21銀河の広場で、「エシカル消費～誰でも、気軽に、いま、はじめよう!～」というテーマで消費者・事業者・学校・行政が一体となって「消費生活フェア」を開催し、エシカル消費をはじめとした消費生活に関する様々な情報を発信しました。また、エシカル消費について、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携した普及・啓発活動の企画立案・実践を大学に委託し、大学生自らが知識を深めるとともに、若者のアイデアとサステナブル経営の視点を活かした普及・啓発活動を行いました。



消費生活フェアの様子

ウ グリーン購入の推進

消費行動を通じて環境負荷を減らすため、消費者である市民が日常的な買い物を通じて、環境にやさしい商品・事業者を選ぶグリーン購入を推進しています。

令和5年度は、本市、愛知県、岐阜県、三重県、日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局で構成する実行委員会が東海三県一市の広域的な範囲で1月9日から2月8日にスーパー、ドラッグストア等の店舗においてグリーン購入キャンペーンを実施し、消費者に対する普及啓発を行いました。

エ 地産地消の推進

地場農産物を販売する朝市、青空市の開催を支援しており、令和5年度はイベントでの出店を6回、定例の朝市を1,574回実施しました。また、地産地消の普及を図るため本市内で開催された催事に出展するとともに、生産者・消費者の交流を目的に農産物に関連する催事を開催しました。

その他、地産地消給食講師派遣事業を41回実施し、食農教育を推進したほか、ブランド農産物の育成、伝統野菜の保存・普及による地場農産物の生産振興、地産地消に関する情報の収集・発信を通して、地産地消を推進しました。

オ フェアトレードの普及啓発

開発途上国の産品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者や労働者の生活改善と自立を目指すフェアトレードは、環境・貧困・人権・平和・開発などの地球規模の課題解決に貢献することから、その理念の普及に努めており、平成27年には日本で2番目の「フェアトレードタウン（まちぐるみでフェアトレードの理念を支持し、運動の輪を広げるために取り組む都市）」として認定されました。

令和5年度は、「環境デーなごや」を始めとしたイベントやセミナーの開催、フェアトレードタウン活動を応援するロゴマークの運用等を通じて、市民や事業者へフェアトレードの理念の普及に努めました。



カ 環境デーなごやの開催

市民、事業者、行政の協働のもと、環境についてともに学び、行動するきっかけとするため、「環境デーなごや」を開催しています。

24回目となる令和5年度は、「3R でつなげよう！減らして分けて持続可能な未来へ」をテーマに開催しました。6月を中心に地域で実施した「地域行事」は、開催時期を広げて地域環境イベント、環境バザー、身近な自然体験会など824の行事を実施し、約31万人が参加しました。

9月に久屋大通公園で開催した「中央行事」では、128団体がブース出展をし、日ごろの環境活動の成果の発信を行ったほか、テーマである3Rを中心に、環境にやさしい行動等を学ぶことができるステージや企画や、SDGsの普及啓発のためのSDGsシールラリー等を行いました。来場者数は約13万人でした。

(2) 環境にやさしい事業活動の促進

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、環境保全設備の導入支援や認定・表彰制度の実施などにより、事業活動における自主的・積極的な行動を支援するなど、環境にやさしい事業活動を促進します。

また、環境課題に対応した調査や研究をすすめ、事業者への環境情報の提供や技術シーズの移転につとめます。

ア 環境保全・省エネルギー設備資金融資

環境への負荷が少ない事業活動を促進するため、市内の中小企業者に対し、公害防止対策、エネルギー対策、低公害車等の導入などに要する経費の融資を行っています。また、融資を受けた事業者に対し、支払った利子の補助を行っています。

令和5年度は、低公害車等の導入に対し、2件820万円の融資を行いました。また、融資を受けた事業者に対し、30件129万6千円の利子補助を行いました。

イ なごやSDGsグリーンパートナーズの運用

SDGsや環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を登録エコ事業所、認定エコ事業所、認定優良エコ事業所として登録・認定し、事業活動における自主的な取り組みを支援しています。

令和5年度は47事業所を新規登録・認定し、令和5年度末現在の登録・認定事業所は2,916件となりました。

ウ 調査・研究の推進

名古屋大学と共同で、以下に掲げる環境調和型技術に関する連携研究を行っています。

- ・超分子ポリマーに基づく固体電解質の電気化学特性の評価

エ 公害防止・環境保全の監視等

法や条例による規制を補完し環境に配慮した事業活動を推進するため、市環境保全条例・市環境基本条例に基づき、本市域内の主要工場 22 社 25 工場と公害防止協定・環境保全協定を締結しています。当該協定の中で公害防止計画又は環境保全計画の策定、測定及び記録、報告などについて定め、環境に配慮した事業活動を推進しています。

これらの協定締結工場は規模が大きく環境への負荷も大きいことから、重点的に立ち入りを行っており、令和 5 年度には 109 件の立入検査を行いました。

(3) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価制度の適切な運用を通じ、道路や鉄道の建設、大きな建物の建築など一定規模以上の事業の実施に際し、事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

ア 環境影響評価制度の運用

環境影響評価制度とは、道路や鉄道、大きな建物を建設する事業などを行う場合に、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者が事前に調査・予測・評価（環境影響評価）するとともに、その結果を公表し、市民や行政の意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みです。

本市では、名古屋市環境影響評価条例及び環境影響評価法等に基づく制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めています。

令和 5 年度は、市条例対象事業 1 件について環境影響評価の手続を進めました。また、同条例対象事業 5 件及び環境影響評価法対象事業 1 件について事後調査の手続を進めました。これらの手続を進めていく中で、環境影響評価審査会が開催され、事後調査について報告を行いました。

令和 5 年度環境影響評価の手続の実施状況

(環境影響評価手続)

区分	事業名	内容
市条例	大江川下流部公有水面埋立て	環境影響評価審査書 環境影響評価書

(事後調査手続)

区分	事業名	内容
市条例	LEGOLAND JAPAN	事後調査結果中間報告書（工事中）（その 3）
	みなとアクルス開発事業	事後調査結果中間報告書（工事中）（その 3）
	大江川下流部公有水面埋立て	事後調査計画書（工事中）
	名古屋市南陽工場設備更新事業	事後調査結果中間報告書（工事中）
	空見スラッジリサイクルセンター建設事業	事後調査結果中間報告書（工事中）（その 4）
法	中央新幹線 品川・名古屋間	事後調査結果中間報告書（工事中）（その 3）

(4) 市の率先した環境にやさしい行動の推進

市民・事業者の環境にやさしい行動を促進するため、市自らも一事業者として率先して取り組みます。

※名古屋市役所環境行動計画は令和6年6月に改訂しておりますが、令和5年度は前計画の目標に基づき事業を実施しています。

ア 名古屋市役所環境行動計画 2030 の推進

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画 2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム (N-EMS)」を運用しています。

(ア) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量について、令和12年度までに平成25年度と比べ24%削減する目標を掲げています。

温室効果ガス排出量の削減目標

区 分	対象となる 事務・事業 全体	一般事務 事業	市バス・ 地下鉄事業	上下水道 事業	ごみ処理 事業
削減目標	24%減	39%減	26%減	23%減	15%減

令和5年度の温室効果ガス排出量削減実績は、下表のとおりでした。

温室効果ガス排出量と削減実績 (CO₂ 換算値)

区 分	環境行動計画の行動目標		令和5年度	
	平成25年度実績 (基準年度)	令和12年度目標	実 績	増減割合 (基準年度比)
一般事務事業	16.3 万トン	△ 39%	14.5 万トン	△ 10.8%
市バス・地下鉄事業	16.8 万トン	△ 26%	13.9 万トン	△ 16.9%
上下水道事業	18.5 万トン	△ 23%	16.1 万トン	△ 12.9%
ごみ処理事業	28.8 万トン	△ 15%	29.9 万トン	3.9%
合 計	80.4 万トン	△ 24%	74.5 万トン	△ 7.3%

注 電気の温室効果ガス排出係数は、当該年度の前年度の基礎排出係数を使用した。

(イ) 最終エネルギー消費量

最終エネルギー消費量については、令和12年度までに平成25年度と比べ20%削減する目標を掲げています。なお、最終エネルギー消費量は、購入したエネルギー量から販売した廃棄物発電量及び太陽光発電量を差し引いた値を用います。

令和5年度の実績は、次頁表のとおりでした。

最終エネルギー消費量の実績

区 分	環境行動計画の行動目標		令和 5 年度	
	平成 25 年度実績 (基準年度)	令和 12 年度目標	実績	増減割合 (基準年度比)
事務事業全体	8,772 千 GJ	△ 20%	6,853 千 GJ	△ 21.9%

(ウ) 環境への配慮活動

令和 5 年度の結果は、以下のとおりでした。

環境への配慮活動

区 分	環境行動計画の行動目標		令和 5 年度実績
	平成 28 年度実績 (基準年度)	令和 12 年度目標	
次世代自動車の導入割合	16%	20%	35%
エコドライブ講座受講者数	—	1,500 人	124 人
大気汚染の管理			
NOx 排出量	220 トン	できる限り削減	167 トン
水質汚濁の管理			
COD	9,303kg/ 日	できる限り削減	9,395kg/ 日
窒素	12,175kg/ 日		12,259kg/ 日
リン	728kg/ 日		633kg/ 日
用紙類使用量の削減	1,868 トン	△ 5%	2,024 トン + 8.2%
古紙の資源化率	95.9%	できる限り増加	95.4%
厨房を有する施設等における 生ごみ資源化率	86.3%	できる限り増加	90.7%
非グリーン購入件数	483 件	できる限り削減	643 件
緑化の推進	7 箇所 2.0ha	緑化面積の確保	27 箇所 9.1ha
雨水の貯留浸透量	101 件 31,882.2m ³	雨水の貯留 浸透量の確保	66 件 1,956.3m ³
業務用エアコンディショナー等からの フロン類漏えい量	3,327 トン -CO ₂	できる限り削減	1105.6 トン -CO ₂

注 1 「エコドライブ講座受講者数」の目標は、平成 30 年度以降の累計。

注 2 「大気汚染の管理」は、「令和 5 年度実績」として令和 4 年度の実績を、「基準年度」として平成 27 年度の実績をそれぞれ記載した。

注 3 「緑化の推進」には「各年度の本市建築物の緑化地域制度申請実績」を、「雨水流出の抑制」には「各年度の本市公共施設雨水流出抑制実績」をそれぞれ記載した。(いずれも単年度実績)

(5) その他

ア 環境月間

昭和 47 年 6 月 5 日から 2 週間にわたりストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、国連総会で毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」と定め、世界各国で環境保全の重要性を認識し行動の契機とする諸行事が行われています。

我が国においては、6 月を「環境月間」、6 月 5 日を「環境の日」と定め、各種の催しが全国的に実施されています。

本市においても、「環境デーなごや」を始めとした各種の催しを実施しました。

イ 環境保全の日

市環境基本条例に基づき、事業者及び市民の間に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、毎月 8 日を「環境保全の日」としています。

「環境保全の日」及び土・日・休日に使用できる通常より安価な市バス・地下鉄の一日乗車券「ドニチエコきっぷ」を販売したり、イベント等で普及啓発や広報活動を実施し、周知を図りました。

また、環境保全の日を中心に公用車の使用の抑制や定時退庁に努めました。

3 パートナースhipを推進する

(1) ネットワークの形成と取り組みの推進

幅広い視点や知見で、環境課題の解決や人づくりなどをすすめるため、立場や分野を超えたネットワークづくりをすすめるとともに、多様な主体の参画による取り組みを推進します。

ア なごや環境大学の推進

市民・企業・教育機関・行政の協働により、「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」をめざし、環境学習・活動を展開しています。

令和5年度は、自然の中でのフィールドワーク、座学、討論会などさまざまな形式で、まちじゅうをキャンパスに143講座実施したほか、特定の環境テーマで調査・研究等を行う共育ゼミナールで、3団体が活動しました。

さらに、これまで培ってきた人とのつながりや経験、ノウハウを活かし、体験や座学、オンラインセミナー等の主催講座や湿地がある森林の保全のためのサポーターを養成する講座等を実施しました。



イ 名古屋市 SDGs 推進プラットフォームの設置・運営

市内企業や団体等を対象に、SDGsの取組の見える化や情報発信、交流機会の提供等を行う登録制度「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」を設置しています。令和5年度は、セミナーをオンライン形式で2回、交流会を3回開催するなど、多様なステークホルダーと連携しながら市域全体でのSDGsの推進に取り組みました。令和5年度末時点において、670の団体が会員登録（申請中を含む）しています。

(2) 広域的な連携・交流の推進

広域的な環境課題や共通の環境課題の解決をはかるため、伊勢湾流域圏内をはじめとした国内外の自治体などとの広域的な連携・交流を推進します。

ア 木曽三川流域圏などにおける連携の推進

(ア) 名古屋市民の森づくり

名古屋城の本丸御殿の復元には、木曽川上流の貴重な財産である樹齢300年の木曽ヒノキなどの木材を使用しました。そのため、上流の豊かな自然環境を将来に残せるよう、また、下流の名古屋市民が森の役割や大切さを理解するため、名古屋市民と上流域の人たちが植樹を行い、市民による森づくりを通して将来にわたる上下流交流を図っています。また、植えるだけでなく、下草刈りや灌木の伐採など山の手入れも行っており、将来、下流にいる名古屋市民が憩える場となることをめざしています。

(イ) 尾張藩連携事業

旧尾張藩という繋がりを軸に、木曽地域を中心とした周辺自治体や交通事業者等と協議会（尾張藩連携事業推進協議会）を令和2年2月に設立し、欧米豪市場を対象とした観光誘客に取り組みました。

国内においても、当地域の認知度を向上し、連携地域全体の観光産業の活性化や、本市の水源でもある木曽地域の森林資源の保全を図るため、観光プロモーションを実施しました。

(ウ) 名古屋市民御岳休暇村

市民の森づくり事業や森林体験学習事業において、水源域の森林保全のため植樹や人工林の間伐、下草刈りを地元と協働して実施したほか、間伐材を利用した木工体験や森林の役割などを学ぶ環境学習プログラムを行いました。

(エ) 流域連携の推進

令和5年度は、「木曽三川流域自治体サミット」を愛知県一宮市主催で開催し、木曽三川流域の水環境を保全する取り組みについて、各自治体の首長等が意見交換しました。

また、流域の魅力を域内外の方に発信することで、地域の活性化に寄与するとともに、木曽三川流域の水環境保全意識を醸成することを目的とした「木曽三川流域フォトコンテスト2023」を6月から10月にかけて開催しました。

その他に、流域連携イベントとして行う木曽三川マルシェを開催し、木曽三川流域内各地域のPRなどを行いました。

さらに、市民の水環境保全意識の醸成や水源地に関する理解を深める取り組みとして「木曽川さんありがとう」や「水源地探検隊」、「サマーとりっぷ in 木祖村」を開催しました。



「木曽三川流域フォトコンテスト 2023」
最優秀賞

イ 伊勢湾の再生の推進

(ア) 調査・研究及び普及啓発

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、愛知県、岐阜県、三重県及び本市で「伊勢湾総合対策協議会」を構成し、調査研究や啓発活動を行っています。

令和5年度の主な取り組みとして、伊勢湾における海岸漂着物対策の推進について国への提言を行うとともに、「海洋ごみ対策検討会」にて、ごみの投棄防止や適正処理、海岸漂着ごみ対策に関する啓発物品を作成しました。

また、伊勢湾流域圏の持続的な発展及び環境改善をめざすため、関係省庁・地方公共団体で構成される「伊勢湾再生推進会議」に参加し、同会議において伊勢湾再生行動計画（第二期）の中間評価を踏まえた課題の整理、及び新たなモニタリングの方針について令和4年度に引き続き検討するとともに、流域一帯の多様な主体が連携し、関係機関と協働した取り組みの実施やモニタリング等を行いました。

(イ) 水処理に関する情報交換・技術交流

健全な水循環の構築をめざした会議「木曽川（飛騨川）水系水処理ネットワーク会議」を、中津川市、恵那市及び下呂市と連携して開催し、水処理に関する情報交換や技術交流を行いました。

(3) 民間活力を活用した取り組みの推進

環境課題の解決や環境経済の活性化をはかるため、ソーシャル・インパクト・ボンドやクラウドファンディング、ふるさと納税制度など、柔軟な手法により、民間資金や事業者の技術、ノウハウなどの民間活力を活用した取り組みを推進します。

ア 環境分野における PFS 事業の検討

環境課題解決の新たな手法として、公民連携手法の一種である成果連動型民間委託契約方式（Pay for Success：PFS）により、民間事業者がもつノウハウを活かし、家庭の電気使用量削減につながる環境配慮行動を促進するモデル事業を開始しました。

持続可能な社会の実現に向けた人づくり・人の輪づくりを環境面から進めていくため、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく本市の行動計画として、平成 28 年 3 月に策定しました。

なお、本プランは令和 7 年度に目標年度を迎えることから、令和 6 年度から改定に向けた検討を行っております。

- ・計画期間：平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間
- ・基本理念：環境学習を通して、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題として捉え、分野や主体、世代を超えて、その解決に向け主体的に行動できる人づくり・人の輪づくりを進めることで、持続可能な社会の実現をめざします。
- ・取組方針：環境問題を「自分ごと」として行動につなげるとともに、その輪を拡大していくため、次の 3 つのステップから施策を展開します。

STEP 1「参加して知る」

～ 環境に対する関心・意識の向上～

視点 自然に親しむ ⇒ 身近な地域の自然を感じる

視点 きっかけは何でもいい！ ⇒ 入り口は「カッコ良さ」「楽しさ」からで OK！

視点 環境問題は「自分ごと」であることに気づく ⇒ 「参加」して環境問題を「知る」

STEP 2「交流して理解を深める」

～ 学んだことを実践につなげる～

視点 立場を超えて学び合う ⇒ 「交流」して新たな発見や気づきで「理解を深める」

STEP 3「行動の輪の拡大」

～ 主体的に行動する人のネットワークづくり～

視点 地域の活動へ ⇒ 地域の活動の活性化

持続可能な社会へ



日中韓三カ国の環境大臣が一堂に会し、本地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い、三カ国の協力関係を強化することを目的とする日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM：Tripartite Environment Ministers Meeting）の第 24 回会合が、名古屋市で開催されました。

【本会合】

- ・開催日：令和 5 年 11 月 3 日（金）、4 日（土）
- ・会場：名古屋コンベンションホール
- ・主催：環境省
- ・主な出席者：日本国環境大臣、中国生態環境部長、韓国環境部長官

【大臣エクスカーショ】

- ・日程：令和 5 年 11 月 4 日（土）15:40 ～
- ・場所：徳川美術館庭園内 餘芳軒（よほうけん）



本市は愛知県と一丸となって会合の開催成功に向けた支援を行うとともに、当地域の環境施策や魅力を発信するため、地元支援組織として「第 24 回日中韓三カ国環境大臣会合支援実行委員会」を設立し、以下の事業を行いました。

1 歓迎レセプション開催事業

会合の参加者へ歓迎の意を表すとともに、当地域の環境施策や地元の食文化、伝統文化等の魅力を紹介しました。

2 地域の環境施策・魅力の発信事業

会合の開催を機に、名古屋・愛知が誇る環境施策や世界有数の産業力・技術力、武家文化に代表される歴史・伝統文化、豊かな観光資源など、この地域の多彩な魅力を世界に向けて積極的に発信しました。

3 自治体会議開催事業

環境分野における自治体の取組の向上に繋げるため、日中韓の自治体の優良事例を共有し、議論するオンライン会議を開催しました。また、環境課題解決のためには自治体が重要な役割を担っていることを踏まえ、自治体が TEMM の活動に協力することを宣言し、自治体を TEMM の枠組みに関与させるよう各国の政府に要請しました。



歓迎レセプション



日本舞踊 西川流
(地域の魅力発信事業)



自治体会議

また、公式サイドイベントとしてユースフォーラムが開催され、30 歳以下の日中韓 3 カ国の学生等による事例発表やワークショップ等が行われました。環境省主催のユースエクスカーショでは、ユース代表団に向けて名古屋市及び愛知県の環境施策や観光魅力を発信しました。



左図：名古屋市立大学プレゼン
右図：ユースエクスカーショ

第2章 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる

1 大気環境の向上をはかる

(1) 大気汚染の監視・規制指導の実施

大気環境の状況を把握し大気汚染を防止するため、二酸化窒素(NO_2)や浮遊粒子状物質(SPM)などの大気汚染物質について常時監視や規制指導を実施します。

ア 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、市内 18 か所の測定局（一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）11 か所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）7 か所）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等 14 項目を 24 時間測定しています。令和 5 年度の測定結果の概要は以下のとおりです。

(ア) 二酸化硫黄

主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生するもので、その発生源としては、工場などの固定発生源のウェイトが高くなっています。

市内では一般局 4 局、自排局 1 局の計 5 局で測定し、欠測となった 1 局を除き、全 4 局で環境基準を達成しました。

(イ) 二酸化窒素

物の燃焼に伴って発生するもので、その発生源としては、工場などの固定発生源と自動車などの移動発生源がありますが、その発生量は移動発生源のウェイトが高くなっています。

市内では一般局 11 局、自排局 7 局の計 18 局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値を達成しました。

(ウ) 一酸化炭素

燃料等の不完全燃焼により発生するもので、主な発生源は自動車です。

市内では一般局 1 局、自排局 1 局の計 2 局で測定し、全測定局で環境基準を達成しました。

(エ) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、その発生源は、工場・事業場、自動車など人間の活動によるもののほか、自然現象によるもの、大気中で二次的に生成するものなど多種多様です。

市内では一般局 11 局、自排局 7 局の計 18 局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)を達成しました。

また、環境目標値(快適な生活環境の確保に係る目標値)は、一般局 9 局、自排局 5 局で達成しました。

(オ) 光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素の光化学反応によって二次生成される、光化学スモッグの原因となる物質です。

市内では一般局 11 局、自排局 3 局の計 14 局で測定し、環境基準・環境目標値を達成した局はありませんでした。

(カ) 微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒径 2.5μm以下の粒子状物質で、ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがあります。

市内では、一般局 11 局、自排局 7 局の計 18 局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値を達成しました。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その 1）

項 目 名 測 定 局 名		二酸化硫黄（SO ₂ ）			二酸化窒素（NO ₂ ）		
		日平均値の 2%除外値 (ppm)	2日以上 連続超過の 有無	環境基準 (0.04ppm以下) 達成状況 (適○否×)	日平均値の 98%値 (ppm)	環境基準 (0.06ppm以下) 達成状況 (適○否×)	環境目標値 (0.04ppm以下) 達成状況 (適○否×)
一般 環境 大気 測定局	国設名古屋大気環境測定所	(0.002)	(無)	—	0.023	○	○
	城北つばさ高校	0.001	無	○	0.025	○	○
	名 栄 町	—	—	—	0.025	○	○
	滝川小学校	—	—	—	0.025	○	○
	八幡中学校	0.002	無	○	0.026	○	○
	富田支所	—	—	—	0.023	○	○
	惟信高校	—	—	—	0.025	○	○
	白水小学校	0.003	無	○	0.030	○	○
	守山保健センター	—	—	—	0.023	○	○
	大高北小学校	—	—	—	0.027	○	○
	天白保健センター	—	—	—	0.024	○	○
	達成局数（一般局）	—	—	3/3	—	11/11	11/11
自動車 排出 ガス 測定局	上下水道局北営業所	—	—	—	0.028	○	○
	名塚中学校	—	—	—	0.024	○	○
	若宮大通公園	0.003	無	○	0.029	○	○
	熱田神宮公園	—	—	—	0.028	○	○
	港 陽	—	—	—	0.028	○	○
	千 竈	—	—	—	0.028	○	○
	元 塩 公園	—	—	—	0.037	○	○
	達成局数（自排局）	—	—	1/1	—	7/7	7/7
達成局数（市内）		—	—	4/4	—	18/18	18/18

注 1 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、長期的評価により評価したものである。

注 2 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

注 3 「国設名古屋大気環境測定所」は、二酸化硫黄について測定時間が 6,000 時間に達していないため、測定局数から除外した。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その2）

項目名 測定局名		一酸化炭素（CO）			浮遊粒子状物質（SPM）				
		日平均値の 2%除外値 (ppm)	2日以上 連続超過 の有無	環境基準 (10ppm以下) 達成状況 (適○否×)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	2日以上 連続超過 の有無	環境基準 環境目標値 (0.10mg/m ³ 以下) 達成状況 (適○否×)	年平均値 (mg/m ³)	環境目標値 (0.015mg/m ³ 以下) 達成状況 (適○否×)
一般環境 大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.4	無	○	0.025	無	○	0.011	○
	城北つばさ高校	—	—	—	0.034	無	○	0.014	○
	名 楽 町	—	—	—	0.036	無	○	0.015	○
	滝川小学校	—	—	—	0.033	無	○	0.014	○
	八幡中学校	—	—	—	0.035	無	○	0.015	○
	富田支所	—	—	—	0.036	無	○	0.014	○
	惟信高校	—	—	—	0.034	無	○	0.013	○
	白水小学校	—	—	—	0.038	無	○	0.016	×
	守山保健センター	—	—	—	0.025	無	○	0.011	○
	大高北小学校	—	—	—	0.037	無	○	0.016	×
	天白保健センター	—	—	—	0.033	無	○	0.013	○
達成局数（一般局）		—	—	1/1	—	—	11/11	—	9/11
自動車 排出ガス 測定局	上下水道局北営業所	—	—	—	0.033	無	○	0.013	○
	名塚中学校	—	—	—	0.035	無	○	0.017	×
	若宮大通公園	—	—	—	0.034	無	○	0.014	○
	熱田神宮公園	—	—	—	0.027	無	○	0.011	○
	港 陽	—	—	—	0.038	無	○	0.016	×
	千 竈	—	—	—	0.035	無	○	0.015	○
	元 塩 公園	0.6	無	○	0.028	無	○	0.012	○
達成局数（自排局）		—	—	1/1	—	—	7/7	—	5/7
達成局数（市内）		—	—	2/2	—	—	18/18	—	14/18

注1 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、長期的評価により評価したものである。

注2 浮遊粒子状物質の環境目標値については、日平均値で評価する目標値が市民の健康の保護に係る目標値を指し、年平均値で評価する目標値が快適な生活環境の確保に係る目標値を指す。

注3 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その3）

項目名 測定局名		光化学オキシダント（Ox）		微小粒子状物質（PM2.5）		
		昼間（5時～20時） の1時間値の最高値 （ppm）	環境基準 環境目標値 （0.06ppm以下） 達成状況 （適○否×）	短期基準 （35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下） 日平均値の 98パーセンタイル値 （ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	長期基準 （15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下） 年平均値 （ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	環境基準 環境目標値 達成状況 （適○否×）
一般環境 大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.113	×	21.9	9.1	○
	城北つばさ高校	0.114	×	19.0	8.3	○
	名 楽 町	0.112	×	18.1	7.6	○
	滝川小学校	0.112	×	20.5	8.7	○
	八幡中学校	0.112	×	24.7	11.3	○
	富田支所	0.116	×	20.3	8.4	○
	惟信高校	0.111	×	20.0	8.5	○
	白水小学校	0.105	×	23.5	9.7	○
	守山保健センター	0.119	×	19.8	8.4	○
	大高北小学校	0.112	×	21.0	8.6	○
	天白保健センター	0.110	×	19.7	8.1	○
達成局数（一般局）		—	0/11	—	—	11/11
自動車 排出ガス測定局	上下水道局北営業所	—	—	21.2	8.8	○
	名塚中学校	0.122	×	20.4	8.8	○
	若宮大通公園	0.105	×	20.3	8.7	○
	熱田神宮公園	—	—	20.0	8.1	○
	港 陽	0.100	×	23.7	10.4	○
	千 竈	—	—	25.3	11.1	○
	元塩公園	—	—	25.9	11.1	○
	達成局数（自排局）	—	0/3	—	—	7/7
達成局数（市内）		—	0/14	—	—	18/18

注1 環境基準及び目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、光化学オキシダントは短期的評価、微小粒子状物質は長期的評価により評価したものである。

注2 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

イ 有害大気汚染物質等の監視

大気汚染防止法に基づく常時監視として、有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いとされているベンゼンなどの 20 物質並びに水銀及びその化合物（そのうち、環境基準は 4 物質、指針値は 11 物質で設定）について、市内 7 か所で調査を実施しています。

令和 5 年度の調査結果の概要は以下のとおりです。

（ア）環境基準が定められている物質

環境基準はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質に設定されており、市内 7 地点すべてで基準を達成しました。

調査結果（年平均値及び達成状況）

調査物質（単位）	調査地点	年平均値	達成状況	環境基準
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.68	○	3 以下
	富 田 支 所	0.60	○	
	港 陽	0.68	○	
	野 跡 小 学 校	0.70	○	
	白 水 小 学 校	0.73	○	
	本 地 通	0.76	○	
	元 塩 公 園	0.68	○	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.27	○	130 以下
	富 田 支 所	0.29	○	
	港 陽	0.36	○	
	野 跡 小 学 校	0.67	○	
	白 水 小 学 校	0.39	○	
	本 地 通	1.0	○	
	元 塩 公 園	0.47	○	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.091	○	200 以下
	富 田 支 所	0.066	○	
	港 陽	0.37	○	
	野 跡 小 学 校	0.11	○	
	白 水 小 学 校	0.27	○	
	本 地 通	0.31	○	
	元 塩 公 園	0.40	○	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	2.8	○	150 以下
	富 田 支 所	3.5	○	
	港 陽	3.7	○	
	野 跡 小 学 校	2.9	○	
	白 水 小 学 校	4.2	○	
	本 地 通	5.2	○	
	元 塩 公 園	5.3	○	

注 環境基準の達成状況は、年平均値と環境基準との比較により行う。（達成：○、非達成：×）

(イ) 指針値が定められている物質

指針値は、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル並びにアセトアルデヒドの11物質に定められており、すべての地点で指針値以下でした。

調査結果（年平均値及び達成状況）

調査物質（単位）	調査地点	年平均値	達成状況	指針値
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.045	○	2以下
	富 田 支 所	0.039	○	
	港 陽	0.052	○	
	野 跡 小 学 校	0.051	○	
	白 水 小 学 校	0.089	○	
	本 地 通	0.040	○	
	元 塩 公 園	0.069	○	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.038	○	10以下
	富 田 支 所	0.026	○	
	港 陽	0.15	○	
	野 跡 小 学 校	0.039	○	
	白 水 小 学 校	0.10	○	
	本 地 通	0.10	○	
	元 塩 公 園	0.034	○	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	会 所 町	1.2	○	40以下
	富 田 支 所	1.5	○	
	港 陽	1.7	○	
	白 水 小 学 校	2.3	○	
	本 地 通	1.6	○	
	元 塩 公 園	1.6	○	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	会 所 町	2.3	○	25以下
	富 田 支 所	2.3	○	
	港 陽	4.3	○	
	白 水 小 学 校	7.1	○	
	本 地 通	5.2	○	
	元 塩 公 園	7.0	○	
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.17	○	18以下
	富 田 支 所	0.19	○	
	港 陽	0.19	○	
	野 跡 小 学 校	0.20	○	
	白 水 小 学 校	0.28	○	
	本 地 通	0.19	○	
	元 塩 公 園	0.23	○	

調査物質（単位）	調査地点	年平均値	達成状況	指針値
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.12	○	1.6以下
	富 田 支 所	0.13	○	
	港 陽	0.13	○	
	野 跡 小 学 校	0.13	○	
	白 水 小 学 校	0.12	○	
	本 地 通	0.12	○	
	元 塩 公 園	0.13	○	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.060	○	2.5以下
	富 田 支 所	0.043	○	
	港 陽	0.050	○	
	野 跡 小 学 校	0.060	○	
	白 水 小 学 校	0.053	○	
	本 地 通	0.069	○	
	元 塩 公 園	0.053	○	
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	会 所 町	1.0	○	6以下
	富 田 支 所	1.2	○	
	港 陽	1.2	○	
	白 水 小 学 校	1.1	○	
	本 地 通	1.0	○	
	元 塩 公 園	1.1	○	
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	会 所 町	24	○	140以下
	富 田 支 所	28	○	
	港 陽	41	○	
	白 水 小 学 校	47	○	
	本 地 通	40	○	
	元 塩 公 園	41	○	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	1.6	○	94以下
	富 田 支 所	1.6	○	
	港 陽	1.5	○	
	野 跡 小 学 校	1.6	○	
	白 水 小 学 校	1.4	○	
	本 地 通	1.4	○	
	元 塩 公 園	1.4	○	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	1.6	○	120以下
	富 田 支 所	2.7	○	
	港 陽	2.8	○	
	白 水 小 学 校	2.4	○	
	本 地 通	1.7	○	
	元 塩 公 園	2.7	○	

注 指針値の達成状況は、年平均値と指針値との比較により行う。(達成：○、非達成：×)

(ウ) 環境基準・指針値が定められていない物質

大気汚染防止法に基づき、優先取組物質のうち、環境基準、指針値が定められていない6物質について調査を実施しました。

市内の各調査地点における測定結果は以下の表のとおりです。

調査結果（年平均値）

調査物質 (単位) 調査地点	ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	クロム及び その化合物 (ng/m^3)	ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
会 所 町	2.2	0.041	0.075	5.8	0.021	6.5
富 田 支 所	4.0	0.043	0.089	5.3	0.027	4.5
港 陽	3.1	0.047	0.13	11	0.028	5.3
野 跡 小 学 校	—	—	—	—	—	4.1
白 水 小 学 校	3.3	0.055	0.12	19	0.027	6.1
本 地 通	2.4	0.051	0.092	11	0.023	7.0
元 塩 公 園	4.0	0.050	0.10	14	0.026	6.2

注 「—」は調査対象外を示す。

ウ 空間放射線量率の測定

原発事故などの放射性物質の放出を伴う事故が発生した場合に備え、環境科学調査センターにモニタリングポストを設置し、平成27年4月から空間放射線量率を常時監視しています。また、測定結果を市公式ウェブサイトリアルタイムで表示し、市民への情報提供を行っています。

令和5年度の測定値は、1m推計値で0.068～0.143マイクロシーベルト／時の範囲で、年平均値は0.080マイクロシーベルト／時でした。さらに、毎月1回、市内2か所において、可搬型サーベイメーターを用いて空間放射線量率を測定しています。令和5年度の結果は以下のとおりでした。

可搬型サーベイメーターによる測定結果（令和5年4月～令和6年3月）

測 定 地 点	測 定 結 果 ($\mu\text{Sv/h}$)
市役所	0.072～0.085
環境科学調査センター	0.071～0.086

注 1mの高さにおいて測定した結果である。

エ 大気汚染物質の規制指導

大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び市環境保全条例に基づき、工場・事業場から排出される窒素酸化物などの大気汚染物質について、規制基準や測定義務などが定められています。

規制基準の遵守状況などを確認するため、工場・事業場に対して立入検査を実施し、規制対象施設の確認、測定及びその結果の確認を行っており、令和5年度は、硫黄酸化物の規制に関しては燃料中の硫黄分の測定を23件、揮発性有機化合物の規制に関しては排出ガス中の濃度測定を2件、水銀の規制に関しては排出ガス中の濃度測定を1件行いました。

また、市環境保全条例に基づく窒素酸化物の総量規制の対象となる工場・事業場については、排出ガス中の窒素酸化物の濃度測定を18件行いました。

その他、大規模工場・事業場については規制基準の遵守状況等を把握するため、排出ガス中の濃度などを常時測定する大気発生源観測局を設置しており、令和5年度は、窒素酸化物について15工場39煙道で監視を行いました。また、市内における大気汚染物質の排出量や燃料使用量などを把握するため、規制の対象となる730の工場・事業場に対してアンケート調査を行いました。

(2) 排出ガス対策の促進

大気環境の向上をはかるため、家庭・オフィスの省エネルギー化や、自動車や建設機械などによる排出ガス対策を促進します。

ア 自動車排出ガス対策の推進

(ア) 自動車排出ガス対策

国において、大気汚染防止法で定める許容限度を受けた道路運送車両法に基づく単体規制（新車に対する規制）が行われており、年々強化されています。

さらに、平成12年の尼崎公害訴訟や名古屋南部公害訴訟の判決を受けて制定された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づいた車種規制が行われており、本市を含む対策地域内においては自動車NOx・PM法非適合車の登録ができなくなっています。

本市では、平成22年8月に愛知県が制定した「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、自動車NOx・PM法非適合車の流入車対策を実施しています。令和5年度も、貨物の運送等を委託する事業者に対して自動車NOx・PM法非適合車の使用抑制等の働きかけを行うとともに、自動車NOx・PM法非適合車の実態を把握するため、国道23号において調査を行いました。

また、自動車公害対策が都市型公害の重要課題の一つであるとの認識から、本市及び東京都、横浜市、川崎市、大阪市、神戸市で組織する「六大都市自動車技術評価委員会」で、自動車メーカー等に対する低公害車技術開発等のヒアリングを行うなど、共同して調査・研究等を行っています。

(イ) 第3次なごや自動車環境対策アクションプラン

「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において関係機関・関係団体と連絡協議を行い、総合的・計画的に対策を推進しています。この協議会では、大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対しての対策を着実に推進するため、令和2年度に「第3次なごや自動車環境対策アクションプラン」を策定しました。令和5年度には、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の策定に併せ、「二酸化炭素（CO₂）」及び「ZEVの普及」の目標値の見直しを行いました。その進捗状況は以下のとおりです。

項 目		第3次目標（2030年度）	2023年度結果
二酸化窒素		すべての常時監視測定局で 「市民の健康の保護に係る目標値」を 達成・維持	環境目標値達成局数 18/18局（100%）
浮遊粒子状物質		状況の改善 [2019年度 年平均値 0.015mg/m ³]	環境基準達成局数 18/18局（100%） 年平均値 0.014mg/m ³
微小粒子状物質 （PM2.5）		状況の改善 [2019年度 年平均値 10.8μg /m ³]	環境基準達成数 18/18局（100%） 年平均値 9.1 μg/m ³
二酸化炭素 （CO ₂ ）		市内自動車からのCO ₂ 排出量を 2013年度比133万トン削減 [2013年度排出量（自動車）350万トン-CO ₂]	市内自動車からのCO ₂ 排出量（2021年度） 248万トン-CO ₂ （102万トン-CO ₂ 削減）
騒音	要請限度	第3次自動車騒音優先対策マップ対象区間 での要請限度超過状況の改善	A区間のうち要請限度を 下回る区間数（2023年度） 3/6区間
	環境基準	幹線道路全体での環境基準達成率 （昼夜間）98%以上	環境基準達成率 96.8% （289,414戸 / 299,003戸）
環境性能優良車の 継続普及		自動車保有台数に占める 環境性能優良車の割合：100%	75% （市内保有台数：94万台）
ZEVの普及		自動車保有台数に占める ZEVの割合：20%以上	1.17%

(ウ) ゼロエミッション車の購入補助

令和4年度より、大気環境の改善、運輸部門からの二酸化炭素排出削減及び災害対応力の向上のため、市民が導入する外部給電機能を有するゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車）に対する補助を開始しました。令和5年度は電気自動車（普通・小型自動車）に対して224件、電気自動車（軽自動車・超小型モビリティ）に対して284件、プラグインハイブリッド自動車に対して286件、燃料電池自動車に対して1件の補助を実施しました。

(エ) 最新規制適合車への代替促進

貨物自動車等及び乗合自動車等について、より排出ガスの基準が厳しい最新規制適合車への代替を促進するため、令和5年度は、2台に対して補助を行いました。

また、市へ物品を配送する事業者に、低公害・低燃費車など環境負荷の少ない自動車を使用する「グリーン配送」を要請するなど、貨物自動車等の運行に関わる事業者に対し、車種規制非適合車の使用抑制の取り組みを実施しました。

(オ) 次世代自動車の普及促進

市民や事業者に対する次世代自動車の普及啓発のため、イベントでの活用を行いました。また、令和5年度には、電気自動車を21台、プラグインハイブリッド自動車を7台、燃料電池自動車を2台、ハイブリッド自動車を64台導入するなど、公用車への導入を行っており、令和5年度末現在の市の公用車における電動車の台数は3,019台中232台となりました。

イ エコドライブの促進

オンライン動画配信によるセミナー開催やイベント等を通じて、市環境保全条例で義務付けたアイドリング・ストップや環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）の周知・促進を図りました。

また、事業所内で積極的にエコドライブ実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」の認定を行い、令和5年度末現在のマイスター認定者数は4,553人、マイスター設置事業所は1,973事業所となりました。

(3) 大気汚染の防止に向けた調査研究の推進

環境基準・環境目標値を達成できていない大気汚染物質などの対策を強化するため、大気中の光化学オキシダント（Ox）の濃度低減などに向けた調査研究を推進します。

ア 環境科学調査センターにおける調査研究

(ア) 光化学オキシダント及びPM2.5の地域生成・発生に関する研究

環境基準を超過している光化学オキシダントなどについては、地域内での生成メカニズムには不明な点が多いことから、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの地域生成・発生メカニズムについて解析を進めました。

(イ) 光化学オキシダントにおける気象要因による影響評価の検討

光化学オキシダントの発生には、日射等の気象要因が影響しているため、気象要因の影響を数値化することで、気象要因によらない排出による根本的な光化学オキシダント濃度の変動を評価するとともに、地球温暖化に伴う気温上昇が及ぼす、光化学オキシダントの濃度変化について調査を行いました。

2 水環境の向上をはかる

(1) 水質の常時監視・規制指導の実施

水環境の状況を把握し水質汚濁を防止するため、河川や地下水などの水質について常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

ア 公共用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法、市環境保全条例に基づき、市内 47 地点（河川 27 地点、海域 7 地点、ため池 13 地点）において常時監視を行い、「生活環境項目（水質の汚濁に関する項目）」、「健康項目（水の安全性に関する項目）」などを調査しています。

河川の水質について、代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）でみると、環境基準は 10 水域のうち 9 水域で、環境目標値は 27 地点のうち 19 地点で達成しました。また、荒子川（荒子川ポンプ所）で 1,2-ジクロロエタンが環境基準及び環境目標値を達成しませんでした。

令和 5 年度の調査結果の概要は次頁のとおりです。

環境基準の達成状況（河川は BOD、海域は COD）

（単位：mg /L）

	水域名	環境基準点	環境基準 類型	環境 基準	達成状況（年度）			
					令和 3	4	5	75% 水質値
河川	荒子川	荒子川 ポンプ所	E	10	○	○	○	6.4
	中川運河	東海橋	E	10	○	○	×	14
	堀川	港新橋	D	8	○	○	○	5.6
	山崎川	道德橋	D	8	○	○	○	5.3
	天白川	千鳥橋	C	5	○	○	○	2.4
	庄内川 中流（2）	大留橋	C	5	○	○	○	1.4
		水分橋						3.7
海域	庄内川 下流	枇杷島橋	C	5	○	○	○	3.2
	矢田川 上流	大森橋	D	8	○	○	○	4.2
	矢田川 下流	天神橋	C	5	○	○	○	2.6
	新川下流	*萱津橋	D	8	○	○	○	2.4
	名古屋港 (甲)	N-1	C	8	○	○	○	5.3
		*N-2						4.7
		*N-3						4.0

注1 *印については市外調査地点ではあるが、市内水域の環境基準点であるため掲載している。

環境目標値の達成状況（河川は BOD、海域・ため池は COD）

（単位：mg /L）

	水域名	調査地点	地域 区分	環境 目標値	達成状況（年度）			
					令和 3	4	5	75% 水質値
河川	荒子川	境橋	☆☆☆	3	○	×	×	3.8
		荒子川ポンプ所	☆	8	×	○	○	6.4
	中川運河	東海橋	☆☆	5	×	×	×	14
		長良橋	☆☆	5	—	—	×	6.9
		松重ポンプ所	☆☆	5	—	—	○	4.5
	堀川	猿投橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.2
		小塩橋	☆☆☆	3	×	×	×	4.2
		港新橋	☆☆	5	○	×	×	5.6
	新堀川	日の出橋	☆	8	○	○	○	6.3
	山崎川	鼎 （かなえ） 橋	☆☆☆	3	○	○	×	3.3
		道德橋	☆	8	○	○	○	5.3
	天白川	天白橋	☆☆	5	○	○	○	1.3
		千鳥橋	☆☆	5	○	○	○	2.4
	植田川	植田橋	☆☆☆	3	×	○	×	3.2
	扇川	鳴海橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.4
	鞍流瀬川	梶田橋	☆	8	○	○	○	4.0
	庄内川	大留橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.4
		水分橋	☆☆	5	○	○	○	3.7
		枇杷島橋	☆☆	5	○	○	○	3.2
		庄内新川橋	☆☆	5	○	○	○	1.9
	矢田川	大森橋	☆	8	○	○	○	4.2
		天神橋	☆	8	○	○	○	2.6
	香流川	香流橋	☆☆	5	○	○	○	3.5
	新川	比良新橋	☆☆	5	○	○	○	2.3
		日の出橋	☆☆	5	○	○	○	2.6
	戸田川	新東福橋	☆	8	×	×	×	8.8
	福田川	新西福橋	☆☆	5	×	○	○	3.3
海域	名古屋港	潮見ふ頭北	☆	5	×	×	×	5.5
		金城ふ頭西	☆☆	3	×	×	×	3.5
		N-1 (潮見ふ頭西)	☆	5	○	○	×	5.3
		N-10 (庄内川河口)	☆☆	3	×	×	×	4.3
		N-11 (潮見ふ頭南)	☆	5	○	○	○	4.1
		N-14 (藤前干瀬)	☆☆	3	×	×	×	4.8
		M-1 (ガーデンふ頭)	☆	5	○	○	×	6.1
	ため池	牧野池	☆☆	6	×	×	×	14
		猫ヶ洞池	☆☆	6	○	○	×	6.6
		大久手池	☆☆	6	○	○	○	3.2
		大村池	☆☆	6	×	×	×	7.4
		緑ヶ池	☆☆	6	×	×	×	6.5
		安田池	☆☆	6	×	×	×	12
		塚ノ杵池	☆☆	6	×	×	×	9.1
		戸笠池	☆☆	6	○	○	—	(4.6)
		新海池	☆☆	6	×	×	×	9.5
		琵琶ヶ池	☆☆	6	×	×	×	10
		螭池	☆☆	6	×	×	×	7.8
		水主ヶ池	☆☆	6	×	×	×	14
		荒池	☆☆	6	×	×	×	10

注1 令和5年度の戸笠池は測定回数が少ないため、評価対象外とした。

イ 地下水常時監視・モニタリング

市内の全体的な地下水質の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、令和5年度は市内の井戸88地点で水質調査を実施し、28地点で環境基準を超過しました。基準を超過した井戸の所有者に対しては、飲用に使用しないよう指導を行いました。

その他、平成12年3月に土壌・地下水汚染対策が完了した西区の電機工場跡地東側敷地境界付近について、浄化効果を確認するため、地下水のモニタリングを実施しました。

ウ 多項目水質計による測定

河川の水質の状況を把握するため、軽量で可搬式の多項目水質計により、市内主要河川の定点測定をしています。

令和5年度は、新堀川舞鶴橋で上層、底層の2か所について、年間を通して測定を行いました。また、概ね2週間ごとに中川運河柳原橋、長良橋及び東海橋で深さ別の測定を行いました。

エ 実態調査

(ア) 市内河川生物等調査

令和5年度は、河川の水質が生物相に与える影響を把握するため、15河川、25地点において生息する魚類・底生動物・藻類の生物相の調査を行いました。

(イ) 底質環境監視

大江川河口域及び昭和・船見ふ頭間運河において過去に実施された公害防止事業の効果を継続的に確認するため、底質中の総水銀及びPCBの調査をしました。

オ 荒子川北中島橋付近の汚染対策に係る調査

荒子川（荒子川ポンプ所）において1,2-ジクロロエタンが、環境基準、環境目標値ともに達成していないことから、有効な対策方法を検討するため、有識者懇談会からの意見を聴きながら、環境科学調査センターと他の研究機関等とで共同して、調査を実施しました。

カ 水質汚濁の規制指導

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場から排出される排水の規制をしています。

汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する事業場に対して、令和5年度は194件の立入指導を行い、排水基準等の遵守について指導しました。

キ 閉鎖性水域の環境改善対策

海域の富栄養化防止のため、水質汚濁防止法に基づき、COD、窒素及びりんのパイロの排出について、総量規制を行っています。

そのうち、多量の排水がある19の工場・事業場については、COD、窒素及びりんのパイロの排出状況について報告を求め、総量規制基準の遵守状況を確認しました。

また、水質汚濁防止法による規制がかからない小規模事業場等に対しても、COD・窒素及びりんのパイロの削減について市環境保全条例により責務規定を定めており、その遵守指導を行いました。

ク 死魚・油等流出事件対策

公共用水域において死魚・油等流出事件が発生した場合は、現地調査を行い、原因者の判明したものについては、原因究明、再発防止等の指導を行っています。

令和5年度における発生件数は18件で、そのうち死魚事件は5件でした。

(2) 水質改善の推進

水環境の向上をはかるため、下水道整備や河川の水量の確保などにより、水質の改善を推進します。

ア 下水道による水環境の向上

(ア) 下水道の整備状況

工場・事業場及び一般家庭の排出水による汚濁負荷量を削減し、公共用水域の水質保全を図るための施策として、公共下水道の整備に努めています。

令和5年度末現在、下水道整備状況は、処理面積29,176ha、水処理センター15か所であり、人口普及率は99.4%となりました。

(イ) 合流式下水道の改善およびさらなる水質浄化

合流式下水道では、「汚水」と「雨水」を一緒の下水管で集めることができ、路面などのまちの汚れを含む雨水は、弱い雨の場合は汚水と一緒に水処理センターへ送られ処理されます。

しかし、水処理センターできれいにできる水の量には限界があり、すべての汚水と雨水を水処理センターで処理することは困難なため、強い雨が降ると、汚水の一部を含む雨水が直接川などへ放流されます。

こうしたことから、汚れの度合いが大きい降雨初期の雨水を一時的に貯留し、降雨終了後に水処理センターへ送水し処理するための雨水滞水池の建設や、雨天時に水処理センターで実施する簡易処理を向上するための簡易処理高度化施設の設置等、合流式下水道から放流される雨水の水質浄化に取り組み、令和5年度末には国が定めた雨天時における放流水質基準を達成しました。

上記の取り組みにより、河川の水質は全体的に改善傾向にあるものの、水辺環境を活かしたまちづくりが行われている堀川上中流部及び新堀川上流部では、水域の特性や水環境のニーズから、さらなる水質浄化が求められています。

そのため、河川管理者など多様な主体と連携し、引き続き、水質浄化の取り組みを進めます。令和5年度は、千年水処理センター、熱田水処理センターにおいて、簡易処理高度化施設の整備を進めるとともに、新堀川沿いで雨水幹線の整備に着手しました。

(ウ) 高度処理の導入

下水処理水は河川を通じて伊勢湾に流れ込んでいます。しかし、伊勢湾は閉鎖性水域であるため、下水道が普及してきても依然として赤潮の発生が減少していません。そこで、主に赤潮の原因物質である窒素やりんを、従来の下水処理よりも多く除去できる高度処理の導入を順次進めています。

令和5年度末現在稼働しているのは、8か所となりました。

イ 河川維持水量の確保

ため池の水や地下水の有効利用、下水道の高度処理水の活用により、令和5年度も引き続き、河川などの水量の確保と水質の改善に努めました。

ウ うるおいと活気のある堀川再生

良好な水辺環境を形成し、水辺空間に親しむ機会を増やすため、令和5年度も引き続き、河道掘削に合わせたヘドロの除去、庄内川からの導水、浅層地下水の活用などを実施するとともに、市民団体とも連携を図りながら水質浄化を進めました。

エ 河川における地下水利用

令和2年度及び令和5年度に取りまとめた、新堀川の今後の浄化施策の方向性に基づき、川底の酸素不足を改善するため、地下水を川底から放流する井戸等の整備を進めており、令和5年度には、舞鶴橋上流左岸において井戸等を設置するとともに、他3地点において井戸の設置するために必要な地質調査を行いました。

オ 中川運河の再生

中川運河再生計画に基づき、露橋水处理センターから放流する高度処理水の活用や、東支線における覆砂及び松重ポンプ所の機能向上に向けた改修の実施により、水循環を促進し水質の改善に取り組んでいます。

(3) 水環境の改善に向けた調査研究の推進

水環境の改善に向けて、より効果的な対策を実施するため、ため池の植物プランクトンなどによる水質汚濁の抑制を目指した調査研究などを推進します。

ア 環境科学調査センターにおける調査研究

(ア) 市内ため池における内部生産抑制手法の研究

市内のため池の水質改善に向け、内部生産（植物プランクトンの増殖による汚濁）を抑制する要因について調査し、抑制効果の実証実験のための基礎調査を行いました。

(イ) 海棲生物を用いた生物応答試験法の検討

海水を含む工場等からの排水や、汽水域の河川水の評価を行うため、WET試験（生物応答を用いた排水試験）に使用可能と思われる海棲生物の情報収集などを行い、海棲生物を用いた生物応答試験法の確立に向け検討を進めました。

(ウ) 市内のため池における水収支の推定

ため池の水量の推定を行うとともに、流出水量の測定、流域における降水量の浸透・流出状況の調査、湖底への浸透・湖底からの湧出有無の調査等のための対象池の選定及び調査を実施し、ため池における水収支の推定を進めました。

(エ) 河岸及び海岸漂着物中のマイクロプラスチックに関する研究

岸边における漂着物中のマイクロプラスチックの現状を調査し、名古屋市固有の発生源の解明を目指すとともに、藤前干潟におけるマイクロプラスチックの継続調査を行い、発生源と思われる新川や庄内川の河岸漂着物の調査を実施しました。

3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する

(1) 土壌汚染の規制指導の実施

土壌汚染により健康被害などが生じることを防止するため、規制指導を実施します。

ア 土壌汚染規制指導

土壌汚染対策法、市環境保全条例に基づき、特定有害物質を取り扱う事業者等に対して土壌汚染調査の実施と結果の報告を義務付けています。また人の健康被害の防止及び生活環境の保全のため、事業者等に対し、土壌・地下水汚染対策の規制指導を実施しています。

令和5年度は、土壌汚染対策法、市環境保全条例に基づく新たな汚染の報告を34件公表しました。

(2) 地盤沈下の常時監視・規制指導などの実施

地盤沈下や地下水位を把握し地下水の過剰な採取による地盤沈下を防止するため、常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

ア 地盤沈下の常時監視

市内の地盤や地下水位の状況を把握するため、一級水準測量を行い、市内の地盤沈下の状況を監視しています。また、地下水位等の状況を把握するため、市内15か所の観測所で地盤収縮量と地下水位について観測を行っています。

令和5年度の一級水準測量の結果、年間で1cm以上の沈下域は形成されませんでした。

また、地下水位の状況は、近年ほぼ横ばいの傾向を示しています。

沈下域面積の推移

単位: km²

年度 年間 沈下量	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54~ 61	62	63	平成 元	2~ 5	6	7	8~ 15	16	17~ 令和5
1cm以上	※	※	※	8.0	4.0	3.0	2.0	—	3.8	—	6.8	—	42.0	3.0	—	3.3	—
2cm以上	61.7	89.0	50.0	4.7	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4cm以上	30.2	48.2	31.6	1.5	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6cm以上	21.3	28.2	3.7	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8cm以上	13.3	17.8	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10cm以上	3.9	7.9	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12cm以上	0.1	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14cm以上	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16cm以上	—	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 名古屋市の面積 326.50km²

注2 ※「1cm以上」の区分の設定なし。

注3 「沈下域面積」とは、年間1cm以上の沈下点（3点以上が隣接する）によって形成される面積

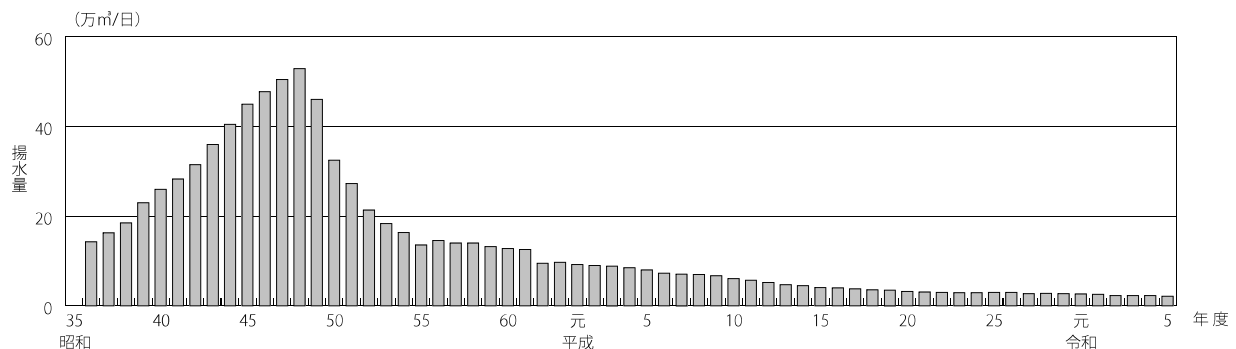
イ 地盤沈下の規制指導

市環境保全条例に基づき、規制対象となる揚水設備を設置する事業場に対して、規制基準の遵守、揚水量の削減等の指導を行っています。また、規制対象外の小口径井戸（井戸設備）についても、平成24年4月に条例を改正し、揚水量、地下水位の測定と報告を義務化しました。

令和5年度末現在、市環境保全条例に基づく揚水設備の許可状況は、事業場数244件、揚水設備本数335本、許可揚水量は74,552 m^3 /日となっており、令和5年度の揚水設備による地下水揚水量は約21,603 m^3 /日でした。

また、揚水設備等を設置する事業場に対して、249件の立入検査を実施しました。

揚水設備による地下水揚水量の推移



ウ 工業用水道の利用促進

地盤沈下防止のため、地下水利用から代替水源である工業用水道への転換を働きかけています。

令和5年度も、引き続き地下水利用者への使用状況のアンケート調査や、工業用水道への転換の働きかけなどの啓発活動を行いました。

エ 災害応急用井戸の指定

災害時の応急給水体制を補完し、地域住民の方々が災害時に生活用水（飲み水を除く。）を確保できるようにすることを目的として、「災害応急用井戸（事業者が所有する揚水設備または井戸設備が対象）」及び「災害応急用協力井戸（家庭用の井戸が対象）」の指定を行っています。災害応急用井戸については、平成24年5月に指定要件を緩和し、拡大に向けて、井戸を保有する事業者に対し登録を呼びかけており、令和5年度末の災害応急用井戸の指定事業場数は155事業場でした。

また、令和5年度末の災害応急用協力井戸の指定数は434件でした。

4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する

(1) 騒音・振動の監視・規制指導の実施

騒音・振動の状況を把握し発生を防止するため、自動車や鉄道などによる騒音・振動の実態監視や規制指導を実施します。

ア 騒音・振動の実態監視

環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び市環境保全条例に基づき、騒音・振動について、定期監視、実態監視及び現況調査を行っています。

定期監視は、毎年度、同一地点で同一時期に測定を行うものであり、自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音について測定をしています。

実態監視は、市内の現況をきめ細かく把握するために、環境騒音、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動、在来鉄道騒音・振動の4項目について、原則毎年度1項目ずつ測定しており、令和5年度は自動車道騒音・振動の実態監視を行いました。

現況調査は、関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において策定された「第3次自動車騒音優先対策マップ」の進捗状況を把握するために、自動車騒音について測定しています。マップの対象区間の中で、定期監視により現況が確認できない区間を5年に1回以上の頻度で測定しています。

(ア) 環境騒音

令和元年度に市内103地点で行った環境騒音の実態監視の結果、全測定地点の平均騒音レベルは昼間51デシベル、夜間43デシベルでした。また、環境基準に適合した地点数の割合は昼間95%、夜間89%でした。

(イ) 自動車騒音・振動

令和4・5年度に市内207地点で自動車騒音・振動実態監視、令和5年度に市内45地点で自動車騒音定期監視・現況調査を実施しました。令和5年度の名古屋市における騒音の環境基準の達成率は、昼間97.5%、夜間97.2%、昼夜間(24時間)96.8%でした。また、要請限度については、令和5年度に測定した結果、3地点で超過しました。

(ウ) 鉄道騒音・振動

・新幹線鉄道

令和5年度に市内6地点で行った定期監視(測定地点は近接軌道中心から25m)の結果、騒音は64～73デシベルの範囲で、全ての地点で環境基準を達成しました。また、振動は56～62デシベルの範囲で、全ての地点で「新幹線鉄道振動に係る指針」(70デシベル)を達成しました。

令和2年度から3年度にかけて市内45地点で行った新幹線鉄道騒音・振動の実態監視の結果、全測定地点の平均騒音レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で71デシベル、25m地点で69デシベル、50m地点で66デシベルでした。なお、25m地点での環境基準の達成率は87%でした。また全測定地点の平均振動レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で60デシベル、25m地点で57デシベル、50m地点で54デシベルと全地点で「新幹線鉄道振動に係る指針」(70デシベル)を達成していました。

- ・ 在来鉄道

令和3年度に市内53地点で行った在来鉄道騒音・振動の実態監視の結果、全測定地点の等価騒音レベルの平均値は、近接軌道中心から12.5m地点で58デシベル、25m地点で56デシベルでした。振動の結果は、全測定地点の平均振動レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で53デシベル、25m地点で49デシベルでした。

また、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」の対象地点全てで騒音の指針を達成しました。

(エ) 航空機騒音

令和5年度に市内2地点で行った航空機騒音の定期監視の結果、全2地点で環境基準を達成しました。

イ 騒音・振動防止対策のための規制指導

騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例に基づき、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業に対し、規制基準の遵守状況の確認等のために、令和5年度は1,616件の立入検査を実施し、指導を行いました。

その他、営業騒音及び拡声器騒音については、市環境保全条例に基づき規制・指導を行いました。また、生活騒音についても、リーフレット等を配布するなど騒音防止意識の普及啓発を行いました。

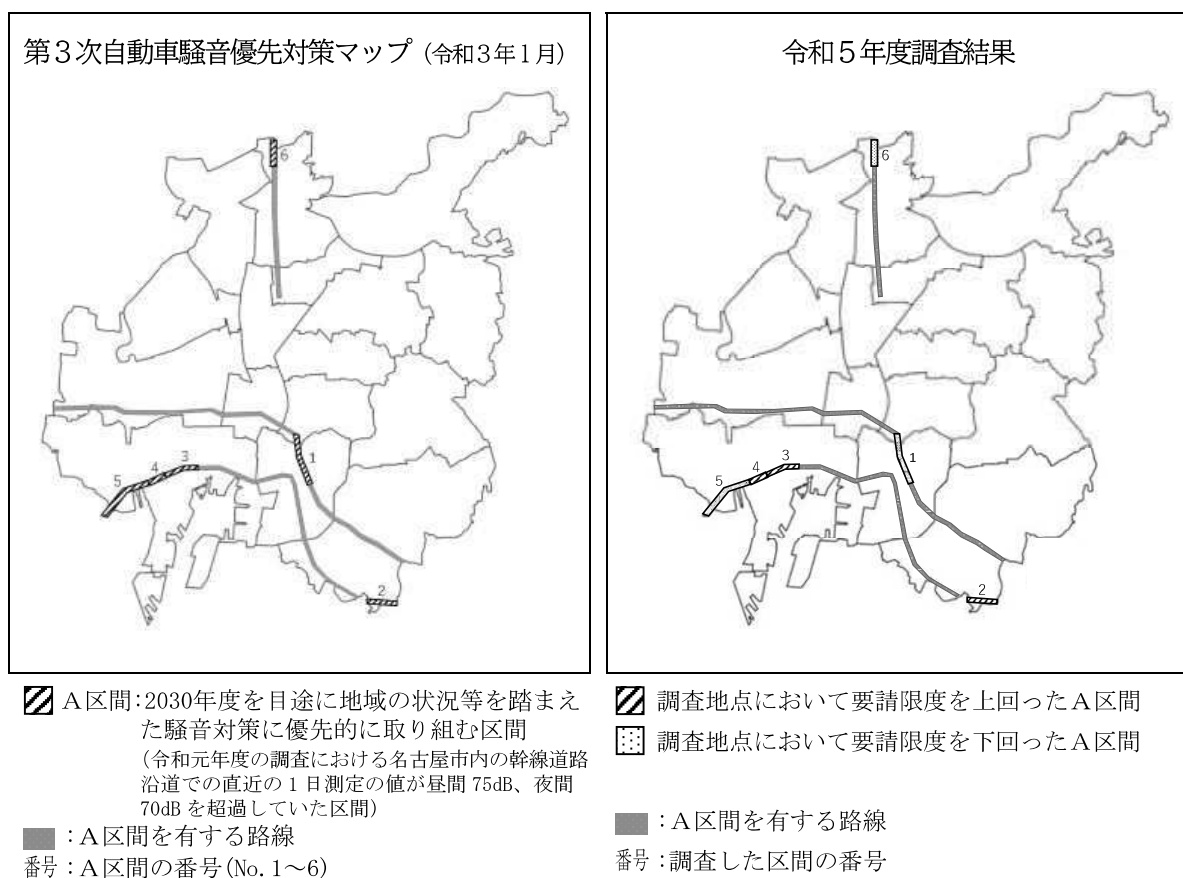
(2) 騒音対策の推進

自動車などによる騒音を防止するため、交通量・交通流対策や低騒音舗装の実施といった総合的な騒音対策を推進します。

ア 幹線道路における自動車騒音の改善

関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において、自動車騒音対策に優先的に取り組む区間を示した「第3次自動車騒音優先対策マップ」を令和2年度に策定し、これに基づき対策を実施しています。この対策の進捗状況を反映したマップを、毎年度作成しています。

第3次自動車騒音優先対策マップにおける要請限度超過状況



イ 低騒音（排水性）舗装の実施

交通量が多く、自動車騒音が一定の基準を超えており、沿道に家屋が多く連なっている路線において、既設の舗装補修にあわせて低騒音舗装を行っています。

令和5年度は、7.4km実施しました。

(3) 騒音・振動対策に向けた調査研究の推進

騒音・振動に対し、より効果的な対策を実施するため、新幹線鉄道騒音の変動要因の解析などの調査研究を推進します。

ア 環境科学調査センターにおける調査研究

新幹線鉄道の騒音・振動について測定・解析を行い、各種対策効果の把握や騒音変動要因の究明に向け検討を行いました。

(4) 悪臭の監視・規制指導の実施

工場・事業場などからの悪臭発生を防止するため、監視や規制指導を実施します。

ア 悪臭対策の推進

悪臭防止法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、アンモニアを始めとする 22 物質について敷地の境界線における濃度規制基準を定め、さらに、アンモニアを始めとする 13 物質について排出口の高さに応じた規制を、メチルメルカプタンを始め 4 物質について排水中の濃度に係る規制を行っています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等の届出が義務付けられており、同条例に基づく悪臭関係工場等は、令和 5 年度末現在、50 工場です。

令和 5 年度は、107 件の立入検査を実施し、指導を行いました。

また、悪臭対策指導指針に基づく測定を、3 事業場 6 検体について行いました。

その他、市の南部地域では、悪臭関係工場の周辺において定期的に悪臭パトロールを実施しました。

(5) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中の有害化学物質の状況把握や規制指導、化学物質の適正管理の促進など、有害化学物質対策を推進します。

ア ダイオキシン類の常時監視・規制指導

(ア) ダイオキシン類の監視指導

・常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に関する常時監視として、大気環境・水環境・土壌環境中の濃度を調査しています。

・大気環境

令和5年度は、市内3地点で年4回の調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

大気環境調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調 査 地 点		春 季	夏 季	秋 季	冬 季	平 均
若宮大通公園局	(中 区)	0.011	0.015	0.0080	0.13	0.041
港陽測定局	(港 区)	0.013	0.065	0.010	0.073	0.040
守山保健センター	(守山区)	0.016	0.020	0.0048	0.021	0.015
環 境 基 準						0.6 以下

注 ダイオキシン類の全体の毒性は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)に換算して合計したものの(TEQ)で、毒性等価係数はWHO-TEF(2006)を用いて算出しました。(以下、同じ。)

・水環境

令和5年度は、水質は市内河川6地点及び海域3地点について夏季及び冬季に、底質は市内河川6地点及び海域3地点について夏季に、水生生物（魚類）は、市内海域1地点について夏季に調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

なお、魚類については、環境基準が定められていません。

水環境調査結果

区分	調査地点	水質 (pg-TEQ/ℓ)			底質 (pg-TEQ/g)	魚類 (pg-TEQ/g)
		夏 季	冬 季	年間平均値		
河川	荒子川ポンプ所（荒子川）	0.13	0.19	0.16	27	—
	東海橋（中川運河）	0.18	0.11	0.15	7.1	—
	港新橋（堀川）	0.069	0.033	0.051	27	—
	道徳橋（山崎川）	0.046	0.029	0.038	11	—
	千鳥橋（天白川）	0.078	0.034	0.056	8.8	—
	大森橋（矢田川）	0.071	0.046	0.059	0.40	—
海域	潮見ふ頭北	0.065	0.056	0.061	23	—
	金城ふ頭西	0.31	0.062	0.19	14	—
	高潮防波堤北	0.050	0.036	0.043	6.3	0.49
地下水	北区西味鋤二丁目	0.022			—	—
	南区豊田四丁目	0.022			—	—
環 境 基 準		1 以下			150 以下	—

・土壌環境

令和5年度は、市内2地点について調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

土壌環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	所在地	調査結果
正木公園	中区正木二丁目	3.2
はざま保育園	緑区南陵	0.056
環 境 基 準		1,000 以下

(イ) 規制・指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する工場・事業場に対し、規制指導を実施しています。

令和 5 年度は、特定施設を有する工場・事業場に対して立入検査を行ったほか、規制基準の遵守状況を確認するため、本市が選定した排出ガス 3 施設及び排水 1 排水口で調査を行いました。また、施設を稼働している工場・事業場から、排出ガス 33 施設、排水 10 排水口におけるダイオキシン類の排出状況について、法に基づく測定結果の報告がありました。

工場・事業場からの報告及び本市調査の結果、すべて基準に適合していました。

イ アスベスト対策の推進

平成 17 年以降、アスベストによる労働災害、さらには従業員の家族や周辺住民への健康被害の拡大が相次いで顕在化し、大きな社会問題へと発展しました。

本市では、市公式ウェブサイトにもアスベストに関する情報を提供しているほか、市内 8 地点において、一般環境中におけるアスベスト濃度を監視しており、令和 5 年度の測定結果は 0.056 ～ 0.17 本 / リットルでした。

また、大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事現場への立入検査を 229 件実施したほか、建築物の解体現場におけるアスベストの確認のための立入検査を 1,154 件実施しました。

ウ 化学物質の適正管理の促進

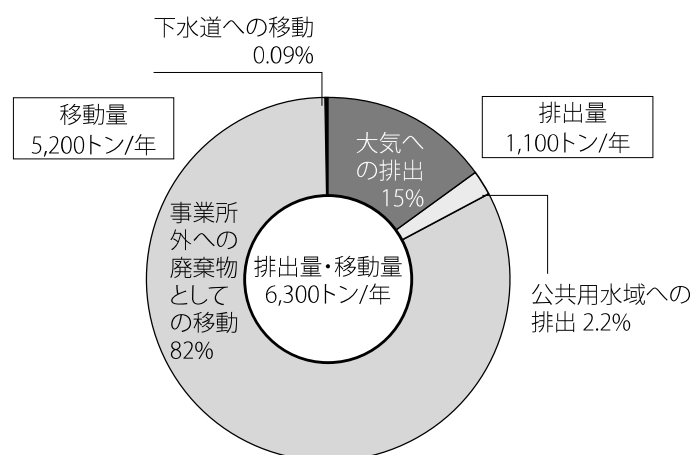
対象化学物質の環境への排出量や取扱量について事業者からの届出により把握するとともに、事業者に対して自主的な管理の改善を促し、適正管理を促進しています。

(ア) 届出の状況

令和 5 年度における、化管法及び市環境保全条例に基づく前年度実績の届出件数は、排出量及び移動量の届出が 346 件、取扱量の届出が 328 件でした。

届出による令和 4 年度の排出量は 1,100 トン、移動量は 5,200 トンでした。排出量の多かった化学物質は、ノルマルーヘキサン (360 トン)、トルエン (170 トン)、キシレン (93 トン) の順でした。

令和 4 年度排出量・移動量の集計結果



(イ) 事故時の措置

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、市環境保全条例において、アンモニア等の有害化学物質に係る事故発生時の対応を定めています。

令和5年度も、昨年度に引き続き「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、災害発生時の連絡訓練を実施しました。

エ 大気・水質未規制有害物質調査

(ア) 大気未規制有害物質調査

一般環境大気中における化学物質の汚染の実態を把握するために、市内における大気への排出量が多い化学物質などの調査を行っています。

令和5年度は、市内7地点において低沸点有機塩素系化合物の大気環境濃度を調査しました。

(イ) 水質未規制有害物質調査

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）で対象となる化学物質等の公共用水域の汚染の実態を把握するために調査を行っています。

令和5年度は、河川及び海域の15地点において、水質の有機フッ素系化合物及び医薬品類、河川及び海域の7地点において、底質の紫外線吸収剤、海域の2地点において、生物の紫外線吸収剤の環境濃度を調査しました。

オ 化学物質環境実態調査

環境省の委託を受けて、化学物質による環境汚染の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的とした調査を行っています。

令和5年度は、一般環境中に残留していると考えられるエストラジオール類等の化学物質の実態を把握するため、大気4物質（市内1地点）、水質10物質（市内河川3地点）及び底質2物質（市内河川1地点）について、濃度を調査しました。その他、化審法に規定されているPCBなどの化学物質について、環境実態を経年的に把握するため、大気環境（市内1地点）及び生物（海域1地点）中の濃度を調査しました。加えて、4,4'-ビス（2-スルホスチリル）ビフェニル-2ナトリウム等の微量分析方法の開発を行いました。

カ 化学物質に関する情報の提供

化学物質に関するリスクコミュニケーションの普及促進を図るため、講演会を開催し化学物質の環境リスクに関する情報発信を行っています。

令和5年度は、化学物質に関する市民向け講演会を11月に開催したほか、事業者向け講演会を令和5年11月から令和6年1月にかけてウェブ配信にて開催しました。

5 公害による健康被害の救済と予防を行う

(1) 公害による健康被害の救済・予防の実施

公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保をはかるため、公害認定患者に対する救済のほか、大気汚染の影響による健康被害の予防等を実施します。

ア 公害認定患者の救済

公害による健康被害者の保護を図るため、一定の要件に基づき患者の認定を行い救済する公害健康被害補償法が、昭和 49 年 9 月 1 日に施行されました。

その後の大気汚染の態様の変化等を踏まえて、同法は公害健康被害の補償等に関する法律に改められ、昭和 63 年 3 月 1 日より新たな患者の認定は行わないこととなりましたが、すでに認定を受けている患者に対する救済は引き続き行っていくこととされました。

これを受け、本市独自の救済制度である名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例についても平成 3 年 3 月 31 日に失効しましたが、すでに認定を受けている患者に対する救済は引き続き行っています。

救済の内容については、法律に基づく認定患者及びその遺族等に対して各種補償給付を、条例に基づく認定患者に対して医療費の自己負担分の助成を行っています。

なお、令和 5 年度末現在の法律に基づく認定患者は 1,528 人、条例に基づく認定患者は 388 人でした。

イ 公害保健福祉事業等の推進

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者の健康回復等を図るため、以下のような公害保健福祉事業を実施しました。

公害保健福祉事業

事業の種類	概 要	令和 5 年度実績
転地療養事業	健康の回復等を図ることを目的に、高原、海浜等空気の清浄な自然環境において保養させるとともに療養生活上の指導やリハビリテーション等を行っています。	新型コロナウイルス感染症の影響により、春・秋ともに中止
リハビリテーション事業	機能回復訓練による基礎体力の増進を図るとともに指定疾病に関する知識の普及、療養上の指導を目的にリハビリ教室を開催しています。	21 会場 延べ 86 名
療養用具支給事業	1 級以上の在宅療養患者に対し、空気清浄機や加湿器を支給して室内環境の改善及び治療効果の促進を図っています。	貸与台数 空気清浄機 1 台
家庭療養指導事業	病状回復の促進を図るため、保健師が家庭を訪問し、認定患者の症状の程度に応じた療養指導を行っています。	全区保健福祉センター (延件数) 1,578 件
インフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザの予防接種について自己負担費用の助成を行っています。	定 期 390 人 定期外 459 人

また、大気汚染の影響による健康被害を未然に防止し、健康の回復を図るため、次頁のような環境保健事業を実施しました。

環境保健事業

事業の種類		概 要	令和 5 年度実績
健康相談事業		気管支ぜん息などに関する相談・指導を保健センターで実施しています。	631 回 12,200 人
健康診査事業		幼児（1 歳 6 か月児及び 3 歳児）健康診査に併設し、事前送付する質問票と診査の結果、必要のある者に事後指導を行っています。	846 回 32,810 人
健康回復事業		気管支ぜん息の療養上有効な訓練などを行っています。	
おやこ ぜん息教室	おやこ ぜん息教室	未就学児とその保護者を対象に、医師等による療養生活上の指導などを実施しています。	57 組
	おやこ 音楽教室	未就学児とその保護者を対象に、音楽指導員による腹式呼吸法の指導などを実施しています。	8 組
	おやこ サッカー教室	未就学児とその保護者を対象に、サッカー教室を実施し、運動誘発性ぜん息の予防法などを習得するための指導などを行っています。	14 組
ぜん息 いろは教室	ぜん息児 水泳教室	年中児～小学生を対象に、水泳指導員の指導による水泳訓練などを実施しています。	59 人
	小学生 ぜん息教室	小学生とその保護者を対象に、医師等による療養生活上の指導などを実施しています。	32 組
	ぜん息児 音楽教室	小学生を対象に、音楽指導員による腹式呼吸法の指導などを実施しています。	夏季 8 人 冬季 6 人
	デイキャンプ	小学生を対象に、生活指導員により自己管理法の習得などを実施しています。	14 人
ぜん息児スケート教室		小学生を対象に、スケート指導員による指導などを実施しています。	21 人
成人ぜん息教室		成人（18 歳以上）を対象に、気管支ぜん息等に関する各種の療養指導などを実施しています。	49 人
自立支援型 ネブライザー貸与事業		15 歳未満の気管支ぜん息児を対象にネブライザー（吸入器）を貸与し、貸出時における指導や貸与期間中の個別相談などを実施しています。	貸与台数 67 台
思春期ぜん息予防事業		小学校高学年及び中高生を対象に、ぜん息予防サッカー教室を実施し、自己管理方法や運動誘発性ぜん息の予防法などを習得するための相談・指導を行っています。	5 人
知識普及事業		気管支ぜん息の予防・健康回復のため、講演会の開催、各種パンフレットによる普及啓発を行っています。	
市民向けぜん息講演会		市民等を対象とした気管支ぜん息の予防、健康回復のための講演会を開催しています。	180 人
教職員向けぜん息講演会		教職員を対象とした気管支ぜん息児の日常生活の管理や指導等のための専門医等の講演会を開催しています。（オンライン形式）	71 人

ウ 石綿による健康被害者の救済

石綿に関する健康相談及び石綿健康被害救済制度の申請受付などを行いました。

6 その他の対策

(1) 公害に関する苦情処理

本市では、公害に関する苦情処理は、原則として市内 4 か所の保健福祉センターに設けられた公害対策室^{*}が行い、迅速かつきめ細かな相談・指導に努めています。

令和 5 年度に申し立てのあった公害に関する苦情の種類ごとの総数は 1,792 件であり、令和 4 年度の 1,829 件から減少しています。対象となった工場等の数は 1,319 であり、令和 4 年度の 1,353 から減少しています。

公害の種類別にみると、騒音（789 件）、大気汚染（347 件）、悪臭（334 件）の順で多くなっています。

※令和 6 年度からは「公害対策課」で実施。

(2) 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に対し、その規模等に応じて資格を有する公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、届け出ることを義務付けています。また、県民の生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等（法対象のものを除く）に対し、同条例で定める資格を有する公害防止担当者を選任し届け出ることを義務付けています。

公害防止管理者等や公害防止担当者が選任・届出されていない工場等に対しては、保健福祉センターの公害対策室^{*}が指導を行いました。

※令和 6 年度からは「公害対策課」で実施。

(3) 酸性雨調査

酸性雨の状況を継続的に把握するため、市内 1 地点において降雨中の pH、各種イオン濃度等を調査しました。

令和 5 年度の測定結果の年平均値は、南区（環境科学調査センター）で pH5.18 でした。

第3章

廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する

1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する

(1) 使い捨て製品・容器包装の発生抑制の促進

大量生産・大量消費型ライフスタイルからの転換をはかるため、使い捨て製品・容器包装のさらなる発生抑制を促進します。

ア 使い捨てプラスチックの削減

プラスチックごみによる海洋汚染を始めとした環境問題が世界的な課題となっていることから、使い捨てプラスチックの削減に資する取り組みとして、名城公園周辺エリアにおいてリユース容器のシェアリングサービスを市民が実践・体験できるモデル事業を実施したほか、特設ウェブサイトを作製し、SNS 等も活用しながらモデル事業の内容やプラスチックごみ問題の現状、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルの実践についての啓発を行いました。

また、本市自らが率先してこの問題に取り組むため、啓発物品を調達する際に使い捨てプラスチックを極力使用しないよう努めました。

イ レジ袋・ペットボトルなど容器包装の削減

消費者・事業者団体の代表者などで構成する 2R 推進実行委員会において、まずは販売段階での容器包装削減のため、レジ袋の有料化を平成 21 年度より全市で実施しています。

実行委員会では、レジ袋の有料化による収益金の一部を寄付金として受け、「レジ袋有料化還元基金」に積み立て、これを活用して子どもたちへの環境学習の一環として緑のカーテン事業や環境学習エコツアーを、その他にも幼稚園・保育園の園庭の芝生化や無料給水スポットの設置補助などの還元策をこれまで実施してきました。

また、レジ袋に続く容器包装削減の取り組みとして、使い捨て飲料容器の削減を目的として、マイボトル・マイカップ普及事業にも取り組んでおり、事業者にもご協力いただき、マイボトル・マイカップ普及キャンペーンを実施しました。さらにマイボトルの利用者拡大のため、レジ袋有料化還元基金等を活用して無料で利用できる給水スポットの設置を進めており、令和 5 年度末現在で市内計 17 か所に設置しています。この他にも無料給水スポットの設置場所やマイボトル・マイカップへ飲料提供をしている店舗の情報を市公式ウェブサイトやイベントなどを活用して提供しました。



マイボトル・マイカップ普及キャンペーンの様子



給水スポットの様子



給水スポット（名城金鯱水）の様子

(2) 食品ロス削減の推進

本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するため、食べきり、使いきりなどの家庭でできる取り組みの普及啓発やフードドライブの実施、飲食店との連携による取り組みなどを推進します。

ア 食品ロス削減の推進

家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解などの周知活動、「フードドライブ」の実施及び支援、「食べ残しゼロ協力店」の推進、外出時の食べきりの周知活動及び10月の食品ロス削減月間でのキャンペーン等に取り組みました。

(3) モノを大切にできる意識の醸成によるリユースの促進

ごみ・資源をできる限り出さないライフスタイルへの転換を促進するため、アップサイクルの普及促進やフリマアプリといった事業者の取り組みなどを活用することにより、モノを大切にできる意識の醸成をはかり、リユースを促進します。

ア リユースの促進

(ア) アップサイクルの普及

不用となったものにアイデアやデザインを加えることで価値を高めるアップサイクルの普及啓発のため、SNSを活用したプロモーション、廃棄予定のバスケットボールを使ったワークショップ等の啓発イベントを行いました。

(イ) リユースの啓発

リユースの普及啓発を図るため、粗大ごみに出された家具類の展示販売を行い、令和5年度は399点販売しました。また、フリマアプリの活用など、事業者と連携したリユース事業について実証事業を開始しました。

(ウ) 長く使う、直して使う意識の醸成

ものを長く使うことや直して使う意識の醸成のため、「定期講座」を開催し、計12回、109人が参加しました。



アップサイクルを体験する様子



バスケットボールから作ったキーホルダー

2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する

（1）資源の有効活用の推進

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用をすすめるため、市民・事業者によるリサイクルの取り組みの支援・連携などにより、資源の有効活用を推進します。

ア 集団資源回収団体と連携した雑がみ、衣類・布類の資源化の促進

地域の集団資源回収活動の実態を把握し、一層の活性化を図るため、実施団体の登録制度を実施しており、令和5年度も引き続き登録団体に事業協力金を支給するとともに、集団資源回収活動に関する情報提供を行いました。また、市民団体がスーパーの駐車場等を利用して行うリサイクルステーション活動に対しても、事業協力金を支給しました。

イ 古紙持ち去り防止対策の実施

集団資源回収における古紙の持ち去りを防止するため、名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例に基づき、広報・啓発のほか、職員等による早朝パトロールや民間委託パトロールなどの取り組みを進めています。

ウ 小型家電・充電式家電のリサイクルの推進

市内の総合スーパーや区役所、環境事業所等に回収ボックスを設置し、回収した小型家電及び充電式家電（充電式家電は環境事業所のみで回収）を認定事業者（適正なりサイクルを実施する者として国に事業計画を認められた事業者）に引き渡し、有用金属等をリサイクルしています。

エ 食用油のリサイクルの推進

家庭から排出される使用済みの食用油について、市内のスーパーで回収し、業者に引き渡し、バイオディーゼル燃料等に精製しています。

オ 事業者による自主的な取り組みの促進・実態把握

事業用大規模建築物への立入調査、中小事業所やテナントビルのオフィス・店舗等への指導・啓発及び廃棄物管理責任者を対象にした、講習会を実施しました。

カ 生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ堆肥づくり講座などを開催し、堆肥化の取り組みの裾野を広げるとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して助成等の支援を行いました。また、家庭で使いきれずに余ってしまった堆肥については、市で引き取りを行い、環境局施設等での利活用を進めました。

(2) 分かりやすい・分けやすい分別区分や新たな品目の資源化の検討

社会情勢の変化や技術の進歩などを踏まえ、さらなる資源化を推進し、適正処理をすすめるため、より分かりやすく、分けやすい分別区分への見直しを検討するとともに、ごみとして処理している品目の中から資源化の可能性を検討します。

ア 分かりやすく分けやすい分別区分への見直し

(ア) 紙資源の分別区分の見直し

「分かりやすい・分けやすい」分別区分の観点から、資源分別率が低迷している紙製容器包装と雑がみの一括収集を令和5年4月に開始しました。

(イ) プラスチック製品の分別区分の見直し

令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたことにより、プラスチック製品の資源収集が可能となったことから、素材に着目した「分かりやすい・分けやすい」分別区分によるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせた「プラスチック資源」の一括収集について、令和6年4月の開始に向けて、チラシの全戸配布やSNS等での動画配信などの広報を実施しました。

イ 新たな品目のリサイクルに向けた検討

草木類(せん定枝・刈草・落葉)の資源化を推進するため、草木類収集の実証実験を行いました。

(3) 効果的な啓発・指導の展開

分別の徹底をはかるため、多様な手段を活用した啓発や対象者を絞った集中的な啓発、不適正排出者に対する排出指導を行うなど、より効果的な啓発・指導を展開します。

ア 効果的な啓発の実施

(ア) 多様な媒体を活用した普及啓発

プラスチック資源の一括収集等に係る分別区分・排出方法の変更を反映した「なごやのごみ減量・資源化ガイド」を作成し、環境事業所等へ配架しました。

また、分別検索や収集日お知らせ機能を搭載した資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をスマートフォンで配信しています。

そのほか、6月・11月の「分別マナーアップ推進月間」には、広報なごや・ラジオ等の広報媒体による周知を行うとともに、職員が地域を巡回し、分別状況の確認と案内ちらしの配付等を行いました。



さんあ〜る (アプリ画面)



なごやのごみ減量・資源化ガイド
(やさしい日本語版)

(イ) 対象者を絞った集中的な広報・啓発

大学祭でのブース出展、外国人に対する日本語学校等での分別講習会、転入者に対する各区役所・支所への「ごみ案内所」設置等による周知を行いました。

さらに、今後も増加が見込まれる外国人住民をターゲットとして、やさしい日本語や大きく分かりやすいイラスト等を使用したごみ減量・資源化ガイド(やさしい日本語版)を新たに作成し、配布したほか、分別意識の向上を図るため、若年層をターゲットとした動画配信による啓発を実施しました。

イ 地域や住宅管理会社などとの連携強化による分別の促進

(ア) 地域と協働した取り組みの推進

地域で分別にご協力いただいている保健環境委員をはじめとする市民の皆様と連携し、分別に関する普及啓発に取り組みました。

(イ) 住宅管理会社との連携

分別が不十分な共同住宅の入居者に対して、日頃から住宅管理会社と連携した周知、排出指導を行うとともに、本市及び民間の住宅管理会社等で組織する「名古屋市共同住宅等ごみ・資源分別推進連絡調整協議会」において、情報共有、意見交換及び特に排出状況がよいくない物件に対する改善の取り組みを行いました。

(ウ) 一般廃棄物収集・運搬許可業者と連携した排出事業者への働きかけ

一般廃棄物収集・運搬許可業者と連携し、排出事業者に対する分別啓発や適正排出の指導を行いました。

ウ 立入調査や啓発・指導の実施

(ア) 分別適正排出の推進

各環境事業所に分別推進員を配置し、分別マナーが徹底されていない共同住宅や資源集積場所等において、不適正排出者に対する排出指導を行いました。

(イ) 条例等に基づく立入調査等の実施

本市では、事業系ごみの減量及び資源化を促進するとともに、適正処理を求めるため、事業用大規模建築物（延べ面積 1,000㎡以上又は店舗面積が 500㎡を超える小売店舗）の所有者及び多量排出事業者（年間 36 トン又は月平均 3 トンを超えてごみを排出する事業者）に対して、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の減量計画の提出を義務づけるほか、立入調査や講習会等を実施しています。

令和5年度は、事業用大規模建築物等への廃棄物の減量及び適正処理に関する指導を 1,770 件実施しました。また、中小事業所やテナントビルのオフィス・店舗等に資源化の個別啓発を実施しました。

3 ごみの適正な処理を推進する

(1) 不法投棄などの防止と清掃活動の活性化の推進

快適で暮らしやすいきれいなまちづくりを推進するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、清掃活動への支援などにより、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどの防止と清掃活動の活性化を推進します。

ア 不法投棄・ポイ捨て対策

不法投棄防止対策として、職員による昼間・夜間のパトロール、民間の警備会社による深夜から早朝にかけてのパトロールを実施しました。また、監視カメラを設置し、不法投棄の抑制・防止を図りました。

イ 路上禁煙の推進

路上禁煙地区において専任の路上禁煙等指導員が巡回し、条例の違反者には 2,000 円の過料を科すことにより路上禁煙の実効性の確保に努めています。

令和 5 年度は 2,211 班が巡回し 1,476 件の過料処分を行いました。



路上禁煙地区図（4 地区）

ウ クリーン活動の推進

市民とともに清潔で住みよいまちの実現をめざす「町を美しくする運動」を推進するため、原則毎月「25 日」を中心とした日に「ウェルカムなごや・クリーンアップ運動」を行い、市民・事業者・行政の協働による清掃活動の展開や啓発活動を実施しました。

また、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、快適で住みよいまちづくりを推進するため、名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例に基づき、市内 24 地区の美化推進重点区域でパトロール及び啓発活動を実施しました。

さらに、この美化推進重点区域を中心に、市民、事業者と行政が協働して町をきれいにする「名古屋クリーンパートナー制度」を市公式ウェブサイトや各区役所の情報コーナーなどで紹介し、登録の案内をすることにより、活動団体の拡大を図りました。

エ 住居の不良堆積物対策の推進

「名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例」に基づき、市民が居住する建物等に物品が堆積され、又は放置されることにより発生する不良な状態を解消し、市民の安全で快適な生活環境を確保するため、局区の関係部署が連携し、居住者に対して堆積物撤去に向けた働きかけや支援を行いました。

(2) 排出利便性の向上の検討

高齢化の進展などによる排出弱者の増加といった社会情勢やライフスタイルの多様化に対応するため、排出支援対象要件の緩和や自己搬入の利便性の向上といった排出利便性の向上を検討します。

ア 高齢者等の排出弱者への支援

資源やごみの排出が困難である高齢者等を対象に「なごやか収集」を実施しています。

(3) 適正処理の推進

近年増加しているごみ収集車などの火災事故や、高齢化の進展による在宅医療・介護の増加や新素材の開発などに伴う処理困難な廃棄物の発生といった新たな課題に対応するため、小型充電式電池や適正処理困難物の分別・処理方法の検討などにより、適正処理を推進します。

ア 発火性危険物への対応

令和3年4月より、リチウムイオン電池が内蔵されている加熱式たばこ及び電子たばこの分別区分を「発火性危険物」に変更しました。

イ 小型家電・充電式家電への対応

令和4年4月より、小型家電の対象品目を携帯電話等の特定対象品目から、ハンディ扇風機や電動工具等を含む制度対象品目に拡大するとともに、各区の環境事業所の窓口において、充電式電池が内蔵されたロボット掃除機等の「充電式家電」の無料回収を開始しました。

ウ 電池類への対応

令和4年7月より、電池類（アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池、モバイルバッテリー）の一括収集を開始しました。322トンの電池類を収集し、民間処理施設にて適正に処理をしました。

エ 水銀含有物への対応

市内274か所の回収拠点（家電量販店やホームセンター、地域電気店等の回収協力店舗及び各区の環境事業所）において、93トンの蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計の水銀含有物を回収し、民間処理施設にて適正に処理をしました。

(4) 安定的な処理体制の確保

生活基盤としてのごみ処理業務を平常時・災害時問わず円滑に継続させるため、ごみ処理に関するノウハウの継承や、焼却工場や資源化施設、埋立処分場の計画的な整備などにより、安定的な処理体制を確保します。

ア 効率的・安定的な収集体制の確保

一定の直営体制を確保することにより、日ごろから職員がしっかりと現場を把握し、平常時においては作業計画の立案や委託業者への適切な業務発注ができ、大規模災害等の緊急時には収集計画のすみやかな立案や業者への具体的な作業指示ができる体制を確保しています。

イ 長期的かつ安定的な処理・処分体制の確保

(ア) 焼却・破碎工場の安定的な運営

衛生的な環境の維持や環境負荷の低減を図るため、可燃ごみを猪子石工場等で、不燃ごみを大江破碎工場等で処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグ等の有効利用による資源化、熱エネルギーの有効活用を行いました。

(イ) 焼却工場の計画的な整備

計画的かつ環境に配慮した施設整備を行うため、焼却工場の整備方針を示すとともに、新たな施設整備計画を策定しました。

計画的な整備として、南陽工場については、令和9年3月の再稼働に向けて設備更新を進めました。猪子石工場については、令和7年度からの大規模改修工事に向けて、発注仕様書の作成等を進めました。

(ウ) 埋立量の削減

埋立量の削減のため、鳴海工場及び北名古屋工場でごみや他工場の焼却灰等を溶融処理し、生成された溶融スラグ・メタルを資源化しました。このほか、焼却灰の一部を民間事業者へ委託して溶融処理やセメント化等による資源化を行いました。

(エ) 長期的かつ安定的な埋立処分体制の維持

愛岐処分場は、焼却灰だけでなく処理が困難な物の埋立、埋立量が変動した場合の柔軟な対応、災害時等の仮置き場としての活用など、他の処分場では取って代わることはできない本市の要となる処分場として、できるかぎり長く活用することが必要です。そのため、長期管理計画に基づき、令和5年度も引き続き浸出水処理施設の整備を行い、令和6年3月に浸出水処理施設改築事業を完了しました。

また、市内の第二処分場を適正に管理・運営するとともに、愛知県が中心となって整備した広域処分場を活用することで、安定的な埋立処分体制の維持に努めました。

ウ 災害廃棄物への備え

令和5年10月に災害発生時、円滑に住民用仮置場を設置・運営できるよう、愛知県産業資源循環協会と合同で西区の洗堰緑地で訓練を実施し、受付・誘導等の動きの確認や問題点の洗い出しを実施しました。

(5) 産業廃棄物に係る意識啓発・立入検査の実施

産業廃棄物の減量や資源化の促進及び適正処理の確保のため、排出事業者や処理業者への意識啓発や立入検査を実施します。

ア 多量排出事業者による報告等のウェブサイトによる公表

令和5年度も、引き続き産業廃棄物多量排出事業者が作成する「産業廃棄物処理計画」の実施状況報告を市公式ウェブサイトで公表するとともに、産業廃棄物の減量、資源化を推進するように指導を行いました。

イ 講習会等による産業廃棄物に関する意識啓発

廃棄物処理法をとりまく最近の動向を伝え、産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高めることを目的として、業界団体との協議を令和5年度に1回行いました。

また、市公式ウェブサイトに掲載している産業廃棄物処理の手引きを適宜改訂し、周知を行いました。

ウ 立入検査等の実施

産業廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者等に対する立入検査等を令和5年度に497件行い、適正処理を指導しました。

関連計画

名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画

「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念に掲げ、社会の変化に的確に対応しながら、ごみ減量だけでなく資源を効率よく循環させることで、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指し、令和6年3月に策定しました。

計画期間：令和6年度から令和22年度まで

基本理念：「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」

方向性：①「協働」～パートナーシップで支え合うまちをめざします～

②「資源循環」～3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします～

③「安心」～だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします～

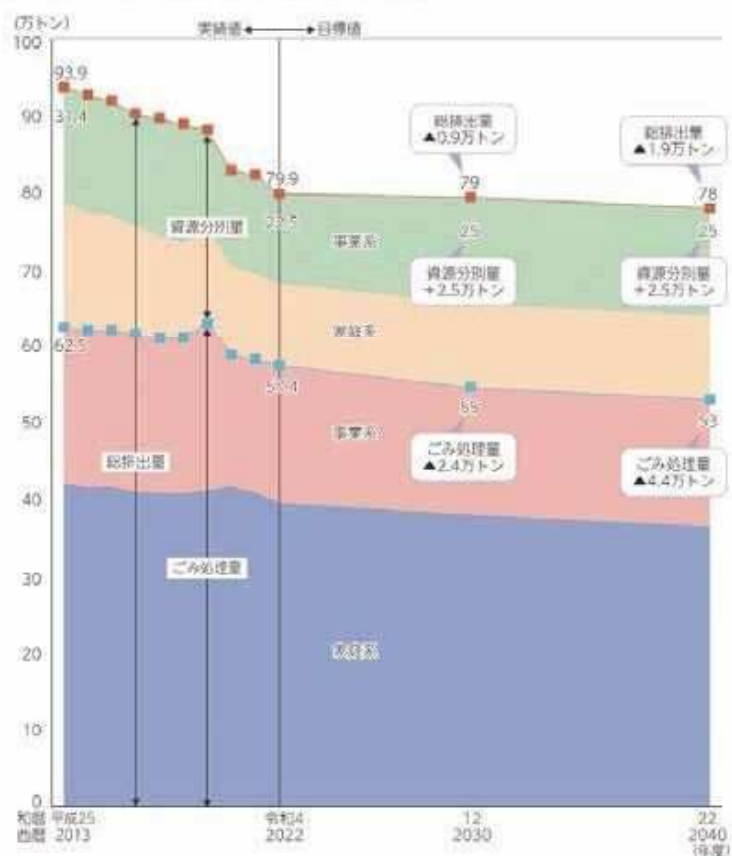
④「地球にやさしく」

～環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします～

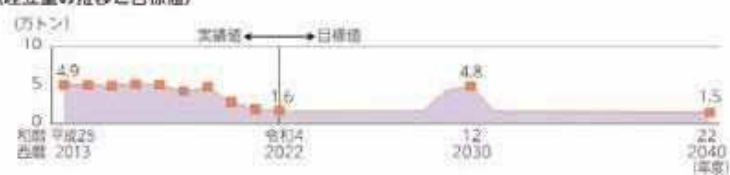
目 標：

指 標	基準年度	目標値	
	令和4（2022） 年度	令和12（2030） 年度	令和22（2040） 年度
総排出量	79.9万トン	79万トン	78万トン
家庭系	50.4万トン	49万トン	48万トン
事業系	29.5万トン	30万トン	30万トン
資源分別量	22.5万トン	25万トン	25万トン
家庭系	10.8万トン	11万トン	11万トン
事業系	11.7万トン	14万トン	14万トン
ごみ処理量 （市外分を含む場合）	57.4万トン （62.5万トン）	55万トン （60万トン）	53万トン （58万トン）
家庭系	39.6万トン	38万トン	36万トン
事業系	17.8万トン	17万トン	16万トン
埋立量 （市外分を含む場合）	1.6万トン （2.0万トン）	4.8万トン ^{※1} （5.1万トン）	1.5万トン （1.8万トン）

〈総排出量・資源分別量・ごみ処理量の推移と目標値〉



〈埋立量の推移と目標値〉



1 生物多様性の主流化を推進する

(1) 生物多様性に配慮した行動の促進

生物多様性の主流化を推進するため、地産地消やグリーン購入、フェアトレード、木材利用などの推進により、生物多様性に配慮した行動を促進します。

また、都心部において生態系の回復をはかりながら、生物多様性の大切さを伝える場を創出するなど、様々な手法で自然や生きものへの愛着と保全への意識の向上をはかります。

ア 生物多様性に配慮した暮らしや事業活動の普及啓発

(ア) 普及啓発の実施

国連が定める国際生物多様性の日（5月22日）に合わせた事業者等との連携による一斉植樹や、小学校等における植樹の出前講座、イベントにおける市民向け苗木配布を実施し、生物多様性について考える機会を提供したほか、各種イベントにおいてパンフレットの配布等を行い、生物多様性に配慮した暮らしや事業活動を促すための普及啓発を行いました。

また、市民向けリーフレット「私たちの暮らし×生物多様性」を作成しました。



事業者等による植樹の様子



リーフレット「私たちの暮らし×生物多様性」

(イ) ネイチャーポジティブに向けた機運醸成

10月28日のなごや生物多様性センターまつりにおいて、政令市初となる「なごやネイチャーポジティブ宣言」を市長が表明しました。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた機運醸成のため、「なごやネイチャーポジティブ」シンボルマークを作成しました。マークの作成は、市民公募・投票により行われ、作品募集には51件の応募が、最終審査には2,171人の投票がありました。

(ウ) なごやいきものクエスト

生きもの調査の参加者の裾野拡大に向け、スマートフォンで撮影した生きものの種類を AI で判別するアプリ「Biome（株式会社バイオーム）」を活用し、市内の身近な生きもの調査を行うオンライン参加型イベント「なごやいきものクエスト 2023」を、7 月 13 日から 8 月 31 日にかけて開催しました。参加者数は 1,245 人、投稿数は 12,551 件で、1,335 種の生きものが発見されました。

(エ) 生物多様性重要エリアマップの作成

開発における事業者の自主的な生物多様性への配慮を促すため、希少種の生息や保全活動の状況、緑地や水辺の状況等の評価項目に基づき、市域における生物多様性保全上の重要性を 250m メッシュごとに評価した「生物多様性重要エリアマップ」を作成しました。また、作成にあたり有識者検討会を 3 回開催しました。



(オ) 自然共生サイトの申請・認定

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された世界目標の一つである「30by30（陸域と海域の 30% 以上の保全を目指す目標）」の達成に向け、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度である「自然共生サイト」が、令和 5 年度より開始されました。



令和 5 年度後期に、市内の象徴的な里地里山である「なごや東山の森」について申請を行い、3 月 18 日に「自然共生サイト」に認定されました。

イ 木材利用の推進

(ア) 配布物品の国産材木製品化事業

本市における国産木材の利用を推し進め、国内の森林整備の促進、森林の有する多面的機能の向上及び市民の木材利用や林業、森林整備に対する興味・関心を高めることに努めました。令和 5 年度は、ヒノキ鉛筆、木製定規を作成し、市民へ配布しました。

(イ) 公共建築物の木造・木質化

名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物等において木材の利用に努めました。

(ウ) 生物多様性に配慮した緑化の推進

本市では、都心部を中心とする市街地において、生物多様性に配慮した緑化（生物多様性緑化）を進め、生態系を回復させていくとともに、その場所を通して生物多様性の大切さを伝える取り組みである「都心の生きもの復活事業」を令和 3 年度より実施しています。

令和 5 年度は、公募により選定した 2 か所（レインボー黒川庭園、星が丘テラス）において、生物多様性緑化を行いました。

また、生物多様性や生きものに興味のある学生（学生レポーター）に「都心の生きもの復活事業」について学んでもらい、学生の視点で事業の PR を行うことを目的とした環境学習プログラムを実施しました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・地産地消の推進（30 ページ参照）
- ・グリーン購入の推進（30 ページ参照）
- ・フェアトレードの普及啓発（31 ページ参照）
- ・エシカル消費の普及啓発（30 ページ参照）

（2）生物多様性に関する自治体連携の推進

生物多様性の取り組みの拡大・活性化をはかるため、生物多様性に関する自治体の取り組み及び成果について共有・発信するとともに、国・民間団体・事業者などとの連携を推進します。

ア 生物多様性自治体ネットワークにおける連携の推進

平成 23 年に設立された生物多様性自治体ネットワークは、令和 6 年 3 月現在、国内 193 の自治体が加盟しており、本市は令和 2 年 1 月から代表都市を務めています。

各自治体の取り組みの向上を目指し、自治体間や国、他のセクターとの情報交換・交流等を行っており、令和 5 年度は、5 月の国際生物多様性の日に合わせた一斉普及啓発のほか、オンラインによるテーマ別部会を開催し、市民への普及啓発や自然共生サイト等について活発に意見を交換しました。

イ 湿地の保全を通じた国内外との連携の推進

国内のラムサール条約登録湿地等の保全活動について学び、藤前干潟の保全に活かすため、「国内湿地交流事業」として市民 10 名を谷津干潟等（千葉県）に派遣しました。

また、海外における環境保全の取り組みを学び、現地の人々と共に学びあうことで、自ら環境保全活動に取り組むことができる人材を育成するため、市内の中学生 18 名を、藤前干潟と渡り鳥のルートでつながることから湿地提携を結んでいるオーストラリアのジロング市に派遣しました。



国内湿地交流事業の様子



ジロング市との湿地提携に基づく交流事業の様子

ウ 生物多様性に関する国際連携の推進

本市は、2010 年の生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）の開催都市として、国際会議等に参加するなど、国外の都市との連携を図っています。

令和 5 年 11 月には、中国・昆明市で開催された都市生物多様性国際フォーラム等に参加し、本市の生物多様性に関する取り組みと成果を発信しました。

また、令和 6 年 3 月には、生物多様性条約締結国会議での決定に基づき設置されている「自治体と生物多様性に関する諮問委員会」において名古屋市長が副委員長に就任しました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・木曽三川流域圏などにおける連携の推進（36 ページ参照）

2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する

(1) 緑の保全・創出の推進

緑への愛着と保全への意識の醸成、緑のネットワークの形成をはかるため、各種緑地保全制度の活用や緑化地域制度により、樹林地や湿地といった今ある緑の保全と、建築物や沿道の緑化といった新たな緑の創出を推進します。

ア 市街地の緑の創出

一定規模以上の敷地を有する建築物の新築・増築の際に緑化を義務付ける緑化地域制度を運用し、平成 20 年 10 月 31 日の施行から令和 5 年度末までに、667.2ha の緑を確保しました。
(令和 5 年度申請 1,003 件)

イ 身近な緑の保全

緑地保全制度の活用により市内に残された樹林地等の緑を保全しました。

制 度	内 容	実 績 (令和 5 年度)
保存樹・保存樹木・保存樹林	都市の美観・風致の維持と健全な環境の維持・向上を目的に、名木・古木等を保存樹・保存樹木として指定しています。	保存樹・保存樹木 823 本を指定 保存樹林は 1 地区約 1.3ha を指定
市民緑地契約	良好な状態に保存された樹林地、湧水地等を「市民緑地」として市が無償で借り受け、保全し、市民の憩いの場として公開します。	5 緑地 3.9ha を指定
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により樹林地を保全します。	特別緑地保全地区 73 地区約 204ha を指定

ウ 緑のまちづくり活動の推進

緑の保全や創出など緑のまちづくりに関わる人々の環を広げ、良好な都市環境の形成を図るため、緑のまちづくり活動団体等への支援など地域連携による緑のまちづくりを実施し、令和 5 年度は、37,000 人が緑のまちづくり活動に参加しました。

エ 公共施設の緑化

(ア) 公共施設の緑化

緑のまちづくり条例に基づき、本市の公共建築物には緑化地域制度に定めた緑化率の最低限度に 5% 上乗せした緑化を義務付けており、敷地の緑化とともに、建物緑化として屋上または壁面など、一層の緑化を推進しています。

令和 5 年度に完成した建築物では、90,524.0㎡の緑地を確保しました。

また、建物緑化として、市役所西庁舎南側植栽帯の緑化を実施しました。

(イ) 園庭の芝生化

幼稚園の園庭の芝生化により、自然とのふれあいによる環境教育・情操教育の充実を図っています。令和 5 年度は幼稚園 1 園、142.7㎡の芝生化を実施しました。

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・東山動植物園の再生（29 ページ参照）

(2) 農の推進

農は、生きものの生息・生育環境の提供や生産物の供給など、生物多様性の恵みにとって重要な役割を果たすため、農にふれあう機会の確保や都市農業の振興の推進などにより、農を推進します。

ア 市民農園・市民水田等の推進

市民が農作業体験や学習の機会・場所を得られるよう、市民農園の開設を支援しています。令和5年度も、引き続き市民農園や収穫体験農園「ふれあい農園」の運営、民間開設型市民農園の設置を推進したほか、市民水田、田んぼアートなどの農業体験イベントを実施しました。

また、市内で開催された農業に関連する催事や消費生活に関連する催事に「農」に関するテーマを掲げて出展するとともに、農業公園では野菜マルシェを開催しました。



田んぼアート

イ 農業公園の運営

市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶ場を提供し、都市農業の普及啓発を図るため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営しています。

農業センターにおいては、さらなる魅力向上に向けて、民間活力を活用した「名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業」を推進しました。

ウ 都市農業の支援

(ア) チャレンジファーマーカレッジ事業の実施

意欲を持って新たに「農」や「農業」に関わろうとする人を対象に、野菜の栽培技術や知識を習得する講習や実習を開催しています。(令和5年度は農業センターリニューアル整備による閉園の影響を受け、中止。)

(イ) 農業の支援

市街化調整区域では、水路や区画等の整備を行った農地や優良な営農環境にある農地を計画的に保全するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域を指定しています。農用地区域の面積は、令和6年1月時点で423haでした。

また、市街化区域では、市街地においても緑地としての農地を計画的に保全していくため、生産緑地法に基づき、生産緑地地区の指定及び特定生産緑地への移行を行っています。生産緑地地区(特定生産緑地含む)の団地数及び面積は、令和5年12月時点で1,533団地194haでした。

その他、生産活動による環境への負荷を軽減するような環境保全型農業用資材の施用に対する助成、農業生産に携わる人や組織の育成と強化を実施しました。

また、農家を支援する農業ボランティアを育成するための講習や実習を開催しています。(令和5年度は農業センターリニューアル整備による閉園の影響を受け、中止。)

(3) 地域資源の質と魅力の向上

緑や水辺空間、風景、歴史・文化など、なごやの豊かな地域資源を守り、将来世代に引き継ぐため、民間活力の導入や地域との連携による公園の整備・運営管理の推進や自然環境・生物多様性の保全に配慮した多様な水辺環境の保全・再生、良好な都市景観形成の誘導、歴史的・文化的環境の保存・活用などにより、地域資源の質と魅力の向上をはかります。

ア 歴史的資産を活用した魅力づくり

(ア) 公園経営の推進

公園の魅力と価値を高めてより多くの市民に利用し活用していただくため、公園経営基本方針に基づき公園経営の推進に取り組んでいます。

(イ) 魅力ある都市公園への再生

地域に身近な公園の利活用を促進するため、施設の老朽化対策、バリアフリー化、時代に沿ったニーズへの対応を進め、公園の魅力や利便性を向上させる再整備を推進します。令和5年度は21公園において、再整備事業を進めました。

(ウ) 瑞穂公園の整備

瑞穂公園マスタープランに基づき、雑木林や水辺、サクラ並木や松並木等の花木の特性に応じた多様な緑を楽しめる環境を活かし、ジョギングや散策などを楽しめるサードプレイスとして、公園利用者にとって心地よい憩いの空間とし、都市の中のまとまりのある緑として「緑の拠点」を保全するよう公園整備を進めております。

(エ) 美しい街路樹づくりの推進

街路樹再生なごやプランに基づき、安全対策のための計画的な街路樹の更新1,031本・撤去1,139本を実施しました。

また、名古屋を代表する6路線（広小路線、大津通、久屋大通、桜通、錦通、若宮大通）にある街路樹については、並木の美しさが都市の魅力の向上につながるよう配慮し、長期的な視点でシンボルとなる並木の形成を行っています。

(オ) 河川の整備

多自然川づくりの考え方にに基づき、自然環境に配慮し、多様な水辺空間の保全・再生に努めた河川整備を実施しました。

(カ) うるおいと活気のある堀川再生

河川空間の利活用や良好な水辺環境の形成により水辺空間に親しむ機会を増やすため、令和5年度は、河川空間におけるオープンカフェ等の水辺活用の推進やフラワーフェスティバル等の市民協働イベントを実施しました。

(キ) 中川運河の再生

中川運河再生計画に基づき、水質の改善による良好な水環境の創出、生き物に配慮した環境づくりに取り組むとともに、歴史資産等の活用により運河特有の景観形成に向けた取組みを進め、魅力的な水辺空間の創出を図りました。

(ク) 景観重要建造物、都市景観重要建築物等の指定及び助成

歴史的または文化的な価値を有するものや、地域のランドマークあるいはシンボルとして良好な景観の形成に重要な建築物等について、景観重要建造物や都市景観重要建築物等として指定し、保存活用を図るとともに助成事業を行いました。

(ケ) 景観法に基づく届出制度

良好な景観形成を誘導するため、大規模建築物・工作物のほか、都市景観形成地区内での建築物の新築等について、景観形成基準への適合の確認、助言指導を実施するとともに、景観アドバイザーによる助言指導を実施しています。令和5年度届出実績は大規模建築物・工作物223件、都市景観形成地区33件でした。

(コ) 景観アドバイザー制度

良好な景観形成を誘導するため、建築物・工作物担当、屋外広告物担当の各アドバイザーが、原則一週間に一度、相談日を設けて、市民・事業者へ直接、助言指導を実施しています。令和5年度実績は261件でした。

(サ) 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

地域の特色を活かした景観まちづくりのため、都市景観形成地区の基準に合った景観形成を誘導することや、公共空間等における屋外広告物の規制と誘導を行うことで、景観まちづくり等を地域とともに推進しています。

(シ) 名古屋城の整備

特別史跡である名古屋城跡を適切に保存し、活用していくため、本丸搦手馬出周辺石垣の修復、旧本丸御殿障壁画の保存修理、二之丸庭園の保存整備などを実施しました。

また、本丸御殿においては、障壁画の復元模写の制作及び表具工事を継続して行いました。



障壁画復元模写の様子

(ス) 名古屋城の調査研究

名古屋城の価値を明らかにするとともに、適切な保存活用を行い、次世代に継承していくため、調査研究の拠点となるセンターを運営し、特別史跡名古屋城跡における文化財等に関して学術的・総合的に調査研究を実施するとともに、名古屋城内の重要文化財等建造物の保存活用計画の策定に向けた調査を実施しました。

(セ) 名古屋城を核とした魅力向上の推進

名古屋城を起点とした、有松・桶狭間までの「歴史・文化魅力軸」と、名古屋港までの「まちづくり・ものづくり魅力軸」という2つの魅力軸において、各エリアと名古屋城を結ぶ魅力を創出・発信するため、音声ARの技術を活用したガイドコンテンツを造成し、回遊性の向上を図りました。

(ソ) 伝統的建造物群保存地区保存事業の推進

歴史的な町並みの維持向上をはかるため、伝統的建造物群保存地区に指定している有松地区において、現状変更行為の許可等を行いました。

(タ) 町並み保存事業の推進

市内に残された歴史的景観を保存するため、町並み保存地区を4地区定め、建物の修理等に対する指導・助言および補助を行いました。



四間道 伊藤家



有松の町並み（西町・岡家付近）



白壁町筋（か茂免）

(チ) 歴史的建造物の保存活用推進

歴史的建造物の保存活用を推進するため、身近な歴史的建造物の登録・認定制度の運用や、歴史的資産を活かしたまちづくりへの啓発活動、経済的支援及びなごや歴まちびとによる技術的支援を行いました。

(ツ) 蓬左文庫の運営

国登録有形文化財である旧書庫の公開、蔵書の閲覧、展覧会の開催等を実施します。

令和5年度は、徳川美術館との連携による展覧会を計7回開催し、講演会等を計5回開催しました。

また、名古屋叢書4編4『青窓紀聞（せいそうきぶん）』の編集作業を行いました。



蓬左文庫

(テ) 歴史の里しだみ古墳群の運営

守山区上志段味地区に残る古墳群を活用した「歴史の里しだみ古墳群」を運営しました。

(ト) 山車行事継承の支援

山車を使った祭を後世に継承するため、山車の保存・修理等や後継者育成事業に対する補助等による支援を実施しました。

(ナ) 文化財活用事業

文化財の活用により本市の魅力向上をはかるため、名古屋を代表する文化財のさらなる活用を進めるとともに、身近なまちの文化財の価値を明らかにしていくなどの取り組みを推進しました。

(ニ) 文化財保護事業

名古屋に残る歴史的資産を後世に継承していくため、文化財の指定に関する文化財調査委員会での調査や文化財保存修理事業等への補助金交付、埋蔵文化財の発掘調査等を実施しました。

3 風土にあった生きものを保全する

(1) 生きものの情報の収集・発信

生きものの保全には、生息・生育状況の把握が不可欠ことから、本市の生きものとその生息・生育環境の調査の実施などにより、情報や資料を収集し、発信します。

ア なごや生物多様性センターの運営

なごやの身近な自然を市民や地域と一緒に守り育てる活動を推進しています。

令和5年度は、なごや生物多様性保全活動協議会等との協働により、市内各地で身近な自然を保全・再生するための活動に取り組み、その成果を報告書、ウェブサイト等で発信するとともに、調査などで得られた標本の収蔵に取り組みました。

また、生物多様性センターまつり（参加者2,700人）など生きものに関する講座やイベントを開催し、身近な自然や生きものに関わる楽しさを感じていただいたり、高校の生物部や自然科学部等の部活動に取り組む生徒たちが、日頃の調査・研究の成果を発表する場を提供しました。



生物多様性センターまつりの様子

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・ 東山動植物園の再生（29 ページ参照）

(2) 在来種の生息・生育環境の保全の推進

風土にあった生きものを保全するため、外来種の防除活動の実施などにより、在来種の生息・生育環境の保全を推進します。

ア 外来種対策

なごや生物多様性センターでは、なごや生物多様性保全活動協議会等との協働により、生態系への影響が懸念されるアライグマやミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニ、クビアカツヤカミキリ等の外来生物について防除を行うとともに、ウェブサイトやイベント出展の機会などを通じて、市民への啓発活動を行っています。

イ 鳥獣保護

昭和 60 年に開設した、庄内川河口干潟に飛来する渡り鳥等の観察施設「野鳥観察館」における観察指導や野鳥についての情報収集・発信を通じて、野鳥保護の普及啓発を図っています。

平成 14 年より国指定鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地に指定されている藤前干潟のほか、市内には県指定の鳥獣保護区が 5 か所あり、野生鳥獣の保護が図られています。

令和 5 年度は、野鳥観察館において、写真展や探鳥会などの野鳥保護イベントを春秋に 2 回開催しました。

一方、鳥獣による農作物等への被害や生活被害については、市民からの相談に応じた被害軽減方法等のアドバイスを提供するとともに、他に被害軽減方法がない場合には捕獲許可を出すなどし、野生動物と市民生活のバランスのとれた共存を図りました。

ウ 市民協働による生物多様性保全活動の推進

市民との協働により、なごやに生息・生育する生きもの及びその環境を継続的に調査し、生物多様性の現状を把握するとともに、外来種の防除などを通し、身近な自然の保全・再生を推進しています。

令和 5 年度は、なごや生物多様性センターとなごや生物多様性保全活動協議会等が協働し、池干し（会場:昭和区隼人池、参加者 300 人（見学者含む））をはじめ、市内各地のため池・河川・緑地等で身近な自然を保全・再生するための活動を延べ 437 回行い、2,298 人が参加しました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・都心の生きもの復活事業（80 ページ参照）

4 水循環機能の回復を推進する

(1) 保水機能の保全と向上

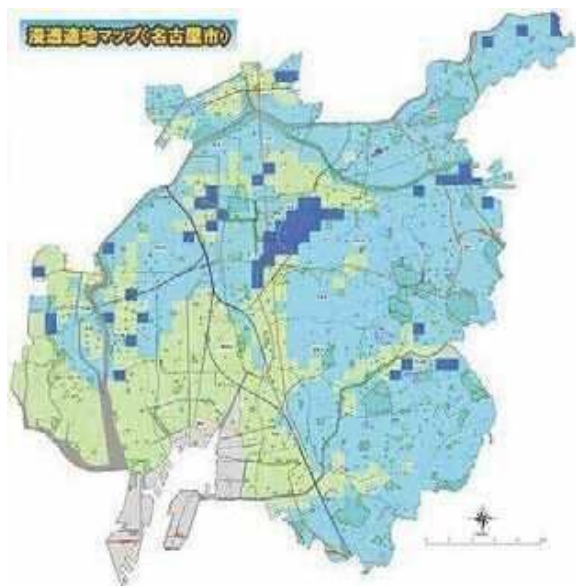
雨水の浸透・貯留や植物などからの蒸発散を増やすため、雨水流出抑制や樹林地・湿地などの保全を推進することにより、保水機能の向上をはかります。

ア 雨水流出抑制の推進

本市施設において、雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、雨水貯留施設の建設や浸透雨水ますの設置など、雨水流出抑制施設を設置しました。

市民、事業者に対しては、イベントや開発行為の許可申請時などの機会を捉え、雨水流出抑制の効果や必要性を伝えるなど、雨水流出抑制の普及・啓発に努めました。特に、住宅の新築や改築時に雨水流出抑制施設を設置することが有効であることから、建築業界団体等に対して、普及・啓発を行いました。また、市民の雨水流出抑制への取り組みを一層推進するため、雨水流出抑制施設の設置に対する助成制度を実施しています。

その他、地下水位や浸透能力などの調査結果に土質データを加味し、市域のどのあたりが雨水浸透に適しているかを示した「浸透適地マップ」を活用したPRやパネル展示などを行いました。



イ 健全な水循環の確保

水の環復活 2050 などや戦略を踏まえ、水循環に関する意見を聴取し、健全な水循環機能の回復・保全に向けた行政運営に活用するため、なごや水の環復活推進懇談会を開催し、取り組みを推進しました。

また、第2期実行計画を進める中で明らかになった課題への対応、近年の水循環に関連する法改正等の動きをふまえ、第2期実行計画の計画期間である令和7年を待たずに、新たな実行計画の策定を進めています。

ウ ため池の保全

ため池の洪水調節機能やかんがい機能の保持、ため池の環境・景観保全を目的とする「ため池保全要綱」により、埋立や宅地造成等の行為については、あらかじめ協議等を行い、市長の同意が必要とされています。ため池の環境が悪化した場合などは、所有者や市民の協力を得ながら必要な管理をし保全を図っています。

また、護岸整備などの際には、自然環境に十分配慮して行っています。

(2) 水資源の有効利用の推進

水循環機能の回復をはかるため、雨水や下水再生水、地下水の利用を促進するなど、水資源の有効利用を推進します。

ア 雨水利用の促進

公共建築物において雨水利用を推進しています。大規模な新築物件等ではトイレの洗浄水などに利用するため、雨水貯留槽の設置を検討しています。

また、民間再開発事業施行者に対し、これまで補助事業の実施などを通して雨水貯留槽などの設置を啓発しており、引き続き雨水利用の促進に努めます。

イ 下水再生水の有効活用

15 か所の水処理センターにおいて、下水処理水を場内作業用水、散水用水などとして有効利用しました。また、守山水処理センター、打出水処理センター、露橋水処理センターの下水処理水を環境用水などとして有効利用しました。

5 か所の水処理センター、フラリエ（旧「ランの館」）及びささしまライブ 24 地区において、水温と外気温の違いを利用して、下水処理水を空調設備の熱エネルギー源として利用しました。

ウ 湧き水等を活用した水循環の啓発

水循環への市民の理解の向上を図るため、湧き等を活用した啓発事業を猪高緑地（郊外）や鶴舞中央図書館（都心部）で実施しました。

また、小中学校に職員が訪問してなごやの水循環についての講座を行いました。



出前講座の様子

エ 名古屋打ち水大作戦

下水再生水などの二次利用水を使用して名古屋打ち水大作戦を実施し、水資源の有効利用などについて啓発を行っています。

令和 5 年度は、7 月 23 日（大暑）から 8 月 23 日（処暑）までの間を打ち水期間として、夏祭り会場など市内で打ち水イベントが行われました。

本市も市内で行われた打ち水イベントに対して資材の貸出し等の支援を行いました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

・河川における地下水利用（55 ページ参照）

「名古屋市みどりの基本計画 2030」は、都市緑地法第 4 条に基づいて市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、長期的な視点に立ち、名古屋市のめざすみどりの都市像と今後 10 年間の取り組みについてまとめたものです。令和 3 年 3 月に策定・公表しました。

- (1) 目標年度 : 2030 年度 (令和 12 年度)
- (2) めざすみどりの都市像 : みどりと人がきらめく自然共生都市・なごや
- (3) 施策体系



「生物多様性 2050 なごや戦略」及び「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」は、世界的な危機となっている生物多様性の保全や持続可能な利用に関して、本市が取り組むべき方針を示すもので、生物多様性基本法第 13 条に基づいて自治体に策定の努力義務がある「生物多様性地域戦略」として位置づけられています。

「生物多様性 2050 なごや戦略」で示す 2050 年までの長期的なビジョンである「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」に向けて着実に取り組みを推進していくため、「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」において、2030 年までに重点的・優先的に取り組む事柄やロードマップ等を整理しています。



しみが描いた 100 年後の夢のなごやの姿
(「生物多様性 2050 なごや戦略」より)

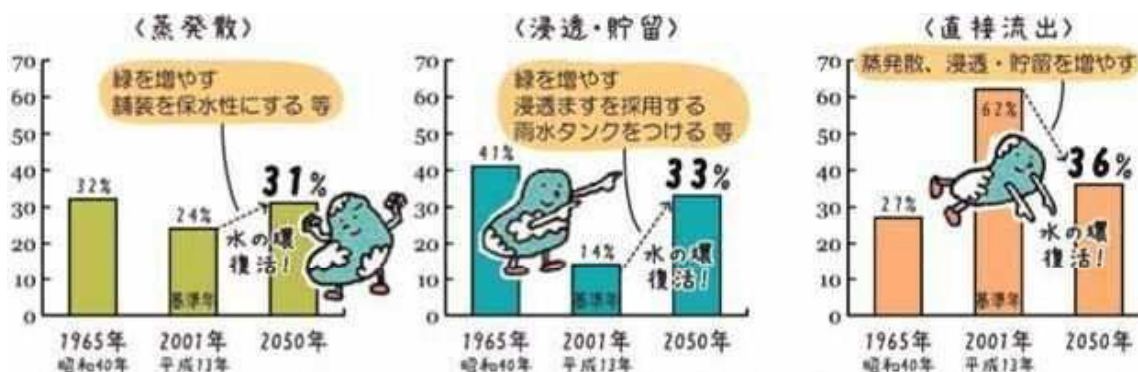
名称	生物多様性2050 なごや戦略	生物多様性なごや戦略実行計画2030
策定年	平成21年度(2010年)3月	令和5年度(2023年)10月
ビジョン	多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや	
体系	戦略1 自然に支えられた健康なまちの創造 1 生きもののすめる場所を拡大していきます 2 自然の質を向上します 3 土・水・緑のネットワークづくりをすすめます	重点方針1 生物多様性に配慮したまちづくりの推進 ① 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の認定促進と保全 ② 身近な生きものに関する生息・生育状況の把握 ③ まちづくりに活かすための生きもの情報の提供 ④ 外来種対策の推進 ⑤ 生物多様性に配慮した緑化の推進 ⑥ 緑の保全・創出 ⑦ 都市農地の保全 ⑧ 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出 ⑨ 藤前干潟の保全
	戦略2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造 1 自然を活かした快適な省エネライフを実現します 2 新たなビジネスモデルを創造します 3 賢い商品選択と流域圏の連携を強めます	重点方針2 社会変革につながる取り組みの促進 ① グリーンインフラの取り組みの推進 ② 環境や社会に配慮した製品・サービスの普及促進 ③ 健全なプラスチック利用 ④ 食品ロス削減の推進 ⑤ 地域循環共生圏(ローカルSDGs)の形成 ⑥ 生物多様性に配慮した事業活動の促進
	戦略3 自然とともに生きる文化の創造 1 短期目線から長期目線へ転換します 2 新しい担い手づくりをすすめます 3 地域の自然を活かしたコミュニティづくりをすすめます	重点方針3 自然と共生する人づくり ① 日常生活を通じた生物多様性の行動促進 ② 藤前干潟を通じた人づくり ③ なごや環境大学における人づくり・人の輪づくり ④ なごや生物多様性センターにおける人づくり ⑤ 環境学習センター(エコパルなごや)における環境学習の推進 ⑥ 学校教育における生物多様性の学習支援 ⑦ 自然と親しむ機会の提供
	戦略4 まもり・育て・活かすしくみづくり 1 生物多様性を活かす社会システムづくりをすすめます 2 自然共生まちづくりの拠点となる「情報交流ネットワーク」づくりをすすめます	重点方針4 生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化 ① なごや生物多様性センターの拠点機能の強化 ② 調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化 ③ 地域の保全活動を持続可能なかたちで進めるための仕組みづくり ④ 自治体連携の推進

都市化によって損なわれた健全な水循環を回復し、豊かな水の環がささえる「環境首都なごや」の実現を目指す「水の環復活 2050 なごや戦略」を平成 21 年 3 月に策定しました。

第1期（～2012年）第2期（2012年頃～2025年頃）第3期（2025年頃～2050年）と期間を区切り、進行管理を行っています。

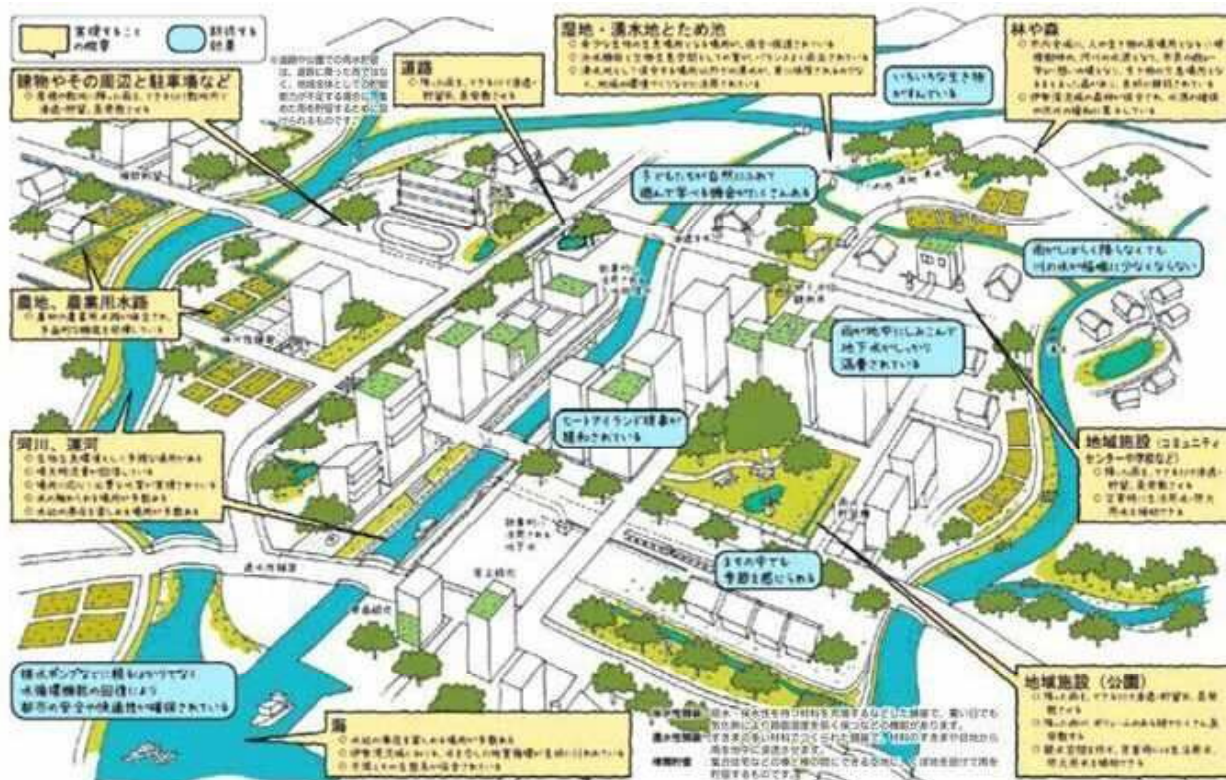
現在、第２期の実行計画の取り組みを進めていますが、第２期実行計画を進める中で明らかになった課題への対応、近年の水循環に関連する法改正等の動きをふまえ、第２期実行計画の計画期間である 2025 年を待たずに、新たな実行計画の策定を進めています。

- ・水収支目標：蒸発散 31%、浸透・貯留 33%、直接流出 36%（2050 年の目標値）



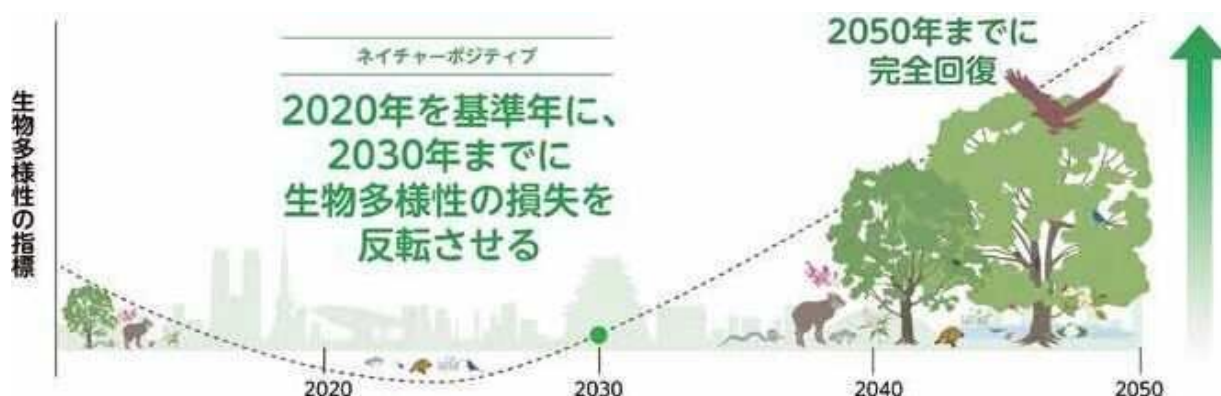
※ 昭和40年は、周辺市町村の編入などにより、市域が現在とほぼ同じになった年です。この頃は、緑が今よりずっと多いなど、水循環が良い状態であったと考えられます。参考として水収支を算出しました。

- ・目指す未来：下のイラストのような、豊かな水の環がささえる都市を目指します。



2022年12月生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）にて生物多様性の新たな世界目標が採択されました。

世界目標では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」という考え方が示され、世界の新たな潮流となっています。



政令市
初!

なごやネイチャーポジティブ宣言

2023年10月に名古屋市は市民・事業者とともにネイチャーポジティブの実現を目指すことを宣言しました。



なごやネイチャーポジティブ宣言

名古屋市では、市街地の拡大に伴い、生きもののすみかが縮小し、身のまわりで見かける生きものの数や種類もだんだんと少なくなっています。

地球規模でも、生きものの絶滅は急速に進み、生物多様性は失われ続けています。その現状を受け、世界は、生物多様性の損失を反転させて回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」を2030年までのミッションに掲げ、大きく動き出しました。

かつて名古屋市は「ごみ非常事態宣言」を発表し、市民・事業者の皆さまとの協働により、大幅なごみ減量を実現し、渡り鳥の飛来地である藤前干潟を保全しました。私たちの暮らしと生きもののいのちを共に守ることを目指したこの取り組みは、本市の環境行政の転換点となりました。

そして「今」、地球の豊かな生物多様性を次世代に継承し、未来を守るための転換点を再び迎えています。

名古屋市は、以下の4つの方針のもと、ネイチャーポジティブの実現を目指すことをここに宣言します。

1. 豊かな生態系ネットワークを形成するため、残された貴重な自然を保全・再生するとともに、都心部においても生物多様性に配慮した緑化に取り組みなど、都市ならではの生物多様性に配慮したまちづくりを進めます。
2. 名古屋を含めた世界中の生きものの恵みを持続可能な形で利用するため、生物多様性に配慮された市民生活や事業活動が浸透した社会の実現を目指します。
3. 生物多様性の大切さに気づき、具体的な行動に移す人が増えるよう、自然と親しむ機会の提供や、日常生活の様々な場面でとれた普及啓発などを通して、自然と共生する人づくりを進めます。
4. 生物多様性の保全と持続可能な利用を継続的に進めるため、生物多様性の取り組みに関わる人たちのつながりを支援するなど、ネットワークを強化します。

令和5年10月28日

名古屋市長
河村たかし

なごやネイチャーポジティブ ロゴマーク



第5章 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する

1 温室効果ガスの排出抑制を推進する

(1) 脱炭素型まちづくりの推進

都市活動に伴うエネルギー消費を抑制するため、集約連携型都市構造の実現に向けた都市機能の集約化（駅そば生活圏の構築）を推進するほか、複数の施設・建物におけるエネルギーの融通といった、地域におけるエネルギーの面的利用の拡大を促進するなど、脱炭素型まちづくりを推進します。

ア 集約連携型まちづくりの推進

都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市構造の実現に向けて、平成30年に本市の立地適正化計画として「なごや集約連携型まちづくりプラン」を策定しました（令和5年改定）。本プランは、都市機能や居住を誘導する範囲や誘導する施設などを定め、鉄道駅周辺に必要な拠点施設の立地誘導や、地域の状況に応じた居住の誘導を進めるものです。

駅そばへの都市機能等の誘導を図るため、令和5年度末時点で、2地区（約863.9ha）の特定用途誘導地区を都市計画決定し、その中で容積率制限を緩和すべきものとして2件の認定を行っています。

イ 低炭素モデル地区への支援・脱炭素先行地域づくり事業の推進

再開発事業など大規模なまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術を率先導入する「低炭素モデル地区事業」として、平成27年2月に「みなとアクルス開発事業」及び「錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクト」の2事業を認定しました。

平成30年9月に「まちびらき」を迎えた「みなとアクルス開発事業」は、商業施設や集合住宅、エネルギー施設など多様な都市機能の集約を図るとともに、環境に配慮した電力供給システム、熱利用の高度化、電気・熱・情報のネットワークを備えた地域エネルギーマネジメントシステムの構築により、まち全体で省エネ・省CO₂に取り組んでいます。

「錦二丁目低炭素まちづくりプロジェクト」は、2030年までの「まちづくり構想」を実現するための組織「錦二丁目まちづくり協議会」がグリーン・ビルディング推進プロジェクト、都市の木質化プロジェクトなどの各種プロジェクトチームを結成し、事業者、住民、行政など多様な主体が協働して低炭素まちづくりを進めています。

本市は、それぞれの事業者と意見交換を行うとともに、市内各所へ低炭素なまちづくりの誘導を図るため、パンフレット等によりモデル地区の取り組みを周知しました。

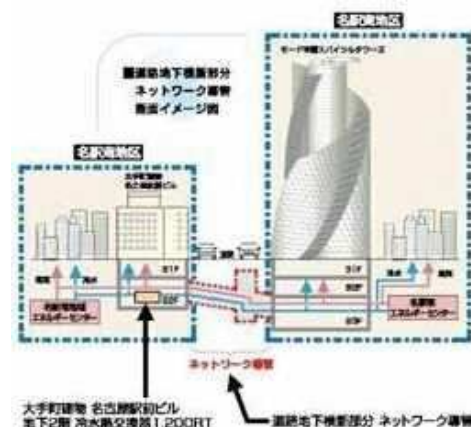
また、「みなとアクルス開発事業」においては、令和4年4月に、2030年度までに電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを目指すとともに地域課題解決に取り組む国の「脱炭素先行地域」に選定されました。2030年度に脱炭素化が実現できるよう民間事業者と共に脱炭素の取り組みを進めるとともに、他地域への波及に向けた普及啓発を行いました。

ウ 地域冷暖房の促進

地域冷暖房施設が都市環境の保全、省エネルギーの推進、都市の防災化などに大きな効果をもつシステムであるという認識のもと、平成 5 年 1 月に「名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱」を制定しました。

低層住居専用地域と市街化調整区域を除く本市全域において、延べ面積が 3 万㎡以上の建築物を建築しようとする場合に建築計画の届出を求め、必要に応じて、地域冷暖房施設の整備に関する検討計画を作成するよう通知しています。

令和 5 年度末時点で、名古屋駅、栄を中心に 14 地区（約 74.1ha）で地域冷暖房の熱供給が行われており、そのうち名駅南地区と名駅東地区がネットワーク化されています。



出典：低炭素都市なごや戦略実行計画

(2) 公共交通を中心に脱炭素型で快適に移動できるまちの形成

移動に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、自動車の都心部への集中緩和や新たな路面公共交通システム（SRT）の導入、歩行・自転車利用環境の整備などを推進するとともに、鉄道駅周辺等の空間における一体的なバリアフリー化の推進や公共交通の利便性向上などにより、公共交通を中心に脱炭素型で快適に移動できるまちを形成します。

また、自動運転やパーソナルモビリティ、シェアリングをはじめとした新たな移動手段や、公共交通を中心とした多様な移動手段を連携させ快適な移動を実現する MaaS 等の脱炭素に資する新しい技術の積極的な活用により、人がより快適・活発に移動できる最先端モビリティ都市の形成に向け取り組みを推進します。

ア 総合交通政策の企画推進

将来にわたって地域の特性やニーズに応じた持続可能な公共交通を確保していくため、名古屋市地域公共交通協議会における協議を経て令和 6 年 3 月に「名古屋市地域公共交通計画」を策定しました。

イ 交通エコライフの推進

自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらい、健康的で環境にやさしい交通エコライフを推進するため、啓発活動や情報提供を実施します。

令和 5 年度は、大学生を対象とした広報・啓発を実施しました。

ウ 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入

SRT（Smart Roadway Transit）は、技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走行する新しい移動手段（Transit）です。

平成 28 年度末に取りまとめた「新たな路面公共交通システムの導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、関係機関等と調整し、平成 31 年 1 月に、実現を目指すシステムの姿を示した「新たな路面公共交通システムの実現をめざして（SRT 構想）」を策定しました。

令和 5 年度は、名古屋駅一栄間での当初運行に向けて、連節バスの発注、テラス型乗降・待合空間の社会実験及び測量設計、トータルデザイン検討等を行いました。

エ 歩きたくなる都市空間の創出

本市では、令和4年度に策定した「名古屋交通計画2030」において、道路空間の再配分などによる歩行者空間の拡大を行い、人にやさしく歩いて楽しい道路空間を創出することを位置づけています。

また、ウォーカブルなまちの実現に向けて、目指すまちの姿や官民が連携して取り組むための基本方針などを盛り込んだ「Nagoya まちなかウォーカブル戦略」を令和5年度に策定しました。

オ 都心部の駐車施策の推進

自動車の都心部への集中緩和やまちづくりと連携した駐車施策を進めるため、都市計画駐車場のあり方を検討し、駐車施策を推進するとともに、市営路外駐車場の管理・運営等を実施します。

(ア) パークアンドライド施策の推進

都心への過度な自動車交通の流入を抑制し、バスや地下鉄等の公共交通機関への転換を促進するため、本市ウェブサイト等を活用した広報によってパークアンドライド駐車場の利用促進を図ることで、パークアンドライド施策を推進しています。

名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度に基づく駐車場は、令和5年度末時点で1,167台（公共248台、民間919台）を整備・供用しています。

(イ) 市営駐車場の経営

久屋駐車場、大須駐車場、古沢公園駐車場の令和5年度の利用台数は以下のとおりです。

場 所	台 数
久屋駐車場	484,105 台
大須駐車場	68,941 台
古沢公園駐車場	56,262 台

カ 公共交通機関の利便性の向上や機能強化による利用促進

(ア) あおなみ線の利用促進

あおなみ線の安定的な経営のため、沿線地域の魅力発信等の利用促進策を実施するとともに、安心・安全な運行及び将来需要に対応するための方策を検討します。

令和5年度は、あおなみ線沿線施設の魅力発信のため、体験型講座「あおなみ線ツアーズ」や沿線施設の魅力スポットをレゴ®ブロックで制作した「あおなみ線の電車が走る夢のまち」展示会を開催して利用の促進を図りました。

(イ) ゆとりーとラインの機能強化

本市北東部の基幹的な公共交通機関であるゆとりーとラインについては、志段味地区のまちづくりが進む中で利用者が年々増加しており、将来の輸送力増強を図るために、現行のガイドウェイバスに代わる自動運転技術を活用した新たなシステムの導入を検討しています。

令和5年度は、自動運転技術の導入に向けて、将来の走行空間を想定した環境で実証実験を実施するとともに、導入にあたり必要な走行路改修の検討などを行いました。

(ウ) リニモの利用促進

本市と東部丘陵線を結ぶ重要な公共交通機関リニモ（東部丘陵線）の利用促進のため各種支援策を実施します。

令和5年度は、ウォーキングイベントなどを開催し利用の促進を図りました。

(エ) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

金山駅地区、名古屋駅地区、栄・久屋大通駅地区、大曽根駅地区、瑞穂公園陸上競技場地区において、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的な整備を推進しました。

(オ) 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進

高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、1日当たりの利用者数 3,000 人以上の民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーターや転落防止のための内方線付き点状ブロックなどの設置を推進しました。

(カ) 駅施設のバリアフリー化

地下鉄駅のエレベーター整備や、可動式ホーム柵の整備、駅ホームと車両の段差・隙間の改善等により、誰もが利用しやすい快適な地下鉄の環境づくりを進めました。

(キ) 市バス停留所施設の整備・改修

照明付標識、上屋、ベンチの整備・改修により、誰もが利用しやすい快適な市バスの環境づくりを進めました。

キ 安全で快適な自転車利用環境の整備と自転車の活用推進

(ア) 適正な自転車駐車の推進と自転車通行空間の整備

歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施するとともに、自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、自転車通行空間の整備により、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的分離を進めています。令和 5 年度は市道木挽町通等において自転車専用通行帯等や、自転車の交通ルールの周知を目的とした路面表示等、自転車通行空間 9.7km の整備を行いました。あわせて、通行の妨げとなる放置自転車の削減のため、自転車駐車場の整備、自転車等放置禁止区域の拡大を行うなど、自転車の適正利用、駐車マナーの向上が図られるよう努めました。

(イ) 都心部自転車対策の推進

都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車対策を推進するとともに、民間主体によるコミュニティサイクルの普及を促進します。

令和 5 年度には、栄地区 7 駅において自転車等放置禁止区域の拡大および自転車駐車場の有料化を実施しました。また、794 台分の自転車駐車場（原動機付自転車駐車場を含みます。）の整備を行い、栄地区 7 駅においては累計で 9,916 台分の収容台数を確保しました。

コミュニティサイクルについては、庁内ワーキングを実施し、コミュニティサイクル事業者と意見交換を行いました。また、コミュニティサイクル事業者に公共ステーションを提供する社会実験を継続し、コミュニティサイクルの普及促進を図りました。

(ウ) 自転車の活用推進

令和 2 年度に、身近な交通手段である自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「名古屋市自転車活用推進計画」を策定しました。

令和 5 年度は、計画に基づき安全で快適な自転車通行空間等の整備をするとともに、関係機関と調整を進め、さまざまな目的による自転車の活用推進について検討を進めました。

ク 公共交通機関の省エネルギー化

(ア) 地下鉄施設の省エネルギー化

駅構内の照明を省エネルギー効果の高いLEDに改修するなど、地下鉄施設における省エネルギー化を進めました。

(イ) 市バス施設の省エネルギー化

市バスの標識等の施設の照明を省エネルギー効果の高いLEDに改修するなど、市バス施設における省エネルギー化を進めました。

(ウ) 市バス車両の更新

車両更新時に、最新の排出ガス規制に適合したアイドリング・ストップ付ノンステップバスを導入しました。

(エ) 地下鉄車両の更新

車両更新時に、より省エネルギー性能に優れた制御装置を採用した地下鉄車両を導入しました。

(3) 環境にやさしい自動車利用の促進

自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及の促進や、交通流の円滑化の推進など、環境にやさしい自動車利用を促進します。

ア 自動車環境対策の推進

出前講座やイベントにおいて、公用車として導入した燃料電池自動車とプラグインハイブリッド自動車を活用し、市民や事業者に対して、次世代自動車の普及啓発を行いました。

イ 都市計画道路の整備と計画の見直し

(ア) 都市計画道路の見直し

事業未着手の都市計画道路について、重点的、効果的に道路整備を推進するため、変更案の検討等を行いました。

(イ) 都市計画道路の整備

交通の円滑化や機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保を図るため、令和5年度も都市計画道路の整備を推進しました。

ウ 道路と鉄道の立体交差化、橋りょうの整備推進

(ア) 道路と鉄道の立体交差化の推進

地域分断の解消や交通の円滑化を図るため、令和5年度も道路と鉄道の立体交差化を推進しました。

(イ) 橋りょうの整備

渋滞の解消など交通の円滑化を図るとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、令和5年度も都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りょうの改築を実施しました。

エ 公用車への電動車の導入促進

令和 5 年度に、公用車として電気自動車を 21 台、プラグインハイブリッド自動車を 7 台、燃料電池自動車を 2 台、ハイブリッド自動車を 64 台導入しました。

また、令和 3 年度に更新した燃料電池自動車の実車展示などを実施し、普及促進に努めました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・エコドライブの促進（50 ページ参照）

（4）住宅・建築物の脱炭素化の促進

住宅・建築物における温室効果ガスの排出を削減するため、ZEH・ZEB の普及促進、高効率な省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム（EMS）の導入促進、建築物の環境性能を評価・公表する制度（CASBEE 名古屋）の運用、建築物における木材利用の促進などにより、住宅や建築物の脱炭素化を促進します。

ア 住宅・建築物の省エネルギー化の促進

（ア）住宅等の脱炭素化促進

本市は日照時間や日射量などの気象条件が良く、再生可能エネルギーの導入拡大には太陽エネルギーの利用が最も有効と考えられます。

そのため、平成 21 年度から住宅用太陽光発電設備への補助を実施しているほか、平成 30 年度からは太陽光発電設備と複数の省エネルギー機器を併せ持つ住宅である ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や、太陽光発電の自家消費を促す蓄電システムへの補助を開始しました。令和 5 年度は太陽光発電設備・蓄電システム・HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の一体的導入に対して 397 件、ZEH 及び ZEH よりも省エネルギー性能の高い ZEH+ に対して 140 件、ZEH 及び ZEH+ に併設する蓄電システムに対して 82 件、V2H（ビークル・トゥ・ホーム）充放電設備に対して 38 件の補助を実施しました。

（イ）低炭素建築物等の認定・建築物環境計画書の届出

市内の建築物に関して、各種法律による申請に基づき、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素に資する措置が講じている建築物の認定や、省エネ基準の水準を上回る誘導基準等に適合している建築物の認定、また、住生活の向上及び環境への負荷の軽減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅の認定を行うとともに、床面積 300㎡以上の新築・増改築時に建築物の省エネルギー措置を記載した省エネルギー計画の届出の受理等を行いました。さらに、床面積 2,000㎡超の建築物の新築・増築時に建築物の環境性能を総合的に評価する建築物環境計画書の届出の受理公表等（建築物環境配慮制度）を条例に基づき行い、建築主の自発的な取り組みを促し、普及を図りました。

令和 5 年度は、低炭素建築物の認定 178 件、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 9 件、長期優良住宅の認定 2,804 件を行いました。また、建築物環境計画書 191 件の届出があり、CASBEE「S」ランクなどの公表を行いました。

イ 公共施設の省エネルギー化の推進

令和5年度は、市施設2か所において、空調や照明などの設備機器の設置状況や運用状況を把握する「省エネ調査」を行い、省エネの改善提案を実施しました。

また、市施設の省エネルギー化を推進するため、直管形の蛍光灯約2万台をLED化しました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・公共建築物の木質化（80ページ参照）

（5）事業者による省エネルギー対策への支援

事業者の事業活動における温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー設備の導入支援や事業所の規模や業種に応じた支援の実施などにより、事業者による省エネルギー対策を支援します。

ア 省エネルギー訪問相談

事業活動における省エネ対策を促進するため、本市の事業者環境推進員が事業所を個別訪問し、パンフレット等を活用して、省エネルギーに関するアドバイスや情報提供を行いました。また、より詳細な助言が必要な場合には、「なごや省エネ相談窓口」による相談を実施しました。令和5年度は、オフィスビルなどに2,117件の省エネルギー訪問相談を行いました。

イ 地球温暖化対策計画書制度の運用

事業活動における地球温暖化対策の自主的な取り組みを促進するため、環境保全条例に基づき、燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度の使用量が800キロリットル以上（原油換算）の工場・事業場に対し、地球温暖化対策計画書等の作成、届出、公表を義務づけており、令和5年度は、383件の届出がありました。

また、本市のエネルギー管理の専門家である省エネルギー指導員が、同計画書対象事業所を巡回訪問し、地球温暖化対策の確認や助言を行いました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・環境保全・省エネルギー設備資金融資（31ページ参照）

（6）再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靱化をはかるため、太陽光発電設備の設置支援や公共施設での再生可能エネルギーの使用などにより、再生可能エネルギーの導入促進をはかるとともに、市内での導入事例が少ない小水力発電などの調査をすすめ、未利用エネルギーの利活用の促進をはかります。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

（ア）再生可能エネルギーの創出の推進（ごみ焼却工場）

本市では、全てのごみ焼却工場において、ごみの焼却・熔融に伴い発生した熱を利用して発電を行い、発電事業者として再生可能エネルギーの創出の推進をはかっています。

また、設備更新中の南陽工場では、高効率発電技術を導入してエネルギーを最大限に発電で活用することを目指し、事業を進めています。

イ バイオマスエネルギーの利活用の推進

(ア) 下水汚泥の固形燃料化

空見スラッジリサイクルセンターでは、バイオマスエネルギーとして下水汚泥を有効利用する下水汚泥固形燃料化施設が令和2年11月に稼働しました。

下水汚泥から固形燃料化物を製造し、近隣の有効利用先で石炭等の代替燃料として活用しました。

(イ) 公園・街路樹から発生する剪定枝の資源化

令和5年度も引き続き、公園樹・街路樹の剪定枝を民間資源化施設において100%チップ化し、バイオマスボイラー燃料として利用しました。

(ウ) エネルギーの有効利用の推進（ごみ焼却工場）

ごみの焼却・熔融に伴い発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、蒸気を利用して発電や工場内の給湯、冷暖房に使用したほか、温水プールや地域センターなどへ電気や熱供給を行い、給湯、冷暖房に使用しました。発電した電力の余剰分は売電しました。

ウ 未利用エネルギーの有効活用の推進

5か所の水処理センターに下水処理水を熱源として利用するヒートポンプ式空調設備を導入しているほか、フラリエ（旧「ランの館」）の空調設備の熱源として堀留水処理センターの下水処理水を活用しました。また、露橋水処理センターの下水処理水を、ささしまライブ24地区に送水し、地区内の地域冷暖房施設において空調設備の熱源として下水処理水を活用しました。

空見スラッジリサイクルセンターでは、下水汚泥焼却炉の廃熱を活用した発電・冷房設備を導入しており、余熱を有効活用しました。

エ 公共施設等への太陽光発電設備の導入

市施設への太陽光発電設備の導入にも積極的に取り組んでおり、原則全ての市施設の新築、改築、増築またはリニューアル改修工事時に設備導入を検討しています。

令和5年度は、市営菊元荘に約9.5kW導入しました。

オ 公共施設への再生可能エネルギー電力の導入

市施設からの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促し、クリーンなエネルギーへの転換に繋げるために、再生可能エネルギー電力を市施設で導入しています。

令和5年度は、科学館、市役所庁舎（本庁舎、東庁舎及び西庁舎等）、東山動植物園（北園エリア）等において、再生可能エネルギー電力を導入しました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・住宅等の脱炭素化促進（100ページ参照）
- ・環境保全・省エネルギー設備資金融資（31ページ参照）
- ・食用油のリサイクルの推進（71ページ参照）

(7) 水素エネルギーの利活用の推進

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靱化等をはかるため、燃料電池自動車の導入促進や水素エネルギーの普及啓発、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進などにより、水素エネルギーの利活用を推進します。また、水素社会の実現に向けて、水素発電をはじめとした水素の産業利用や再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

ア 燃料電池バスの導入

水素を燃料として走行時に温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない燃料電池バスについて、市バスへの試行導入に加え、なごや観光ルートバス「メーグル」への燃料電池バスの導入及びポッカレモン消防音楽隊（名古屋市消防音楽隊）車両への燃料電池マイクロバスの導入を行いました。

イ 水素エネルギーの普及啓発

市役所に導入した燃料電池自動車を使用して、イベントや避難所運営訓練で展示及び外部給電の実演等を行い、市民の方に水素エネルギーを身近に感じてもらうとともに、燃料電池自動車の環境面・防災面の有用性について啓発しました。



燃料電池自動車の展示及び外部給電の様子

ウ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進

本市における水素エネルギーの利活用を推進するため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置費補助を実施し、令和5年度は282件に補助を行いました。

2 気候変動によるリスクへの備えを推進する

(1) 暑熱への影響に対する適応の推進

気候変動による気温上昇により増加が懸念される熱中症の発生や重症化を防ぐため、熱中症の予防方法・対処方法の啓発や水を活用した暑熱対策の普及啓発などにより、暑熱への影響に対する適応を推進します。

また、ヒートアイランド対策を推進するため、緑の保全・創出の推進や都市活動における人工排熱の低減、コンクリート建築物による熱放射の低減などを推進します。

このほか、気候変動について考える契機とするため、市街地において気温測定を実施し、啓発を行います。

ア 熱中症予防方法等の普及啓発

各区保健センターや各消防署等で熱中症予防のポスター掲示やリーフレットの配布を行いました。また、市公式ウェブサイト及びSNS等による広報の実施や熱中症警戒アラート発令時の情報発信、毎年4月に市内全世帯へ配布する「がん検診ガイド」への熱中症予防に関する情報の掲載、テレビ番組や情報誌を活用した熱中症予防広報の普及啓発を行いました。

保育所、児童相談所等に対しては、リーフレットの配布、また、名古屋市立の学校及び幼稚園に対しては、「酷暑期における児童生徒および園児の健康管理について」、「熱中症事故の防止について」を発出し注意喚起を行うとともに、予防及び対処法について、リーフレット、ポスター、マニュアル等を活用した啓発活動を行いました。

また、熱中症予防のため市民が外の暑さを避け一時的に休息できる場所として、「一時的避暑スポット」を設置しました。



熱中症予防啓発ポスター 2023

イ 水を活用した暑熱対策の推進

(ア) 湧水を活用したヒートアイランド現象緩和のための実証実験

地下鉄川名駅の湧水を川名公園南側の歩道の舗装部材内に送水することで、ヒートアイランド現象の緩和を図る実証実験を行っています。

(イ) ミストを体感する機会の提供

水道水を細かな霧状にして噴霧することで、涼しい空間を作り出すミスト発生器をイベント等で設置し、その効果を体感する機会を提供しています。

ウ 人工排熱の低減

民間再開発事業施行者に対し、新規開発する建物が名古屋市建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）に基づく格付けでAランク以上となるよう、補助事業の実施などを通して断熱性能の向上などによる建築物の省エネルギー化を促進しています。

エ 市街地における気温測定

ヒートアイランド現象への対応等について考える契機とするため、令和3年3月から、市役所西庁舎前において、気温測定を開始しました。

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・名古屋打ち水大作戦（90 ページ参照）
- ・各論第4章-2-(1)「緑の保全・創出の推進」に掲げる事業（82 ページ参照）

（2）自然災害への影響に対する適応の推進

気候変動により頻発化・激甚化が懸念される水害による被害を防止・軽減するため、まちづくりと治水との整合をはかることや河川や下水道などの整備による、治水安全度の向上の推進や雨水流出抑制の推進、市民の自助・共助への支援などにより、自然災害への影響に対する適応を推進します。

また、災害による停電の影響を低減させるため、再生可能エネルギーなどを活用したエネルギー供給源の多様化及び自立・分散型エネルギーの導入を推進します。

ア 大雨に強い都市基盤整備の推進

（ア）河川の整備

浸水被害の軽減を図るため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川整備を実施しました。

（イ）ため池の改良

平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐため、設計及び改良を実施しました。

（ウ）下水道による浸水対策事業

名古屋市総合排水計画に基づき、1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対して床上浸水をおおむね解消することを目指し、下水道施設整備を進めています。

（エ）ポンプ施設の更新・整備

ポンプ施設の計画的な維持管理のため、設備の特性に応じた時期に更新・整備を実施しました。

＜すでに紹介した事業＞

- ・雨水流出抑制の推進（89 ページ参照）

イ 地域における防災対策の強化

(ア) 地区防災カルテを活用した防災活動の推進

地形や災害リスクなどの地域特性や地域における防災活動の状況など、地域防災に関する各種情報を学区ごとに整理した「地区防災カルテ」を活用し、地域住民とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動を検討し推進しています。

令和5年度は15学区で地域との話し合いを新たに開始し、あわせて267学区すべての学区で話し合いを開始しています。

(イ) 地域防災マネジメント事業の推進

家庭及び自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援を実施しました。

(ウ) 防災安心まちづくり事業の推進

防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参加型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進しました。

(エ) 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援

令和5年10月に避難確保計画等の作成を電子システム化し、事務の効率化を図りました。また、所管局が開催する集団指導などの機会を捉え、計画作成に係る周知・啓発を実施しました。

ウ 防災意識向上に向けた啓発

(ア) 防災意識向上に向けた啓発

市民の防災意識向上を図り、災害に対する備えを促進するため、総合防災訓練や港防災センターにおける展示等により防災知識の普及啓発を実施しています。

(イ) 学校における防災教育

現在、各学校において防災教育で使用している「なごやっ子防災ノート」は、学校だけでなく家庭においても、話し合ったことや大切な事柄を児童生徒が自分なりにまとめることができるように構成されています。防災について指導する際に、「マイ・タイムライン」の趣旨を踏まえながら、より実践的で具体的な避難行動について、児童生徒が意識することができるよう、発達段階や学校の状況等に応じて指導をし、引き続き防災教育の充実を図りました



なごやっ子防災ノート

エ 水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成

平成27年の水防法改正に伴う想定し得る最大規模の風水害（洪水、内水氾濫、高潮）に加え、地震、津波、ため池決壊などすべての災害を掲載したハザードマップと、防災情報や日ごろからの備えなどを掲載した防災ガイドブックを一つの冊子にまとめた「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を防災訓練での啓発をはじめ、メディアやSNSの活用、市政出前トークなど、様々な取り組みを通じて周知啓発を実施しました。

オ 災害時の情報収集・伝達手段の充実

（ア）災害時の情報収集・伝達手段の充実

過去の豪雨による浸水実績図の公表や降雨・水位・ポンプ運転状況などの提供を実施し、災害時の情報については、国や県などの関係機関と連携し、共有を図っています。

また、地下街等が発達し、内水氾濫によって相当な損害が生じる恐れがある名古屋駅周辺区域において、下水道の水位を計測し、避難や水防活動に必要な水位情報を地下街管理者等へ周知するシステムを運用しています。

（イ）道路・河川等の防災情報の収集・提供

台風や大雨時に、道路や河川などにおける危険箇所の状況把握のため、設置しているカメラの画像情報を提供するシステムを運用しています。

カ 再生可能エネルギーなどによる災害時におけるエネルギーの確保の推進

＜すでに紹介した事業（再掲）＞

- ・住宅等の脱炭素化促進（100 ページ参照）
- ・水素エネルギーの利活用の推進（103 ページ参照）

(3) 感染症への影響に対する適応の推進

関係性は明らかになっていないものの、気候変動による気温の上昇や降水量などの変化は、蚊などの節足動物の分布域を変化させ、節足動物が媒介する感染症などのリスクを増加させる可能性が懸念されているため、蚊の捕集によるウイルス保有調査や防除運動を実施するなど、感染症への影響に対する適応を推進します。

ア 感染症媒介蚊対策

蚊の活動が盛んになり始める 6 月、7 月を蚊防除運動期間と定め、町内掲示板へのポスター掲示等により運動の呼びかけを行うとともに、市公式ウェブサイトや広報なごやを活用した広報を実施するなど、蚊を発生させない環境づくりを目標とした運動を全市的に展開しました。

また、5 月から 10 月にかけて、市内 8 地点における蚊の生息密度及びウイルス保有状況を調査しました。その結果、合計で 1,860 頭の蚊が捕集されましたが、病原ウイルス（デングウイルス、チクングニアウイルス、ウエストナイルウイルス、ジカウイルス）の検査結果はすべて陰性でした。

イ 感染症発生動向調査事業

感染症発生情報として、全数報告対象感染症及び定点報告対象感染症を把握するとともに、結果を市民や医療機関へ迅速に提供・公開するため、定例記者クラブ発表を毎月実施しています。

ウ 衛生研究所での調査研究・情報提供

蚊、ダニ等が媒介する新興・再興感染症に関する調査研究を行っています。

また、感染症対策の情報収集機関として名古屋市感染症情報センターを運営し、市公式ウェブサイトなどに最新情報を提供しています。

令和 5 年度は、市内 3 地点で人おとり法及びオビトラップにより蚊の生息状況調査を、市内 5 地点で旗ずり法によりマダニの生息状況調査を実施しました。

また、各種調査結果をまとめて、市公式ウェブサイトなどで情報提供し、啓発活動を行いました。

2050 年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の改定など、脱炭素社会に向けた国の動きを踏まえ、本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するために前計画を改定し、「2050 年カーボンニュートラル」の実現にチャレンジすべく、2030 年度（令和 12 年度）までの削減目標等を示す実行計画を令和 6 年 3 月に策定しました。

この計画では、「低炭素都市 2050 などや戦略」の理念を踏まえつつ、目標達成に向けて 2030 年度までに取組む 9 つの大きな施策を掲げています。

また、これまでの温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取り組みに加え、地球温暖化の影響による被害を防止または軽減する「適応」についても両輪として進めることで、脱炭素で快適な都市の実現をめざしています。

- ・目標年度 : 2030 年度（令和 12 年度）
- ・削減目標 : 2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比（平成 25 年度比）52%削減する
- ・導入目標 : 2030 年度に太陽光発電を 49 万 kW（2019 年度比（令和元年度比）約 2 倍）導入する

2030年までの取組方針

- 1 市民生活・事業活動に伴うエネルギーを減らす、創る、貯める取り組みを推進する。
- 2 環境と経済の好循環を生み出し、グリーンTRANSフォーメーション(GX)につながる取り組みを推進する。
- 3 自然共生、水循環、防災等の課題の同時解決につなげる。

2030 年までの施策

- 施策1 脱炭素型で自然を活かしたまちづくり
- 施策2 モビリティ(交通・移動)の転換
- 施策3 住宅・建築物の脱炭素化の促進
- 施策4 脱炭素型ビジネススタイルとイノベーションの促進
- 施策5 再生可能エネルギーの普及拡大
- 施策6 水素エネルギーの普及拡大
- 施策7 行動する人づくり・パートナーシップの推進
- 施策8 市役所自らの取り組み
- 施策9 気候変動の影響への適応



出典：A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）「気候変動適応とは」

※令和 5 年度は前計画の「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」に基づき事業を実施しています。

環境行政主要事項一覧

(令和5年4月～令和6年3月)

年月日	事 項
令和5年 4月	○大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価審査書の縦覧(4/11～4/25) ○名古屋市営バスにおいて燃料電池バスの試行運行を開始
5月	○株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズとリユースの促進を目的とした協定を締結
6月	○株式会社メルカリとリユースの促進を目的とした協定を締結 ○SDGsまちづくり推進事業SDGsアクション「ボタニカルライト設置」の実施 ○大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価書の縦覧(6/20～7/19)
7月	○「生物多様性なごや戦略実行計画2030(案)」パブリックコメントの実施 ○「なごやいきものクエスト2023」の開催
8月	○水質環境目標値の見直しに対する意見募集 ○かんきょう実験スクールを開催 ○「SDGsフィールドに行こう！夏休みSDGsイベントin2023」を開催 ○「プラスチックごみから海をまもろう」を開催 ○SDGsまちづくり推進事業SDGsアクション「真夏の夜の浜おどり」の実施 ○名古屋市・木祖村 ローカルSDGsツアーの実施 ○「庄内川の水環境を学ぼう」の実施 ○国内湿地交流事業で谷津干潟(千葉県)等に派遣
9月	○「環境デーなごや2023」中央行事を開催 ○「なごや SDGs グリーンパートナーズ優秀賞」を表彰 ○NPO 法人中部リサイクル運動市民の会と連携したリユース事業の実施
10月	○草木類収集の実証実験の実施 ○SDGsまちづくり推進事業SDGsアクション「SDGs講演会＆コンサート」の実施 ○「容器のシェアリングサービスRe&Go」を活用した学生参加型の使い捨てプラスチック削減のモデル事業を実施 ○「名古屋のアップサイクル情報教えてキャンペーン」を実施 ○「なごや生物多様性センターまつり・生物多様性ユースひろば」を開催 ○政令市初となる「なごやネイチャーポジティブ宣言」の表明 ○「生物多様性なごや戦略実行計画2030」の策定 ○住民用仮置場設置訓練の実施(西区洗堰緑地)

年月日	事 項
11 月	○第24 回日中韓三カ国環境大臣会合の開催 ○SDGsまちづくり推進事業SDGsアクション「熱田湊子ども図書室オープン記念イベント」の実施 ○都市生物多様性国際フォーラムに参加(中国・雲南省昆明市) ○化学物質セミナーの開催 ○「名古屋から始まる省エネの輪」の実施
12 月	○名古屋市環境審議会において「環境基本条例に基づく水質環境目標値の見直しについて」答申
令和 6 年 1 月	○「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画(案)」パブリックコメントの実施 ○「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030(案)」パブリックコメントの実施 ○「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施 ○「なごや環境大学」実行委員会主催シンポジウム「暮らしの中のネイチャーポジティブ」を開催 ○名古屋市立大学と制作した使い捨てプラスチック削減動画を配信
2 月	○「環境科学調査センター 調査研究発表会」を開催 ○SDGsまちづくり推進事業報告会の開催 ○官庁街フードドライブの開催 ○燃料電池マイクロバス導入記念式典を開催 ○生物多様性自治体ネットワーク第11期代表に就任(再任)
3 月	○セミナー「フェアトレードタウンなごやのススメvol.7- フェアトレードタウンなごや今昔物語 -」の開催 ○なごや生物多様性シンポジウム2024「みんなでつながろう 生物多様性の未来」を開催 ○「なごや東山の森」が「自然共生サイト」に認定 ○「なごやネイチャーポジティブ」シンボルマーク決定 ○自治体と生物多様性に関する諮問委員会の副委員長に市長が就任 ○オーストラリア・ジロング市へ中学生を派遣 ○「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」の策定 ○「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の策定 ○名古屋観光ルートバス「メーグル」へ燃料電池バスを導入 ○水質環境目標値の一部改正

名 称 名古屋市環境白書

発 行 名古屋市環境局

編集担当 環境局環境企画部環境企画課
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 (052) 972 - 2661

FAX (052) 972 - 4134

発行年月 令和6年12月

発行部数 640部 庁内・特定

10部 一般頒布価格 640円

